

平成 23 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 5 回 定 例 会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
9月14日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○一般質問	16
4 番 大 野 伸 恵 議 員	16
10 番 小 泉 初 男 議 員	28
5 番 若 林 想 一 郎 議 員	39
1 番 富 田 能 成 議 員	44
○報告第3号の上程、説明、質疑	50
・報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率について	
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
・議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例の一部を改正する条例)	
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
・議案第28号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
・議案第29号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
・議案第30号 横瀬町防災会議条例の一部を改正する条例	
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
・議案第31号 横瀬町災害対策本部条例等の一部を改正する条例	
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
・議案第32号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改	

正する条例

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
・議案第33号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分について	
○散 会	64



9月15日(木)	○開 議	67
	○議事日程の報告	67
	○認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
	・認定第1号 平成22年度横瀬町一般会計決算の認定について	
	・認定第2号 平成22年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について	
	・認定第3号 平成22年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について	
	・認定第4号 平成22年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
	・認定第5号 平成22年度横瀬町老人保健特別会計決算の認定について	
	・認定第6号 平成22年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について	
	・認定第7号 平成22年度横瀬町水道事業決算の認定について	
	○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
	・議案第34号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)	
	○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
	・議案第35号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
	・議案第36号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
	・議案第37号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
	○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	99

・議案第38号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）	
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
・議案第39号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）	
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
・議案第40号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について	
○議案第41号の上程、説明、質疑、採決	105
・議案第41号 横瀬町教育委員会委員の任命について	
○陳情第1号の上程、説明、委員会付託	106
・陳情第1号 議会のストリーム放送についてのお願い（インターネット放送及び録画放送）	
○閉会中の継続審査の申し出	107
○閉会	108

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第43号

平成23年第5回横瀬町議会定例会を、平成23年9月14日横瀬町役場に招集する。

平成23年9月7日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	富	田	能	成	議 員	2 番	新	井	鼓	次	郎	議 員	
3 番	内	藤	純	夫	議 員	4 番	大	野	伸	惠		議 員	
5 番	若	林	想	一	郎	議 員	6 番	赤	岩	森	夫	議 員	
7 番	町	田	勇	佐	久	議 員	8 番	若	林	ス	ミ	子	議 員
9 番	関	根			修	議 員	10 番	小	泉	初	男	議 員	
11 番	若	林	新	一	郎	議 員	12 番	若	林	清	平	議 員	

不応招議員（なし）

平成23年第5回横瀬町議会定例会 第1日

平成23年9月14日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 大 野 伸 恵 議員

10 番 小 泉 初 男 議員

5 番 若 林 想一郎 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、報告第 3 号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第 2 7 号 専決処分承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 8 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 9 号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 0 号 横瀬町防災会議条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 1 号 横瀬町災害対策本部条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 2 号 横瀬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 3 号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管理 計者
加藤芳男	参事兼 まち経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
木崎泰明	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	村越和昭	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田等	事務局長	町田祥明	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○町田勇佐久議長 皆さん、おはようございます。

平成23年第5回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○町田勇佐久議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○町田勇佐久議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。議会定例会の開催に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成23年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から今月の11日で半年が経過いたしました。しかしながら、この震災による災害の復興も思うように進んでいない状況であります。また、原子力発電所の事故に伴う電力の不足や放射能汚染は、我が国経済や国民生活に大きな打撃を与えているところであります。国では、野田連立政権が9月2日に発足しました。東日本大震災の復興と東京電力福島第一原子力発電所の事故の収束を最優先の課題と位置づけておりますが、その実力は不透明な状態であると感じております。このような中で、サッカーの女子ワールドカップドイツ大会で、なでしこジャパンが初優勝いたしました。主将の澤選手は、インタビューの中で、目標だった世界の頂点、夢をあきらめずに頑張ってきてよかったと語っていました。このことは、大震災からの早期の復興を願う日本国民に対する強いメッセージとして伝わったと思います。国民に感動を与えた明るいニュースでありました。

この福島第一原子力発電所の事故に伴う当町の対策でございます。まず、電力供給の不足により多くの企業が影響を受ける中、当町でも町民に対して広報、防災行政無線により節電を呼びかけ、役場庁舎を初め各公共施設で計画的に節電を行いました。また、被災地支援についてでございますが、当町では東日本大震災を契機とした被災市町村と埼玉県市町村の助け合い事業に賛同し、被災地の支援を行うことといたしました。この事業は、埼玉県と被災県が調整役になり、それぞれの県内の市町村を組み合わせる支援を行うものであります。当町では、原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている福島県川内村を支

援することとなりました。事故のあった原子力発電所から30キロ圏内にありまして、警戒区域と緊急時避難準備区域の2つの区域が設定をされております。私は、8月26日に避難をされていた郡山市のピッグバレットを訪問して、遠藤村長は、復興会議のため不在でありましたが、猪狩副村長にお会いして、現況、復興の取り組みについて説明をいただきました。川内帰村計画、災害復興ビジョンを策定して、帰村、復興に向けて取り組んでおられます。当町では、川内村からの要請があれば、今後必要な支援をしてまいりたいと考えております。

また、横瀬小学校の空間放射線量、横瀬小中学校のプール水、浄水場水道水の放射線量の測定についてを申し上げます。空間放射線量については、埼玉県で浄水場、水道水、プール水については、町で測定をしております。それぞれの結果は、空間放射線量については、基準値を大きく下回るもので、プール水、水道水については不検出であります。この結果につきまして、回覧、町のホームページで町民の方々にお知らせしております。これからも引き続き調査してまいります。

また、猛暑により発症する熱中症等から、町内の小学生や高齢者等を守る対策として、首や額などを素早く冷やすことができる熱中症対策グッズ、マジクールを小学校児童、要援護者786名に配布いたしました。このことがすべてではありませんが、熱中症を発症した報告はありませんでした。

次に、台風12号の関係についてご報告いたします。広い範囲を強風域に巻き込んでゆっくり北上した台風12号による大雨は、近畿、中国地方など広い範囲で続き、奈良県上北山村で8月30日の降り始めからの雨量が1,800ミリを超えるなど、記録的な豪雨になりました。土砂崩れや河川の反乱で民家が流されるなど、各地で被害が発生いたしました。当町では、情報収集を行うための態勢を配備して対応をいたしました。幸いにして雑木の倒木、少しの土砂の流出等はありませんでしたが、大きな被害はありませんでした。今後台風などの自然災害に対しましては、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、本定例会に提出いたしました付議事件についてであります。横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告1件、横瀬町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認1件、横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等、条例の一部改正5件、総合事務組合の規約変更1件、平成22年度横瀬町一般会計、特別会計決算の認定7件、平成23年度横瀬町一般会計、特別会計補正予算6件、ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について1件、人事案件1件であります。

ご審議の上、全議案ともご議決いただきますようお願い申し上げます。定例議会開催に当たってのあいさつとさせていただきます。

○町田勇佐久議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○町田勇佐久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

12番 若林清平 議員

2番 新井鼓次郎 議員

1番 富田能成 議員

以上3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○町田勇佐久議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

内藤議会運営委員長。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員長の内藤でございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

9月7日午後2時より、301会議室におきまして議会運営委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員、議長、事務局長、書記でございます。事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期について審議いたしました。

議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は9月14日、9月15日の2日間と決定いたしました。

なお、一般質問者につきましては1名1時間以内、一問一答方式とさせていただくことを確認いたしました。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営がなされますようお願いいたします。議会運営委員会の報告を終了させていただきます。

○町田勇佐久議長 ここでお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日14日から15日までの2日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○町田勇佐久議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議長の諸報告について報告いたします。

このことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、報告第2号 議員派遣の件でございますが、この件につきましてはお手元にお配りしてありますとおり会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、報告いたします。

続きまして、監査委員より例月出納検査の結果が報告されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の一柳でございます。それでは、議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査の報告についてご報告申し上げます。

地方自治法235条の2第3項の規定により報告いたしました5月度、6月度、7月度の例月出納検査の結果についてでございます。検査の対象は、平成22年度、平成23年度の一般会計及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、老人保健、下水道の各特別会計並びに平成23年度の水道事業会計にかかわる歳入歳出現金出納状況であります。検査期日は、平成23年6月20日と7月19日、8月22日の3日間でございます。

次に、検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、提出されました検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、若干の軽易な指摘事項がございましたが、これは検査の過程で触れておきましたので、ここでは省略いたしたいと思っております。

その他、特に指摘事項はございません。なお、平成23年7月29日現在の水道事業を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は5億2,728万539円であり、水道事業会計は、2億4,148万8,771円であることを確認いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○町田勇佐久議長 以上で例月出納検査の監査報告を終わります。

次に、各委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名ございましたので、総務文教厚生常任委員会の審査の概要についてご報告いたします。

開催日は、去る8月31日水曜日で午前10時より開催いたしました。出席者は、委員6名全員出席と執行部11名、事務局2名でございます。

審査事件は、1、所管事務調査として、①、町有財産の管理状況について。②、ちちぶ定住自立圏の追加協定項目について。③、学校等放射能測定の結果について。④、横瀬中学校エアコン設置状況等の現地

視察。2、教育委員会報告。3、その他でございます。

最初に、町長からあいさつをいただいた後、会議録署名委員を指名し、直ちに会議に入りました。議題の1、所管事務調査①は、町有財産の管理状況についてです。まち経営課長より資料に基づき、行政財産、普通財産の分類と管理、普通財産のうちの建物、土地の管理状況について報告、説明を受けました。行政財産については、行政目的に有効に活用されるよう、目的に即した効率的な管理を行うため、管理する関係各課所による管理を行っているということでございます。また、普通財産は、行政財産以外の町有財産で、建物、土地等をまち経営課で管理しております。建物、宅地については、用途に合った有効な利用を、山林、雑種地等は、間伐、草刈り等を行い、管理に努めています。

なお、現在財産等の確認作業を実施中であり、その活用法、処分法については検討を重ね、適時適正管理をしていきたいとのことです。

所管事務調査②は、ちちぶ定住自立圏の追加協定項目についてです。まち経営課長より資料に基づき、予定しているちちぶ定住自立圏の追加協定項目である生涯学習の充実、滞在型観光の促進、外国人観光客の増加、地域ブランドの確立及び特産品の販売促進の4項目について、現状と取り組み、期待される効果について説明を受けました。いずれの項目も現状の問題点を改善し、効果が期待できるのが追加の理由でございます。

所管事務調査③は、学校等放射能測定の経過についてです。教育次長より資料に基づき、学校等放射能測定経過について報告、説明を受けました。県による横瀬小学校校庭の空間放射線の測定は、7月8日より8月31日現在計4回実施されておりますが、いずれも基準値を大きく下回っております。この測定は、月に2回程度継続されます。また、町では小中学校のプール水の放射能検査を5回実施してきましたが、すべて放射能は未検出でした。測定結果は、回覧、町ホームページ等で公表しております。

それから、総務課長より防災担当としまして、口頭により放射能測定について報告をいただきました。上下水道は未検出、下水の脱水汚泥は基準値内であり、引き取り処理をされております。また、農産物は、県の農林振興センターで実施していますが、現在のところ異常はありません。

所管事務調査④は、横瀬中学校エアコン設置状況等の現地視察でございます。現地視察は、会議終了後実施し、学校の木質化、エアコンの設置及び図書室書架を視察しました。

次に、議題の2、教育委員会の報告ですが、教育長から資料に基づき、校長会、教頭会の主な指示、伝達事項、小中学校児童生徒の現状、平成23年度横瀬町教育委員会の新しい取り組み、読書教育の推進等につきまして報告、説明を受けました。

以上の報告、説明に対して質疑を行いました。主な内容は、①の町有財産の管理では、雑種地、雑地の管理、②の定住自立圏では、追加協定することによる人的負担、経済負担、③の放射能関係では、下水、汚泥の処理、農産物等の測定値について、2の教育委員会報告では、中学校の状況、学習状況調査についてというような事柄でございました。

議題の3、その他については、教育次長から工事関係の進捗状況ということで、エアコンの設置工事、小学校木造校舎の耐震工事等の説明、報告を受け、執行部から9月議会提出議案の概要について報告、説明を受けました。当委員会としましては、これらの報告、説明を聞きおくことでまとめといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○町田勇佐久議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 皆さん、こんにちは。議長より指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会で審査された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成23年8月31日水曜日午後2時から。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名全員、議長、執行部6名、事務局2名。

審査事件、所管事務調査(1)①、町営住宅の現状と今後について。②、ウォーターパーク・シラヤマ周辺の現地視察。(2)、その他でございます。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員をご指名をいたしました。次に、①、町営住宅の現状と今後について、執行部より資料に基づいて説明を受けました。町営住宅中司団地の現状でございます。土地について、町有地2筆1,062平米、賃借地5筆3,502.89平米、家屋について、構造等コンクリートブロックづくり、耐用年数45年。

建築年度別詳細、昭和47年度建築3棟10戸、昭和48年度建築3棟12戸、昭和49年度建築2棟12戸、昭和50年度建築2棟10戸。

建築等経費、昭和47年から50年、1億1,390万円、外計、これは外の舗装とか、そういうものでございます。553万9,000円。

修繕経費等、昭和54年から平成11年、1億68万5,000円。

入居状況でございますけれども、平成18年度2戸募集、入居を最後に平成19年度以降退去があった場合にも入居募集をしていない状況でございます。入居数44戸中33戸、75名でございます。

町営住宅の今後、平成22年度町営住宅設備に関する事前方針企画書作成、平成23年度企画書に基づき、地域の実態把握の分析、1、実態把握のための調査、①、現在の住民構成要素、②、現在の住宅市場の動向、③、上位計画の関連性、④、既存町営住宅の現状。

2、実態の分析、①、把握した実態の整理、②、傾向の読み取り(弱み強みの分析)、③、補完・推進部分のまとめ。

実施策の検討、1、実施策の検討、①、傾向に対する実施策の検討、②、解決策・推進策としての決定。子育て支援住宅、一般住宅、高齢者支援住宅、買い取り型・借上型住宅、町内空き家住宅のあっせん、住宅補助制度の創設。

供給方針等目標の設定、1、実施可能施設の絞り込み、①、実施可能な施策の絞り込み、②、供給方針と設定すべき目標の決定、③、町営住宅の供給計画の策定(町営住宅供給の場合)、(施設設備計画、維持管理計画、事務計画、資金計画)、④、他の住宅施策による対応の可否の検討(町営住宅計画困難な場合)。

平成24年度以降、今後の進め方(町営住宅供給の場合)、1、事業計画の策定、2、公営住宅等長寿命化計画の作成、3、用地の選定、4、基本設計、実施設計、5、建設工事。6、その他。

以上、執行部より、町営住宅の現状と今後について説明がありました。当委員会としては、これら報告、

説明を受けたいということでもとめました。

次に、②、ウォーターパーク・シラヤマ周辺の現地視察ですが、資料に基づいて執行部より説明を受けました。内容につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、(2) その他について、執行部から9月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことととめました。

会議終了後、ウォーターパーク・シラヤマ周辺の現地で執行部により説明を受けながら視察をいたしました。参加者、委員5名、議長、執行部2名、事務局2名参加をいたしました。

以上で報告を終了いたします。ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。時間軸に沿って説明したいと思いますので、まず裏側、全員協議会のほうからお話をさせていただきます。定例会に先立ちまして全員協議会が、平成23年7月14日木曜日、秩父クリーンセンターの会議室で開催されております。出席者は議員15名、これは1名欠席です。それから、事務局と消防本部。

協議内容は、記載のとおりです。

1番、秩父広域市町村圏組合ごみ処理建設工事入札談合に係る損害賠償請求事件裁判経過について。

2番、火葬場建設業務の進捗状況について。

3番、夏季の電力需要対策に係る対応について。

4番、秩父クリーンセンター長寿命化計画における発電設備について。

5番、秩父クリーンセンターの放射能について。

6番、秩父消防署東分署竣工式典について。

7番はその他となっております。

この協議会は、主にこの後お話しします定例議会等の事前説明的な位置づけになりますので、内容については、次の定例議会のところであわせて説明させていただきます。

それでは、1枚目に戻ってください。定例議会は、平成23年7月26日、同じく秩父クリーンセンターの会議室にて開催されました。出席者は、議員16名、これは全員です。それから、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部の出席であります。

まず、諸報告で、監査委員から例月出納検査の結果が適正であるとの報告がありました。

審議内容ですが、次の3つの議案を審議し、最終的にすべて可決されました。1つ目、議案第8号 秩父広域市町村圏組合ごみ処理施設建設工事の受注に係る不法行為による損害賠償請求訴訟の和解についてという案件です。概要は、これは平成21年6月18日に東京地方裁判所へ提起した損害賠償請求事件に関し、被告であります日立造船株式会社が7億4,400万円を原告である当組合に支払うことを骨子とした和解案の締結でございます。和解案の内容を少々詳しくお話しします。5つあります。

1つ、被告、日立造船株式会社は、原告に対して和解金として7億4,400万円の支払い義務があることを認める。

2つ目、被告は、原告に対し前項の金員を平成23年9月9日限り、原告が発行する納付書により振り込む方法により支払うということです。既に支払われているということです。

3つ目、原告は、そのような請求を放棄する。

4つ目、原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し本和解状況に定めるもののほか、何ら債権債務が相互にないことを確認する。

5つ目、訴訟費用は各自の負担とするという内容になります。和解金は7億4,400万円ということで、これはもう9月9日限りですから、入っているということだと思えるのですが、ここから弁護士費用と、それから従前県から受けています補助金の返還が必要だそうです。その差し引きの金額、これについては、質問もあったのですが、差し引きの金額は、実際の実入り額、ネットの収入ということになるので、すけれども、これについては、まだ未確定ということでした。

次に、議案第9号 財産の取得についてです。これは、秩父消防署皆野分署に配備している消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新設備として新たに消防ポンプ自動車を取得するという内容です。5社による競争入札を経まして、消費税込み2,950万5,000円で購入という形になります。

次が、議案第10号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について、これは秩父市番場町の宮前洋一氏を継続して選任ということで可決されております。その後一般質問が3名よりありました。浅海忠議員、火葬場建設の考え方と進捗状況について。それから、林豊議員、火葬場建設に係る質問及び報告。それから、新井康一議員から放射能汚染と検査体制について、ほかです。

これに絡めて、主なものを報告します。まず、火葬場建設についての進捗ですが、現在聖地公園のグラウンドを第1候補地としておりまして、周辺町会等に事前の説明を行っている段階だそうです。一部で建設反対の意見を出しているようなのですが、これから本格交渉のテーブルについてももらえるように交渉していきたいというお話がありました。今後の日程についてなのですが、これも質問されたのですが、今後の日程については、まだ明示できる段階にないそうです。ただし、めどとして、住民説明が終了すれば、これは同意がとれればという意味だと思えるのですが、都市計画の変更手続に1年から1年半程度、それから建設に約2年程度かかるであろうということですので、住民説明が終了したという段階から、3年から3年半はかかってしまうというような状況だそうです。現状まだ住民説明段階ということでして、次の議会である程度第1候補地の角度であるとか方向性は見えてくるのではないかなというふうに期待しております。

次に、放射能問題ですけれども、6月の6日にクリーンセンターから生じる灰を東京の専門業者に委託して、サンプリング調査をしておるそうです。結果として、セシウム量は、環境省が暫定的に定めた一般廃棄物の一時保管基準となる数値を下回っていたとの報告がありました。

以上です。

○町田勇佐久議長 以上で、諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、済みません、文教厚生委員と広域についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、総務文教厚生常任委員会のことなのですが、1の町有資産の管理状況についてなのですが、実は近ごろ私のところに芦ヶ久保小学校の道路に面したところに車がいつも常時置いてあると。どうも無断で駐車して、通勤通学とかに使うのではないかということが1件と、それから旧役場庁舎前の石碑なのですが、その他の町内にあるいろんな石碑もそうなのですが、旧役場庁舎前の石碑などについての管理がどうも行き届いていないというふうなお話が来たところでございます。その辺について、この管理状況について報告、説明を受けたとありますが、管理が余り行き届かなかったとかというような点の説明というものは、あったのかどうかということが1点であります。

広域のほうなのですが、こちらで7億4,400万円の和解金ということで、私の感覚としましては、よかったみたいな感じだったのですが、よく考えてみますと、当初損害賠償金額が14億8,100万円を請求したと聞いています。そして、実態としては、実態的な金額が9億円で、あとその他の延滞金が5億円ということで請求をしたというふうなお話なのですが、和解ということで7億4,400万円に決まったということは、それでいいのですが、その当時、組合事務局としても、その談合を見抜けなかったという事実があると思うのです。だから、その点の説明というのですか、が反省というか、そういうふうな事務局サイドの反省みたいなものがあったのかどうかということなのですが、これは今後火葬場とかも建設しますので、住民の大切な税金ですので、十分に管理していただきたいと思いますので、その点の説明、事務局側の考え方とか、どうであったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、火葬場なのですが、平成17年に広域で議決しています。これから説明を開くということなのですが、なるだけ早目に実施していただくのがいいと思います。そして、日曜の営業ということについては、その住民説明会の中でも話をしていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 ただいまの4番、大野議員の質問についてお答えいたします。

総務文教厚生常任委員会、本会の会議の中で、そのような個々についての管理について報告はございませんでした。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 4番、大野議員の質問にお答えします。

まず、談合事件の経緯についてなのですが、当局のほうからも住民監査請求に基づき今回のアクションが始まっているという事実認識はされております。本件は、平成6年に行われました工事入札がもとでして、それからかなり時間がたって、公正取引委員会の排除勧告等の経緯があります。その後、平成16年9月に住民監査請求ということで、6名の方から管理者に対する措置請求があったという経緯になっておりますので、契機がどうなっているかということに関しては、事実認識を執行部のほうでしているというふうに考えています。

あと、火葬場に対するご質問なのですが、早目に実施していただきたいというのは、そのとおり

でして、私どもそういう話をこれからもしていきたいと思っています。

それから、日曜営業についてなのですが、今の第1候補地に関しては、日曜日営業を前提で交渉を進めておられるそうです。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 それでは、広域の富田議員さんにお聞きをしたいと思います。

秩父クリーンセンターの談合の和解金というのが7億4,400万円という金額を見たということでございます。こちらの金額につきましては、横瀬町の税収でいいますと半分以上の金額です。こういう金額が生じたということに対して、何か住民として寂しい気がいたします。この関係で、平成16年の10月の16日の読売新聞を見ました。これに秩父市のオンブズマンの方が住民監査請求をされたというのが始まりかなということで解釈をしております。できましたらこの人たちがこの金額を引き出したというような形で、例えば、この人たちに感謝状等を贈呈するような気はないかということがまず1点です。

続きまして、2点目でございますが、火葬場につきましてのお願いを申し上げたいと思います。秩父火葬場につきましては、先日私も母を送りました。本当に老朽化が著しい感じがいたします。たまたま昨年おじがさいたま市で火葬を行いました。こちらにつきましては、本当に近代化されておりまして、秩父斎場と比べますと、本当に隔世の感があるという気がいたしました。ということで、今回若林議員、そして富田議員さんが横瀬町の代表として秩父広域市町村圏組合の議員になっているわけでございますので、秩父郡市の全住民というか、全郡市民が望んでおるところでございますので、喫緊に、さすが横瀬町の議員さんだと言われるような形でこれを進めていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 ただいまの若林議員のご質問にお答えします。

まず、住民監査請求のところですが、先ほどご説明申し上げたとおり、執行部のほうとしては、これが1つの契機になったという認識はしております。ただ、まだ状況が、金額もまだ費用のところ確定しなかったりとかという段階ですので、今のところ感謝状をというお話は、報告を受けておりません。

それから、最初のほうは、おっしゃるとおりでして、鋭意早期に新しい斎場ができるように、私ども議員として力を尽くしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 今5番から話あったのですが、この場合は広域の委員会で、どういうことがテーマであったかということの報告なので、基本的には要望を言うとか、そういうことではないと私は今まで考えていました。ただ、念のため申し上げておきますと、私は今秩父広域市町村圏組合の議会の議長をやっておりますけれども、今その広域の議会の中でも、この火葬場の建設を少しでも早く進めるように、それ

から、そのように執行部が動きやすいように、議会としても協力していこうということで、ここ数回話し合いを持っております。そういったことで、まだこれから難しい面もあるようではございますけれども、少なくとも我々広域の議員としては、そんなふうなことで進めていこうというふうなことになっております。まだこれは我々の全員の話し合いではありませんので、富田議員にはまだその辺のところは言ってませんけれども、多分今度の10月3日は臨時議会ですが、11月の15日に本会議があります。あるいはその辺で関係の委員長のほうから出るかと思っております。

○町田勇佐久議長 2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 私も秩父広域の報告の中で1点だけご質問させていただきます。

全員協議会の中で、秩父クリーンセンターの長寿命化計画における発電設備についてという項目がありますが、この発電設備について、発電の方法についてご存じ、議題に出たようであればお答えいただければと思います。

また、クリーンという名のもと、ハイブリッドカー、つまり太陽光、風力等を使った発電と化石燃料を使った供用の発電設備等の先進的な議論があったかどうかをお願いします。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 ただいまの新井議員のご質問にお答えします。

クリーンセンターの長寿命化計画については、恐らく本年度じゅうに本議会のほうにお話が来ることと思っております。7月の段階では、まだその事前説明という位置づけでして、その中で発電の話が出ました。事務局のほうから説明がありましたのは、発電の方式に関しては、復水タービン方式というのをとるということで今検討を進められているということでした。報告を受けているのは、そのレベルまでです。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

ここで本休憩といたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○町田勇佐久議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。本日の一般質問者は、4名の方がおりますが、最初演壇にてすべてに対し質疑を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、横瀬町をよくしたいと訴えて当選してまいりました。議員は、議場での発言をもって町行政に貢献するものと認識しております。議員必携にも、「議員固有の権能として与えられているものであり、また住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場である」と書かれております。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、観光施策についてお聞きします。観光についての町の条例ですが、横瀬町例規集第9編第4章に観光がうたわれております。横瀬町観光案内所の設置及び管理に関する条例とその施行規則です。4枚8ページが横瀬町の観光に関するすべてです。今年度観光費は約2,750万円計上してあり、全体の31億3,100万円の予算の0.8%ですが、意気込みに対する予算としてはどうでしょうか。

市町村は、地方自治法第2条第5項により基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとあります。その横瀬町第5次基本構想ですが、第2章5産業経済の4に観光の振興とあります。それを受け、基本計画第5章4に計画がうたわれております。施策の内容は、1、観光施策の整備充実、2、受け入れ態勢の整備、充実、3、観光PRの推進であります。横瀬町は、埼玉県の中で人口、予算規模等で下から3番目の小さな町です。その私たちの町が小さくてもきらりと光っていくためには、観光に力を入れていくことが大切であると考えています。観光は、どの市町村も力を入れています。その中で勝ち抜いていくために、我が横瀬町は、施策のこの3項目をどのように具現化していくのか、その取り組みをお聞きいたします。

私は、オープンガーデンの会員でもあります。会員は、皆さん非常に頑張って庭づくりをなさっています。その会員の熱意を公共施設の管理者も共有できないかと思っています。役場を、町民会館を、学校を、横瀬町のイメージである豊かな自然を感じられるガーデンで彩ったらどうでしょうか。

また、私が各地を見学する際に、まずポイントとなる場所を目指していきます。横瀬町のオープンガーデンに来ていただける方、電車の方は観光案内所があります。車の方は道の駅はありますが、そこからは歩いて回れません。そこで、ポケットパークをどこかに整備できないでしょうか。そこから歩いて町を散策してほしいのです。そして、横瀬町にある資源、武甲山、札所、姿の池などをもっと活用してみたらどうでしょうか。かつて庄和町の故神谷町長が提案された全町公園構想、町全体を公園のように美しくするという構想ですが、この構想を横瀬町でも検討していただきたいのですが、どうでしょうかお聞きします。

横瀬町は、東の玄関口として大変功績の上がった道の駅、果樹公園あしがくぼがあります。道の駅への町としての初期投資額約1億4,000万円に対し、これまでの7年の地域振興拠点施設使用料、道の駅の使

用料ですが、関係者のご努力により、これが毎年約2,000万円あり、ほぼ投資額は回収されたものと思います。そこで、今後は、この金額をより一層の観光施策に対し使用していけないでしょうか。観光費として積極的な行政展開をお願いしたいのですが、どうでしょうか。横瀬町には、観光協会も商業連盟も、その他の会もそうですが、専属の職員がおりません。それらの各種団体で専属職員を雇用できるような組織をつくることはできないでしょうか。雇用も生まれ、全体に投資していただきたいと考えますが、どうでしょうかお聞きします。

ポケットパークなどの経費もそこから運用していけると思っております。私は、これらの整備は、観光客だけのものではないと考えています。例えば、札所までの遊歩道は、安全な通学路になります。美しい景観は、町民にとって住みよい、明るい、豊かな、そして平和な文化的な町と映り、横瀬町町民憲章の実現とともに、愛着のあるふるさとになっていくものと確信しています。

以上、質問いたします。

次に、役場内での共同参画の実現度についてお聞きします。6月の質問時に副町長から、役場内では女性職員に差別しているようなことは全くありませんと回答していただきました。大変喜ばしいことだと思いました。地方公共団体は、その事務について、地方自治法で住民の福祉の増強に努めなくてはならないとあります。そして、地方公務員法で職階制や研修、勤務成績の評定などに触れ、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運用を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的とするとあります。私は、横瀬町役場に25年間奉職いたしました。主任で終わりました。あるとき数えたら、20年以上の後輩に追い越されていて、自分の無能力を痛感したりしたのですが、幾ら何でも男性はみんな能力があり、私一人が能力がないというのも、それはのではないかと思います。研修も余り受けさせてもらえず、上級公務員研修は、担当者に女性差別していないのか問い詰めて行かせてもらったこともありました。当時あった係長試験も3回落ちたのは、多分私だけだと思います。3回目は、筆記試験は当時の町長に、よい成績だったと褒められました。2次試験の作文で落ちました。あとは、年齢制限で受験できませんでした。私は、結婚してもやめない、子供を産んでもやめない、最初の共働きの世代ですので、どこでも多少は差別的な行動はあったと思います。しかしながら、他町村で女性課長がいたりすると、うらやましく感じていました。私がやめて15年経過しております。その間、共同参画社会に向け各種変革がありました。女性の権利も大きく飛躍していることと思います。また、ことしは、なでしこジャパンの活躍もあり、女性の力が大いに世間に受け入れられたことをうれしく感じています。現在の暗たんとした社会を変える手だてではないのではないかと感じていたのですが、考えてみたら、人材の半分しか使っていないのです。人材の半分である女性がまだ残っているのです。まだまだ望みはありと希望が持てました。横瀬町で実施した町政モニターアンケートも、まちづくりに関する住民意識調査も、回答者は女性が上回っております。地域のことに深い関心を持っているあかしであると考えます。また、先日3選を果たした埼玉県の上田知事も、埼玉版ウーマナミクス、ウーマンとエコノミクスを掛け合わせた言葉だそうですが、埼玉版ウーマナミクス、女性の力で経済を元気にするという考え方を政策として強く打ち出していました。

そこでお聞きいたします。町行政として、職員の男女割合、昇給昇格、異動に関しての実態はどのようでしょうか。4月の人事異動を横瀬広報で見ましたが、副主幹と主査の異動や、女性同士の異動など

が見られましたが、各課の職員は、人ではなく職階制、等級の標準的な職の内容で配置されているはずですので、3級と4級の異動はいかがかなと感じていますが、どうでしょうか。

また、異動のとき女性に対し女性を考えてしまうという慣例はないでしょうか、お聞きいたします。

また、協働なくして地方分権はあり得ないと言われていた住民参加、その中で、町行政の重要なパートナーとも言える各種行政委員、町審議会、協議会委員等について、その役割を町ではどのようにとらえ、その会議について、開催実績、指名基準、年齢構成、男女比など、どのようになっているのかお聞きいたします。

続きまして、ヨコゼ音楽祭・中学生海外派遣事業についてお聞きします。毎年実行委員のボランティアによるご努力で、ヨコゼ音楽祭が実施されております。ことしの中村紘子さんの名曲コンサートは、すばらしいものでした。ピアノの概念を変えるほどの演奏でした。大成功でした。だからこそ前日のふれあいコンサートが残念に感じました。国立音楽大学室内合唱団の合唱もすばらしいものでしたが、しかし観客が少なかったのです。小中学校の生徒が終わると指導者の先生も保護者も帰ってしまうなどして、より少なくなってしまったのです。私は、ヨコゼ音楽祭の実行委員もいたしましたが、ふれあいコンサートと中学生へのコンサートこそがヨコゼ音楽祭の基礎だと思っています。名曲コンサートだけならこの演奏会でも同じなのです。この原点がうまく学校などに伝わっているのでしょうか。名曲の中村紘子さんの出演料は、興行ではなく町の文化事業ですので破格の安い金額で実現できたものだそうです。音楽への振興を願う熱い気持ちとそのボランティア精神が感じられ、感動しましたが、その原点が関係者に少し希薄になっているのではないのでしょうか。ふれあいコンサートは、ステージ50点、客席50点で満点とすれば、ステージは50点満点、客席は10点でしょうか。これを問題ありととらえるかなしととらえるか、そこがまさしく問題だと思います。音楽によるまちづくりを提案していました町長ですが、ことしの音楽祭をどのように感じ、今後どのようにすべきとお考えでしょうか、お聞きします。

また、中学生海外派遣事業ですが、ことしは中止となりました。この事業は基金もあり、また町としての目玉事業でもあると認識していました。中止に当たり総務課や教育委員会では、どのような議論がなされたのでしょうか、お聞きいたします。

また、子供たちの直接の指導者である学校サイドの意見は、どのようであったのかお聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○町田勇佐久議長 4番、大野伸恵議員の質問1、観光施策に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 それでは、大野議員さんの一般質問にお答えをいたします。

観光施策についてということでございます。まず最初に、予算の観光費の比率、これはおっしゃるとおり横瀬町につきましては、観光比率は0.88%でございます。私のほうも0.88という数字を見たときに、ではほかの市町村はどんな状態であるというような形で、若干調査をいたしました。その中で、秩父市はやはり0.60、それから皆野町が0.74、それから長瀨町、小鹿野町は、長瀨町はある程度観光のほうの費用というのを多くとっております。これは、円滑化事業ですとか、そういったものを入れている事業を入れている関係で、若干膨らんでいるのだと思いますけれども、2.15というような数字が出ております。あと、

それから小鹿野町は、国民宿舎を持っていますので、その辺の維持費、そういったものも観光費のほうへ入っておりますので、これが1.67というような数字です。こういった数字を眺めますと、やはり横瀬と同じような形で、まず大まかな総代金額が決まりながら、配分によって各費目に分かれるというふうなことで、今年度は幾ら欲しいのだというある程度強い要望がない限りは、ある程度このぐらいの数字は推移していくのだろうというふうに思います。

それからあと、横瀬町の観光についての考え方をちょっと申し上げたいと思いますが、横瀬町の観光につきましては、豊かな自然、それから多彩な文化を観光資源として考えて、登山道、それからハイキング道を初め各施設を整備して、訪れる方、好奇心旺盛でございますので、そういった観光客が訪れる地域をよりよく理解していただけるよう心がけてきております。また、観光農業の推進にもつながりまして、平成16年からは道の駅を拠点としまして、都市住民との交流も図ってまいりました。それから、平成21年からは、オープンガーデンよこぜというものを立ち上げまして、今現在68の庭園が開園をしておるという状態でございます。このオープンガーデンにつきましては、専用のガイドマップ、そういったものがございまして、町内の駅、それから公共施設に置いて、観光客がそのマップを見ながら、好みに合わせてコースをつくって今現在回っているというのが現状でございますが、やはりその中でも札所ですとか観光農園等を入れて、とりあえず道草的なコースで自由に散策しているというのが現状でございます。また、オープンガーデンにつきましてはリクエストが多く、どんな形ですかという問い合わせも来ておりますが、ほぼそういった方につきましては、前もってそういった問い合わせをして、回るコース等もある程度定めて、横瀬町のほうに来て散策をしているようでございます。そのための拠点づくりはいかがかというふうなご質問でございますが、オープンガーデンの拠点づくりという考え方よりも、今までどおりの考え方で観光客の意思に任せて町民参加型のおもてなしの心に満ちた観光、そういったものをやっていきたいと思っております。その中でも、やはり観光客と、それからオープンガーデンの人たち、オーナーの人たちの会話の中でも、ここはいいところですよとかという形で、観光の案内もしていただいておりますので、非常に観光客の方からは、好評をいただいているというのが実情でございます。

それから、平成22年度観光客の入れ込み客数ですけれども、これが67万人余りが横瀬町に訪れております。現在の観光の傾向といたしましては、ほかの地域にない魅力を持つ地域、例えばこの前出ました長瀨町ミシュラングリーンガイドに載って1つ星というような星をいただいておりますけれども、そんな形で、違う付加価値を与えられた観光地というのが新しい観光客を呼び込んで、またリピーターを獲得して集客を拡大しているのだろうと考えております。

そのような形で、個々の観光資源は、別の付加価値をつけることによりまして集客を促進するということにつながっていると考えておりますので、新たな魅力を引き出すためには、横瀬町全体というものを観光だよということを、観光資源だよということを考えまして、連携させてある程度回遊性というのですか、観光拠点、拠点を結ぶ回遊性を持たせて、ある程度滞在型の観光というのがこれからは必要になってくるのだろうと思っております。そんな回遊型の形をとりますと、ある程度今まで1つだけではこうだったという見方がありますけれども、複数になれば、非常に多様な地域の顔というのが幾つか出てくるのだろうと思っておりますので、それも付加価値に匹敵するものと思っております。そんな考え方でございまして、これから9月と11月にかけて、姿の池ですとかあと札所、それからオープンガーデン、そういったも

の等も含めまして、そういったところと連携し、また回遊性を高めるためにぶらり横瀬スタンプラリー、また写真ラリーというような企画を実験的にやってみたいと思っております。

全町公園構想というふうなご質問、ご意見等がありましたけれども、とりあえず私ども考える観光というのは、大野議員さんとコンセプトは多分同じだと思います。私たちは、町全体を1つの観光資源というような考え方で観光事業、今現在行っているわけでございます。そんな考え方で、新たな魅力を引き出すためにどうするかを考えて、横瀬町のシンボル、武甲山を初めとして豊かな自然環境を大切に守りながら創意と工夫、そういったものを重ねて魅力ある観光づくりに努めていきたいと思っております。

あとは、道の駅の関係でご質問がございました。2,200万円、年間町のほうに入っておりますが、この資金を使ってどうですかというようなご質問がございましたが、現在道の駅につきましては、これは使用料というような形で町のほうに入ってきておりますが、そのほかに道の駅施設整備基金積立金というのが費目でございます。これが道の駅のそういった整備のほうに使えるのだらうと思っております。この2,200万円をうまく使うか、これはもう2,200万円は、1つの一般会計のほうへぼんと入ってきますとそれが分散してしまいますので、この辺のお金の使い方につきましては慎重に考えて、観光につながっていくような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、観光施設実現の具現化はという質問だったのですが、今の回答でいいと思うのですけれども、町全体を観光地として考えて回遊型の形をとりたいというお考え方は、とても賛成です。それで、第2質問なのですけれども、例えば私は実現していただくまで何かをしていただきたいということを考えておりますので、まず例えば姿の池などを見場がいいように石で囲んで自然な形に戻すとか、あと武甲山なども台風の後すぐ整備、登山愛好者の方が整備してくれたみたいで、とてもよくなっているというお褒めの言葉をいただいたのですが、武甲山なども休日は30台、平日は10台ぐらいいつも車がとまっていて、とても人気のある山だそうですので、そこら辺のところも観光の目玉というのですか、1つ1つ整備を実現していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、観光で今度定住自立圏の観光施策ジオパークが、横瀬町だけは不参加だということで、ちょっと積極的でないのではないかなと思ったのですが、その点どうでしょうか。

あと、定住自立圏の中にあるに、町の施設の、町民会館とかグラウンドなのですけれども、その施設の受け入れ態勢を横瀬町は、他町村に一步先駆けて、横瀬町は、皆さん秩父郡じゅうは皆同じ値段でいいですよ、来てください、どんどん使ってくださいみたいな対策がとられないでしょうか。そしてまた、秩父郡以外にも県内や都内からのそういう町民会館とか、グラウンドを使用したいという人がいれば、どうぞどうぞということで、使用料も上がりますし、施設の利用率も上がりますので、その点をできる、できないかどうか、一步先んじて、横瀬町だけはするというような考え方ができないかどうかお聞きします。

また、この今度の0.8%なのですが、その0.8%の中には、ホームページの作成業務委託料が約1,000万円ぐらい入っているのですよね。これは、今現在どういうふうになっているのでしょうか。

それから、雇用できるような組織なのですけれども、私は商業連盟にも加入してまして、かなり前で

すけれども、ちょっと調べましたら、当時の荒川村の商工会への補助金が約700万円あり、びっくりしたのですけれども、今皆野町のほうでも今現在700万円の補助金が商工会に入っているそうです。横瀬町では、それがずっとこの商工会がないものですから、商工会議所のほうに120万円弱入っているのですけれども、金額はかなり違う金額がずっと横瀬町では何十年も補助してこなかったわけですし、それは経費的にはすごく少なくてもいいのですけれども、実はその観光とか商業とかという政策がちょっとおくれたのではないかなと私自身は考えるわけです。シバザクラの観光などについても、駐車場の管理をなぜシルバー人材センターとか横瀬町の人を使わないのだろうかという意見を町民の方からよく聞きます。ですが、観光協会も商業連盟もそうなのですが、皆さん仕事をしているわけです。だから、そのシバザクラの駐車場の人たちの手配をするなんてことは、とてもできないと私は考えておりますので、そういうふうなところも、例えばそういう組織があれば、商業連盟でも観光協会でも事務局みたいな組織があって、そこに雇用が生ずれば、それもいろんな手配ができて、せっかく外貨を稼いでいるわけですね。外から落ちたお金をまた外に渡してしまうのではなくて、どうにか横瀬町に残すような方法を講じたほうが私はいいと思うので、そういう専属の職員がいるような組織は、ぜひつくっていただきたいと思っているのですが、その点をお聞きいたします。

以上です。お願いします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 大野議員さんの再質問についてお答えをします。

私の管轄で答えられるところだけ答えていきたいと思えます。まず最初に、姿の池と武甲山のお話がありました。現在姿の池につきましては、全部フェンスを回しまして立ち入り禁止ということで、魚釣りもいけませんというような看板が出ておるかと思えます。あそこは、上水道の水源でございますので、またブロック、石垣に直したりとかということは、あのままの現状でやるしかないのだからと思っております。なお、姿の池につきましては、警察ともタイアップしまして、あそこで釣りしている方が昔は大分いたのですけれども、今はかなり減ってきてまして、警察のほうで見つけたらすぐ検挙していただくというような、そんな提携もして今現在やっております。なので、姿の池につきましては、現状を今までこれからも維持していくというような形になろうかと思えます。

それから、武甲山の関係でございますが、武甲山は平成22年度でほぼ丁目石から、山頂からということで、全部きれいにしております。そんな関係で、一の鳥居の駐車場がございますけれども、そこにつくった案内板、そんな案内板も表裏、裏面に表示しておりますので、非常に登山客からはいい看板ができたねというようなお褒めの言葉もいただいております。あと、駐車場の関係なのですけれども、あそこも余り人工的に手を入れないということで、自然のままがいいだろうということもございまして、間伐材を使いまして、それを半分ずつ埋めた形の区画をつくって、今現在33台ぐらいの使用できる駐車場として整備しております。

それから、観光協会の関係でございますけれども、今現在観光協会というのは、うちのほうにも事務局があるということで、行政と一体というような形で現在進めてきておりましたけれども、これからはある

程度観光協会のほうも法人化を図って行政業務との区別ができるような、そんな形で今後進めていきたいと思っています。観光協会の位置づけというのは、あくまで明確にしまして、これからは取り組んでいかなければいけないのだろうと思っています。

それから、あともう一つ観光協会との関係で、観光サイト、今現在立ち上げている準備をしています。これから先ほど申しました回遊性を求めるためには、ある程度情報発信を強化していかなければならないということを感じまして、今現在、平成23年度の事業でございますけれども、観光サイトのホームページ、立ち上げの準備が今着々と進んでいるところでございます。それから、私の管轄はそのぐらいだと思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今観光に対して、美しい町をつくるのがいいということでお話がありましたが、町も全く同じような考えで今事業を進めています。例えば、観光費について、お金が少ないという話ですが、つい最近でも旧役場庁舎の跡地を整備したり、あるいは資料館とか道の駅の周辺の植栽、それから県のほうにお願いしてウォーターパークの整備とか、あるいは竹林も今県のほうにお願いして、竹林の伐採してもらっています。それから、武甲山の駐車場も県のほうの事業で実施していただいています。そういった面で、予算的にはそれほど大きくはないと思いますが、町全体がきれいになるようにということで、今努力しています。また、町の実施した事業も、ほとんど国や県の100%補助事業等で実施していますので、そういった面で言えば、町の経費がかからないと。一般財源、一般経費がかからないという方向で今実施に努めています。

もう一つ、ジオパークの件なのですが、ジオパークというと地質遺産といいますが、横瀬町の主な地質遺産というと武甲山と、それからもう一つ丸山林道の辺に曾沢というのがありまして、曾沢の辺に昔の溶岩ですか、溶岩がそのまま岩石になったという地域が、地質学的に言うと露頭していると。露頭しているというか沢で泥が削られて、そういった露頭が見られます。どちらかということその2つがメインになると思ひまして、あと皆さんの仲間に入って見せるようなものはないのですが、武甲山については、どちらかということ余りそういった地質学的な調査は、会社関係が行っておりますので、もう一つ曾沢についても、規模としては、本当に私も行って見たのですが、規模としては本当に少ない。延長、沢の両側の延長にして五、六十メートルに青い石が溶岩のように出ているという状況でして、余りジオパークに参加してもメリットがないなというふうに感じています。

それから、先ほども言いましたように、今観光客を、例えばトンネルを通ってきた観光客は、なるべく横瀬町に一度は立ち寄らせるというような方向で今いろいろ考えています。また観光協会ともいろいろ今後連携したり、あるいは商工会等ともそういった今町の中でそういう事務局を持っているのが観光協会と商業連盟、あるいは森林組合とか、幾つもなくなっていますので、そういったところと連携しながら、事業が実施できるように、今いろいろいろんな方々と今話し合いをしているところですので、また近い将来には、いろんな形で成果が出るようにしていきたいと思っています。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 再々質問をさせていただきます。

まず、公共施設の概念はどうかということでお話したのですけれども、今いろいろとやられているというお話でした。旧役場庁舎なども植栽したというお話だったのですけれども、多分男性の方と女性の方の感覚が違うのだと思うのですけれども、女性の方の、いいわね、すてきだわねという感覚の庭というのは、自然な感じの、自然林というのですか、落葉樹があって足元にちっちゃなちっちゃな小花が咲いてというのが、女性としては、いいわねという声が多いですね。男性の方は、何か松があって木があるのがいいということなのですけれども、私は例えば横瀬町役場の前のお庭なんかも、ツツジとかが足元にあるのではなくて、そこに落葉樹みたいなものを植えてみたら、各学校もそうですけれども、町民会館もそうですが、そういうデザインがちょっと男性好みというのでしょうか、女性好みのデザインをちょっと考えてやっていただきたいなと思っています。その点を1点と、あと町の施設の受け入れについては、お答えがいただかなかったみたいなので、その点が1点と、あと1つ、オープンガーデンの関係で、ここに練馬景観まちづくりという練馬区の都市整備公社まちづくりセンター景観まちづくりのブログというのがある、ここに「オープンガーデンよこぜを視察してきました」というインターネットがあったのです。そして、その中に、感想として、「横瀬町は、オープンガーデン登録世帯でないお宅もきれいなお庭が多くて、歩いていて気持ちのよい町並みでした」と書いてあって、もうすごうれしかったのですが、これが私が言う全町公園構想なのです。これは、町のほうの姿勢としても、よく聞きます魅力プロジェクトの魅力、きずな、希望の中に、「自然に恵まれた美しい町として観光資源として活用します」とも書かれているそのものであると私は思っています。横瀬町は、西武線で大体1時間から1時間半で、大きな人口を抱える都市部があります。もう都市部からの誘客を図ることができれば本当にいいと思っておりますので、まず初めに、第一歩として、まず私は実現するために1ミリでも前に進みたいと思っていますので、まず最初にできる一歩として、何から手だてができるかどうかお聞きしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 男性と女性が感性が違うという話ですが、植栽について今行っているのは、ほとんど落葉樹ということで行っています。それから、草花を植える場合は、ボランティア団体等と連携を図らなければならないので、そういった地域の人たちと協定ができれば、木の根本に草花を植えるということも検討していきたいというふうに思います。

それから、運動公園とかのいろいろな使用料とかという話ですが、それはまた条例等があると思いますので、そういったこととお話を伺うということにしておきたいと思います。

それから、最後の質問、ちょっと内容よくわからなかったのですが、今観光については、今一生懸命、お金はそれほどではないのですが、今振興課も一生懸命担当者も含め取り組んでおりますので、だんだん成果が出ていくものというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、役場組織内での共同参画の実現度に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから4番議員さんの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、2番目の質問事項の2番目の役場組織内での共同参画の実現度について答弁をさせていただきます。要旨明細の1つ、職員、男女比率、昇給昇格、異動の実態についてでございます。まず、職員の男女比率でございますけれども、平成23年4月1日現在でございます。横瀬町職員の職員総数は89名でございます。男女の内訳でございますけれども、このうちの男性が59名、女性が30名でございます。これを比率に直しますと、男性比率は66.29%、女性比率は33.71%でございます。昇給昇格についてでございますけれども、横瀬町職員の給与に関する条例及び横瀬町職員の初任給、昇格昇給等の基準に関する規定、この条例と規定がございます。この条例、規定に基づきまして、職員の昇給昇格については、適正に対応をさせていただいております。

続きまして、職員の人事異動でございます。一般的な人事異動の考え方についてちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。職員の中で職員の配置、地位や勤務状態を変えることで、新規採用や退職も人事異動の一種でございます。当町では、年度末に多くこの人事異動を実施させていただいております。組織には退職、採用による人の出入りがあるのは当然であります。それ以外にも定期的、または随時組織内の年齢的、地位的バランスを解消するために、組織を構成する職員を適正な位置に配置し直すことが必要でございます。専門性を要求される場合には、退職などによる欠員があった場合の補充を除いて人事異動を行わない場合がございます。この専門性といいますと、当町においては、保健師とかは専門的な知識を有しておりますので、そのような職種がこれに当たります。異動の要素は、職員の年齢、階級、在職年数、健康状態、異動先の欠員状況、昇任試験の受験成績、人間関係、所有する資格及び免許、特技など、さまざまな要素が考慮されて人事異動をさせていただいております。町職員の人事異動は、町長の専権事項でございます。人事異動方針が当町でも定めてありますので、この方針により対応をさせていただいております。この方針には、人事異動の目的、人事異動の基本方針、職員の配置がえに当たっての考え方等が定めてございます。

続きまして、要旨明細の2、各種行政委員、町審議会、協議会委員の男女比率、指名基準、年齢など、またその委員会の開催実績、このことについての答弁をさせていただきます。

まず、行政委員、町審議会、協議会の男女比率でございます。地方自治法180条の5に基づく行政委員会は、教育委員会、選挙管理委員会等を初めといたしまして、当町には5つの委員会がございます。各委員会の委員総数は25名でございます。そのうち女性委員の総数は5名で、女性委員の割合は20%という状況でございます。また、地方自治法202条の3に基づく審議会、協議会は、当町には12ございます。この中には、広域市町村圏組合で対応している介護を受けるときの介護認定審査会、あるいは障害の関係になりますけれども、障害者程度区分認定審査会、これも含んでおります。この各委員会の委員総数は、175名でございます。そのうち女性委員の総数は40名でございます。女性委員の割合は22.86%でございます。

続きまして、指名基準、年齢等、開催実績でございます。各委員会等の委員の選任につきましては、横瀬町附属機関等の設置及び管理に関する要綱が当町には定めてございます。この要綱の説明を若干させて

いただきたいと思います。

第1条に要綱の趣旨が定めてございます。第3条に附属機関の設置の規定、第4条に委員の選任と、全部で9条の条立てで要綱が設置をされております。この中の要綱の第4条に、委員の選任に当たっての留意事項が規定されております。これが……

○4番 大野伸恵議員 時間が、済みませんあれなのです、時間がなくなってしまうので、説明でなくて数字だけで。

○田端啓二総務課長 この委員会の第4条に1号から5号にこの中に、例えば2号でありますけれども、男女共同参画の観点から女性委員の積極的な登用に努めるとか、そのようなことがございます。また、4号に、幅広い年齢から委員を選任するというようなことで、選任に当たっての留意事項が1号から5号に示してございます。この要綱にのっとりまして当町では委員の選任をさせていただいております。各委員会の開催実績でございますけれども、各委員会に要綱等が設置してございますので、開催についても規定されておるとおもいます。要綱に基づいてそれぞれ委員会を開催していると思っております。例えば、民生委員推薦委員会であれば、民生委員の改選時期に、あるいは国民健康保険運営協議会であれば、新年度予算の編成時期に開催しております。各委員会で1年間に開催する回数もそれぞれ違いますので、一概に開催実績を申し上げませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、済みません、短くお願いします。

まず、共同参画社会の関係なのですが、コンプライアンス研修というのが私は必要だと思っているのです。これは、私たち議員もちょっとしなければならぬと実感しているものなのですが、条例とか法律だけではなくて、道徳とか倫理も含むコンプライアンス研修を実施していますかということと、あと各種行政委員に対して、私はせっかくの人材ですので、会議、例えば公平委員会だとか、倫理条例審議委員会というのは、問題がなければ多分開催されないのではないかと思いますのですが、それだとちょっとなられた委員さんたちも、ちょっとつまらないのではないかなと思ひまして、そういうとにかく各種委員会の方は、横瀬町の原点である議会を傍聴するということを常態化してみたらどうですかということ1点と、あと女性の管理職が私は欲しいなと思っているのですが、もし女性が課長になるとすれば、それは条例にのっとりすると、あと何年後にそれが実現ができるでしょうか。

以上3点、ちょっと短目にお答えをお願いいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 再質問に答弁をさせていただきます。3点ご質問いただきました。

コンプライアンスの研修でございますけれども、現在やっておりますので、今後検討等させていただきたいと思ひます。

それと、公平委員会とか倫理条例を出されまして、恐らくこの委員会については、必要なときに委員会

を開催というようなことで、それについてその委員さん方の議会の傍聴、当然いいことだと思いますので、その辺についても、この委員さんに限らず、町民の方にきょうもいっぱい来ていただいておりますけれども、来ていただいて議会を傍聴していただくという事はいいことですので、その辺も何かの機会のときに周知していきたいと思っております。

それと、女性の管理職についてでございますけれども、確かに現在課長職の女性の方というのはいらっしゃいません。今まで相当経験年数豊富で知識の多かった職員いたのですけれども、早期退職というようなことで、ある程度の年齢に達したのですけれども、退職なさっている方もいらっしゃいます。現在主幹でしょうか、主幹の職にある者はおります。あと副主幹もございます。そのような方たちが、これから行ったときには町長さんのほうでその辺は対応していくかなというふうには私は思っております。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

○4番 大野伸恵議員 いいです。

○町田勇佐久議長 ないようですので、質問2を終了します。

次に、質問3、ヨコゼ音楽祭・中学生海外派遣事業についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 大野議員さんからの一般質問で、私のほうからは、ヨコゼ音楽祭について、時間も少なくなりましたので、簡潔に申し上げさせていただきます。

今年度のヨコゼ音楽祭につきましては、8月の6日、7日の両日開催をさせていただきました。6日の土曜日にはふれあいコンサート、それから7日には名曲コンサートということで実施をさせていただきました。町では、平成22年3月に第5次横瀬町総合振興計画を策定しました。将来像としまして、緑と風が奏でるところ和むまちとしております。文化と協働のシンボルであるヨコゼ音楽祭を奏でるに表現し、町の重要な事業として位置づけております。今後も町の文化、芸術団体の活動の活性化、文化的な町のイメージアップを図る意味で必要な事業と考えておりますので、引き続きヨコゼ音楽祭は開催していきたいと考えております。

ご質問の今年のふれあいコンサートの観客が少ないということでございました。ふれあいコンサートにつきましても、100円の入場券を購入していただきまして入っていただくような形をとっております。今年度は340名の方がふれあいコンサートに入場しております。去年は413名でございました。確かに今年度は73名少ないというような形で、寂しかったなというような形が持たれたのではないかと思います。それから、大変学校へ伝わっているかというような問題でございまして、結局入場券がないと入れないというようなこともございます。それから、コーラス等合唱しているようなときに、どたばた入場をしたり、自由に勝手に出入りするもの、演奏、あるいはコーラスしている方々の気の散る、やはり音楽は静かに落ちついて楽しく聞いていただきたいと思っておりますので、そのような形をとらせていただいております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私の方から中学生海外派遣事業について答弁をさせていただきます。

レクチャーさせていただいた内容と若干違ってしますので、ちょっと用意したものは、割愛させていただきたいと思います。それで、実際に平成23年度諸般の事情によりまして、実施を中止ということで決定をさせていただきました。その辺の経緯についてのご質問でございます。

この事業につきましては、6月1日の総務文教厚生常任委員会の中で私の方から、平成23年度のこの事業についての中止の経緯等お話をさせていただきました。その中で、委員長の報告がありまして、ご質問も出たかと思えます。執行部のほうで教育委員会も含めて、教育委員会と一緒に検討をさせていただきました。諸般の事情と申しますのは、ご存じのように3月11日の東日本大震災、この発生によりまして、どうしたらよいでしょうというようなことで検討を、まず事務レベルで検討させていただいて、その後町長、副町長のほうに事務レベルの考え方等お話し申し上げて、総合的に判断して中止というようなことにさせていただきました。

この中で、まずその検討させていただいたときに、地震の余震も、まだ余震もございますけれども、余震が続いていたというような状況、あるいは夏に計画停電が実施されて、その辺で交通手段が危ぶまれること、あるいは原子力発電所の事故に伴って放射能漏れ、この辺が大きな国民の不安になっていること、このような総合的なことを判断材料とさせていただきました。それと、実際に子供をお持ちの保護者の方にも、全員ではございませんけれども、数名の方にお聞きをいたしました。それぞれ賛否両論いろいろございます。いい機会なので行かせたいが、しかし行かせるには不安であると。このような状況なので、絶対に行かせない、自粛すべきだと。あるいは行かせない。派遣先で子供が放射能に関してのバッシングがないか、その辺いろいろ保護者にもいろいろな意見がございました。いろいろなそのようなご意見等も参考にさせていただいて、最終的に総合的に判断させていただいて、平成23年度については、中止ということで決定をさせていただきました。学校に対しましては、その検討の段階から教育委員会のほうから話をさせていただいて、直接そのやるかやらないかの決定のときに、学校の校長先生が加わって、そこで審議したというような状況ではございませんけれども、こちらの町の考え等は、十分伝わっていると思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、では短く。ヨコゼ音楽祭なのですが、実行委員さんが物すごく努力して頑張っていると思うのですが、あと町がどのぐらいヨコゼ音楽祭に関与できるかということだと思っております、その関与についてどうお考えなのか、1点。

あと、教育委員会は、5名の教育委員さんの教育委員会で話がされたのでしょうかということが、それが1点です。

あと、今度この一般質問するについて、ちょっと条例見たのですが、横瀬町の音楽祭の基金条例があるのでございますけれども、金額はもう終わっているのです、この基金条例はどのようなのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 継続の関係につきましては、私の任期中はやりたいというふうに思っています。継続いたします。

○町田勇佐久議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 中学生派遣事業について、教育委員さん5名に話したかということでございますけれども、私のほうで先ほど答弁させていただきましたのは、教育委員会事務局の職員ということでご理解いただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 私のほうから、基金条例ということですが、音楽祭の基金条例でよろしいのでしょうか。基金条例につきましては、竹下内閣の施策の1つとしてふるさと創生事業、これは国から1億円交付されたわけですが、その中の1,000万円ということで、基金を平成2年に制定をしております。平成20年の9月定例会におきまして、議案第38号だと思っておりますが、ヨコゼ音楽祭基金条例を廃止する条例によりまして、平成20年9月29日をもって廃止されております。現在のところでは、基金条例はございませんので、よろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

ここで本休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 正 午

再開 午後 1時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

質問を続行いたします。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員、よろしくお願いいたします。

〔10番 小泉初男議員登壇〕

○10番 小泉初男議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

国の内外を取り巻きます多くの問題が発生しておりますことは、皆さんもご案内のとおりでございます。言うまでもありませんが、震災後の復旧のおくれから、生活の確保や基盤整備等の諸問題を初め、放射能汚染及び風評被害の影響の深刻さ、さらには経済面で円の超激高によります企業の存続性やそのあり方と、

日本を取り巻く課題が多く突きつけられ、困難きわまる状態になっているわけでございます。一方で、なでこジャパンでございますけれども、日本の女性の強さをアピールする、ワールドカップに引き続きオリンピックアジア予選を勝ち抜かれたことは、立派で明るいニュースとなっているわけでございます。

さて、私は横瀬町も同様に、多くの課題を改めて整理をしなくてはならない状況になっていると思っております。今こそできることをはっきりと明確に整理整頓なされ、町民にとって必要なことを積極的に進めてほしいと心から願っている一人でございます。そこで、今回は加藤町政に4点の項目の一般質問でありますがお尋ねをさせていただきます。

1番といたしまして、町営水道の推進について。根古屋1区桜ヶ丘団地内の町営水道の推進につきましては、6月の一般質問で町当局には寛大なる心で整備推進を約束していただきました。現状におかれまます町の推進方針と具体的な整備方法についてお尋ねをいたします。

また、この問題は、町に対します長年の要望事項でございますので、桜ヶ丘団地の住民生活の安定向上及び衛生面の確保の観点からも、一日も早い実現に向けた安心安全の町づくりの整備が必要であると思っております。つきましては、当桜ヶ丘団地内の町営水道化の整備に対します手順と基本的な考え方につきましても、詳しく教えていただきたいと思います。

2番目でございますけれども、旧芦ヶ久保小学校の利用推進についてでございます。旧芦ヶ久保小学校の利用については、町当局は積極的に利用推進をしていると言っておりますが、その利用状況の実態と結果についてお尋ねいたします。また、利用に当たっての地元の意見をどう反映しているのかもお尋ねいたします。

さらに、統合合併後に旧芦ヶ久保小学校への整備費、修繕費をどのくらいかけているのか。また、施設の安全性について、詳しくその状況についてもお尋ねをいたします。

③でございますけれども、根古屋城址の再整備について。町当局には、根古屋公園の整備として遊歩道をしていただきましたが、全体を見渡すと城址とは思えないほど見通しが悪く、利用者から不満の声も多く、再整備が必要と思っております。今後の再整備について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

また、根古屋城址の文化財としての今後の利用についての取り組み方法についてもお尋ねをいたします。

4番目でございますけれども、横瀬町として雇用対策の推進についてでございます。リーマンショックと震災、そして異常とも思える円高のトリプルパンチを受けて、今本格的な不景気が押し寄せております。製造業を初め多くの企業が頭を悩ませているのが現状でございます。特に中小企業の低迷は深刻化しており、秩父管内のある企業では、従業員200人のうち26歳以上を対象に100人を解雇すると聞いているわけでございます。身近に押し寄せている不景気の大きくて強い波、このように秩父管内でも失業者が増大をしているわけでございます。つきましては、この状況下に対し、町民を第一にした横瀬町としての抜本的な救済対策について、その考えと取り組み方にもお尋ねをいたします。

以上でございますけれども、加藤町長を初め執行部の皆さんには、積極的に力強く強調する部分は、はっきりと明確にご回答を賜りますようによろしくお願いをするわけでございます。

以上で私の壇上からの質問にさせていただきます。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員の質問1、町営水道の推進についてに対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 10番、小泉初男議員さんの一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、質問事項の①、町営水道の推進について、要旨明細で、桜ヶ丘団地の現状での推進方針や整備方法、手順など基本的な考えについてご質問をいただいております。この問題に関しましては、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、6月定例議会におきましてご質問いただきました。桜ヶ丘開発地の字大指地区に関しましては、ことしの4月1日付で開発地を含めた一部のエリアが給水区域として変更認可をいただくことができました。今後は、各条件整備さえ整っていただければ、いつでも事業推進を図れるような状況になっております。町といたしましても、この桜ヶ丘開発地における水道施設の管理運営及び料金徴収等に関して、今一切を取り仕切っていただいているのが柳田眞二郎さんという方でございますけれども、その方と昨年度より町営化に向けて協議を重ね、コンセンサスを図りながら進めさせていただいているところでございます。柳田さんには、桜ヶ丘開発地の大指地区に関し、給水区域への編入ができたこと。また、今後の手順な基本的な考えとして、町営化を進めるに当たり、まずはこの桜ヶ丘開発地の皆さんの総意により、町営化に対して正式に町当局へ申し入れをしていただくことなど説明してございます。町といたしましては、給水申請等要望していただければ、給水条例にのっとり町営化に向けて対応していくことをご説明申し上げ、ご理解いただいております。

さらに、以前よりこの桜ヶ丘開発地の水道水質の管理を一人で担っていただいているのがこの柳田さんでございますけれども、先頭にこれ今後も立っていただくことにより、地域の皆さんにご理解いただき、皆さんの総意としてご要望いただけるように協議をしているわけでございます。柳田さんには段取りをしっかりと整えて、今年度中には地域住民等への説明会を開催できるように持っていきたいという考えを示されております。

また、町サイドといたしましての今後の手順や基本的なスタンスといたしましては、桜ヶ丘開発地の水道町営化に関し、地域住民等への説明会の開催や給水申請等が提出された時点において、いつでもその要望に対応できるよう、現在地形、そして高低差、道路網等現地調査を行うなど、概算工事費等の確定に向けて現在は準備を進めている状況であります。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 よく課長の話はわかりましたので、町のほうからも今再三にわたり桜ヶ丘の柳田さんですか、お話をさせていただきましたけれども、私がいいたいことは、町のほうでも率先をして一日も早くできますように、それは加藤町長も町長選の際に約束を守っていただければ、何も言うことはございませんので、ぜひその約束を一日も早く守っていただきますようお願いをするわけでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 約束は守らせていただきます。小泉議員におかれましても、地元議員としてお力添えをい

ただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に質問2、旧芦ヶ久保小学校の利用推進についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 小泉議員さんの旧芦ヶ久保小学校の利用推進について、要旨明細3点ほど私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、利用状況の実態と結果についてでございます。財産管理担当課としてまち経営が行っておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

統合後の利用の実態状況でありますけれども、平成22年1月から町の事業、ミニデイサービスを初めといたしまして、子育ての広場、メープルの森事業、マタニティスクール、公民館活動の一環でございます子供体験学習、地元芦ヶ久保子供会、それから獅子舞保存会、体育部、納涼祭実行委員会、ソフトボールクラブ、県立名栗げんきプラザ、横中の新体操クラブ、スポーツ関係のNPOの法人、サッカースポーツ少年団、中郷のコミュニティークラブなどの数々の団体の方にご利用していただいておりますほか、テレビ番組の作成や映画制作の撮影の場といたしまして、フィルムコミッションなどにも利用されているところがございます。そのようなことから、今年の3月末までに利用者数が約2,200人ほどの利用状況となっているところでございます。

次に、地元の意見をどう反映しているかについてお答えをさせていただきたいと思います。利用をまず考える前に、地域の代表者と活用についてに係る打ち合わせをさせていただきまして、旧芦ヶ久保小学校の利活用について、町民及び芦ヶ久保地区の方々を対象にいたしまして、アンケート調査を実施しております。その結果によりますと、健康づくりの施設や高齢者福祉施設、それから自然体験交流施設などに利用していただけたらなというふうなことで、校舎等の施設の存続を望んでいる結果が出ておりました。そのようなことから、その結果を町といたしましては、極力尊重したいというふうなこともございますので、まず施設存続の利活用をスタートさせるに当たりまして、当面は町が事業主体となる、先ほども申し上げましたミニデイサービスやメープルの森などの利用をすることでスタートいたしました。その後、地域の地元の方々の活動の団体の方より利用したい旨の申し出等もございましたので、その申し出と地元の方々にご利用いただくことは、町にとっても有効であるというふうなことを考えました。そのようなことから、現在も町の事業のほか、地域の地域活動に利用していただいているのが現状でございます。今後におきましても、地元においては、地域づくりの推進を目的とした団体もございますので、これらの団体等のご意見をいただきながら、有効な利活用を図りたいと考えているところでございます。さらに、将来的には、現時点では、今の利用状況を評価いたしまして、検討を重ねていきたいというふうに思いますけれども、現段階では、基本的には現在の現行のスタイルで利用促進をしていきたいというふうに考えております。

それから、3つ目の整備費、修繕費についてでございますけれども、計画的な利用の対応を図るためには、まず利用者の利便性を考慮いたしまして、最小限の整備修繕が必要であるというふうなことから、既設のトイレの改修や多目的トイレの設置、また利用者の入り口の段差の解消並びにアプローチや手すりなどの設置の整備修繕を行ったところでございます。これらの費用につきましては、県の地域の子育て支援

などの補助金を有効に活用いたしまして、整備修繕をいたしました。

私のほうからは、以上3つについてご答弁をさせていただきます。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 私のほうからは、木造建築物、芦ヶ久保小学校が木造建築物ということで、安全性に問題はないかという部分についてお答えを申し上げます。

建築物の耐震改修につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律というのがございまして、耐震改修に努めなければならない建物の基準が定められています。基準の内容は、病院とか学校とかで行った耐震改修が必要な建築物を指定いたしまして、それぞれについて改修に努めなければならない利用面積ですか、面積が定められています。面積と回数が示されています。例示いたしますと、一番厳しい基準でございまして幼稚園、保育園ですが、それでも2階建て以上、面積が500平方メートル以上であります。このため、現在行われている1教室程度の利用であれば、この法律の面積基準に該当しませんので、耐震改修の必要がないと考えています。横瀬町の防災計画で想定している震度が5.5弱ということでございます。また、この前東日本大震災のときの震度が5.5ということで、私も芦ヶ久保小学校についていろいろ、基礎だとか木材の損傷がないとか、現地のほうへ行ってまいりましたが、今のところしっかりとした状況です。こういったことから、今耐震改修をすぐにするというふうなことは考えておりません。

以上です。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 私のお答えの中で、整備費、修繕費はどのぐらいかけているのかということがちょっと漏れていました。これまでのそれらに対する費用ですけれども、510万7,000円ほど費用をかっております。そのうち430万5,000円ほど、先ほど申し上げました県の補助金で賄いました。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 渡辺副町長に申し上げますけれども、3月11日の日の東日本大震災の際に、私が芦ヶ久保小学校の利用推進はどのようなのか質問をいたしましたら、耐震性が必要だから今はそういう目的使用はできないのだという話を聞いたわけでございます。私は、旧芦ヶ久保小学校の利用推進に当たりましては、耐震が必要であると。利用制限をされてしまうとっておられましたけれども、今はミニデイサービス及びメープルの森事業を行っているそうでございますけれども、事業推進の内容と施設の安全性について、再度お伺いをするわけでございます。また、安全性を確保するためには、耐震はいつどのようにされるのかお尋ねをするわけでございます。昨年トイレ整備を行ったようでございますけれども、私は今回選挙で旧芦ヶ久保小学校の周辺を見せていただき、浄化槽が古いように見えてましたが、その浄化槽の種類と形式等は、どのような処理方法であるかについても、再度お尋ねいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 再質問がございましたが、初めの答弁でほとんど答弁してあるというふうに思います。つまり、新しい用途が決まって、例えば町営住宅にするとか老人福祉施設にするとか、そういったあそこの施設全体の用途が決まれば、それは耐震基準が必要な面積等に達しますので、耐震工事をしなくてはならないというふうに考えております。今町のほうでは、地域の要望、あるいは今できる事業というものを勘案して、また法的にもクリアする内容でもって、ベストな選択ということでミニデイサービス、健康づくり事業を実施している状況です。

浄化槽の種類については、質問の通告にありませんので、答えられません。

以上です。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 浄化槽につきましては単独浄化槽です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 旧芦ヶ久保小学校の利用推進につきましては、安全性の確保もしないで毎年整備を行っているようでございますけれども、万が一耐震をして、今までの整備が意味のないものになるかと心配をしておるところでございます。その投資及び整備に対して、公共工事のあり方の基準は、どうなっているのかお尋ねをするわけでございます。よく聞いてください、これからは。さらに、横瀬町の水道水源条例でありませんが、その上流区域での単独浄化槽でトイレを使っているとしたら、問題ではないですか。皆さんにお尋ねしますけれども、真っ先に整理するのであれば、合併浄化槽からするのではありませんか。そのくらい頭を使ってくださいよ。これから申し上げますけれども、いろんな質問をさせていただきますけれども、答弁者は、課長になったり副町長になったりしますけれども、1本から2本に絞ってもらってお願いをするわけでございます。教育委員会からその使用に当たって申し送りはなかったのですか。私が副町長に申し上げますと、自分で見に行ったら、これをした。どこに目がついているのですか、毎度言いますけれども。違いますか。私は、3月の地震の日ありましたよね、言ったわけですよ。目的は何に使うのだと。横瀬の中で、あれだけの建物ないわけですよ。今1平米とか2平米とか言っていましたけれども、体育館も使えるわけでしょう。体育館使わないのですか。使っていないのですか。教室しか使わないのですか。

今まで副町長は、明確な答弁しないからこうなるのですよ。だれが見ても、真っ先に直すのは、何のために水道水源条例をつくったのですか。自分の町から芦ヶ久保の学校ですよ、皆さんが使うのですよ、その場所から直すのが普通ですよ。皆さん、違いますか、教育長。その辺の考えをまとめていただいて、答弁をお願いをしたいわけでございます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 大変事業所であれだけ見てすぐに合併、単独がわかるということは、大変すばらしいこ

とだと思います。ぜひまたいろいろ提案していただければと思いますが、今のところまだ現在直すという
ような予定はございませんが、いろいろ検討させていただきます。

それから、今芦ヶ久保小学校で利用している内容は、ほとんどミニデイサービスとかそういった内容で
して、使用は大体がトイレに限られています。だからいいというわけではないですが、トイレの使用に限
られた処理ということで、今単独浄化槽ということでやっておりますが、水源を守るという観点から、そ
の辺の内容をよく見まして、必要があれば合併浄化槽等へ返還していきたいというふうに思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 以上で質問2を終了します。

○10番 小泉初男議員 議長、今合併浄化槽なんかありましたよね、はっきり申し上げて、町で条例しなが
ら早く合併浄化槽やってくださいよって言うわけですよ、それを副町長は、検討するとか、そんな
答弁がありますか、今県のほうから、さっき言ったでしょう、私が。いいですか。先ほど私が質問する前
に、議長に、わからない答弁をしていただきましたら、再三でも質問させていただきますからって、話を
してあるわけですよ。今町長も知っていますけれども、県のほうでもあれでしょう、この間元浅見助役で
すか、横瀬町の。行き会いましたら、小泉議員さん、どんどん合併浄化槽やってくださいよって、県でも
困っていますからぜひお願いしますよって、話をされましたけれども、その中で、こんな補助金が下がっ
ては、だれも仕手がいませんよって私は話をしたわけです。今町のナンバーツーが、何かあれば検討する
とか、知らなかったとか、そんな気持ちでよく町民の方々に条例できますか。早く町の顔をきれいにして
くださいよ。私は個人攻撃するつもりはありませんけれども、よくだれでも人間ですから、間違いもある
わけですよ。私も通告を8月の30日にもう出してあるわけですよ。普通の方は全体見回して、ここは大丈
夫か、こういう質問されないか、そのぐらい考えて行動するのが筋と思っているわけでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、根古屋城址の再整備について対する答弁を求めます。

振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 私のほうから根古屋城址の再整備についてという形で、この考え方を申し上げたいと
思います。

現在の遊歩道につきましては、ご承知のとおり平成19年、平成20年度において、国の補助金を利用しま
して整備をして現在の形となっております。この城址は、前にも申し上げましたとおり、埋蔵文化財の宝
蔵地に指定されているということで、この遊歩道整備につきましても、これは開発行為でございますので、
あの当時は、最小限の行為にとどめたものと思います。この考え方は、私もベストであったのではないか
なと思います。再整備が必要ということでございますけれども、この城址の所管というのは、宝蔵地にな
っているということから、教育委員会の所管でございますので、今後城址の将来像、そういったものにつ
きましては、教育委員会の埋蔵文化財としての評価、考え方になるのかなと考えます。観光担当課としま
しては、現状維持をして、その経過を見守っていくことしかできません。よって、今のところ再整備とい
うものは、今のところ考えておりません。しかしながら、一度整備してございますので、魅力ある資源で

すので、引き続き遊歩道の利用促進のためにPRだけは努めていきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○町田勇佐久議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、根古屋城址の文化財のほう、私のほうで答弁させていただきます。

まずもって小泉議員さんが文化財に関心を持っていただいた、本当にありがたく思っております。

さて、根古屋城址ですが、町指定の文化財として昭和48年に指定されております。発掘調査につきましては、町の総合振興計画、これに基づきまして平成21年度、そして平成22年度と今年度の初めまで調査を発掘をしました。第1次発掘調査におきましては、西の曲輪のほうの分を主にやりました。出土品につきましては、横瀬広報、あるいは町民会館の資料館のほうに展示しております。それから、第2次調査におきましては、西の曲輪御殿場を中心にして発掘をいたしました。そういったことで、いろいろなものが出ておりますけれども、これらの整理を平成23年度、今年度はそれを整理して、そして報告書をまとめていきたいと、こんなふう考えております。

根古屋城址の文化財としての今後の利用についてですけれども、出土品、瓦がけ片、あるいは土器片、石器など多数出土されたわけですが、根古屋城址があったという、そういった塀、あるいは建物の柱穴というのですか穴、そういったものは発見することはできませんでした。このような状況から考えますと、文化財担当のほうの深田のほうの考え方ですけれども、文化財として保護していくのが、今の状態で保護していくのが一番いいのではないかと、こういうことを聞いております。また現段階としては、今後やる予定は一応組んでおりません。いずれにしても、もう少し整備されればいいかなとは思いますが、今の状態で保存していきたいと、こんなふうに思っております。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 皆さんに答弁をしていただきましたけれども、根古屋城址公園の整備をしていただきましたけれども、駐車場として確保しておりますコミュニティー広場には、車が1台もとまっていなかったことがよくあるわけでございます。利用促進は、どのようにするのかもお尋ねをするわけでございます。

また、城址公園、今教育長がほぼ完了と言われますけれども、こんなに見通しの悪い城址跡はあるのでしょうか。ほかにこのような事例がありましたら、ぜひ皆さんに、どこにもっと悪いのがあるよってお教を願いたいと思っているわけでございます。周囲を見渡せない広葉樹、そして展望台等の施設もなく、再整備についても考えはない。私は今から五、六年前ですか、根古屋城址はどういうふうにするのだと。再生するのは、だれが見ても、遺跡調査からするの普通ですよ。再三話をしましたけれども、遊歩道をつくってしまってから史跡遺跡調査するのだって。普通の方は、5カ年計画で、もし根古屋城址公園を整備するのであれば、最初は、遺跡調査をするなり、また周辺の山元の山主さんがいるわけでございますけれども、その山主さんも、今こういう時代でございますので、幾らでもいいから町に買ってこないかという話も聞いておるわけでございます。山も買わない、何もしない、ただちょっとだけ補助金をもらったから補助金でやる。今時分言ってみれば、教育長、蚊に食われて行き手はいないですよ、真っ暗で。行ったことがありますか。私は、あの周辺は何千回行っていますよ。これから整備するのであれば、ちゃんと考

えを持ってするのが筋ではありませんか。また、再整備について、もう一回お尋ねを申し上げます。

○**町田勇佐久議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 今ほかにあれだけ整備していないところがあるかというような質問がありましたが、埼玉県には約70近い城址があります。国指定の城址が2つ、県指定が22個あります。根古屋城はその1段階下という町指定の城址になっています。今この城址が六十幾つあるという話を聞いて、どれぐらいのお城を頭に思い浮かべることができるかということ、なかなか結構難しいと思います。それぐらい城址公園というのは、余り整備が進んでいない。特に、山城の場合は、いろんなところも整備が進んでいません。一例を挙げますと、長瀨に天神山城というのがありまして、昔お城のような建物をつくって、一時はやったのですが、今はだれも管理する人がなく、荒れ放題の状況です。また、もちろん草がいっぱい、現地に行くことすらできない状況です。それがすべてどうのこうの言うわけではないですが、いろんなブログなんか見ますと、根古屋城は、山城としてはよく管理されているところだというような紹介も載っています。こういったことから、観光資源として費用対効果と申しますとどれぐらい投資してどれぐらい効果があるかということ、山城愛好家というのは、結構マイナーな存在で、そういったことから考えると、費用対効果の面からいって、土地まで借り入れて再整備するというようなことが難しいのではないかというふうに考えています。

以上です。

○**町田勇佐久議長** 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○**10番 小泉初男議員** 地元の人でも駐車場として使用していないなら早急に広場として使用したいとの声も高まっているわけでありまして。今も話を聞きましたけれども、再整備に対して町はやる気が全くないように見えるわけでございます。町の貴重な文化財として広く周知しようという意気込みが全く感じられないわけでございます。今教育行政に疑問を持つ人が多くなっておりますよ。教育委員会のトップは高野教育長ですよ。もう少し城址をこういうふうに生かしたら効果があるとか、こういうふうにやったら人が集まってくるとか、ただ逃げるだけではなくて、だれもそうかしませんけれども、よく副町長と話になりますけれども、ほとんど山城では金が落ちないとか川だとか、民間と行政は違うとか、話をするわけでございますけれども、副町長に申し上げますと、加藤町長が12年前のときは、民間のいいところは取り入れて、行政がやるのだと、よく町長のほうから部下に意気込みを、わかることを話をしてもらいたいと思います。私が見ておりまして、その中で、では仮にシバザクラがあるわけですよ。15日か20日間で100万人が来るわけですよ。この根古屋城址跡は、横瀬町は、東の玄関口であるわけですよ。国道からも近いわけですよ。そこを何とかして、これは環境事業になさるとか、そういう気持ちはないですか。何かやろうとか、再度できるかできないかで結構ですから、お尋ね申し上げます。

○**町田勇佐久議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 先ほど答弁したとおりでございます。

○町田勇佐久議長 以上で質問3を終了します。

次に質問4、横瀬町としての雇用対策の推進についてに対する答弁を求めます。
振興課長。

〔木崎泰明振興課長登壇〕

○木崎泰明振興課長 それでは、雇用情勢についてちょっと私のほうの考え方を申し上げたいと思います。

現在の雇用情勢につきましては、ご承知のとおり長引く経済状況の悪化から、失業率、失業者数については、厳しい情勢が続いているのが実情でございます。ハローワーク秩父管内の7月の有効求人倍率が0.46倍と、依然として低い水準でございます。景気の行き先を示す新規求人倍率というのは0.98倍であり、雇用情勢改善の見通しは立っていないのが実情でございます。雇用の受け皿としては、雇用支援も雇用機会もありませんので、町では求職中の離職者などを支援するために、平成22年度におきましては、緊急雇用創出事業としまして12事業を実施いたしました。失業者数が43名の方を雇用いたしました。そのうち町内の方が14名でございます。雇用の場をつくるには、産業振興や自営業者などの活性化と支援が重要であることから、町内の事業者を救済するためにセーフティーネットの保証の認定、それから資金借入れにつきましても利子補給、そういったもので支援をしております。また、商業活性化につきましては、町の商業連盟等の事業に助成をして活性化を図っております。一方では、ハローワーク秩父管内に所在する産学官という形で秩父地域雇用対策協議会というのが組織してございますけれども、その中でも求人求職に関する意見交換会、それから企業説明会、そして職場見学なども実施しております。いずれにしましても、経済情勢が回復しないことになれば、依然として雇用情勢は厳しい状況にあるということだと思えます。雇用は社会の安心、安定、信頼の基本で、生活の基盤でありますので、雇用なくしては生活第一とは言えません。雇用問題につきましては、危機意識を持って臨んでいきたいと、そのように思っております。

○町田勇佐久議長 再質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 私は、町の取り組んでいる緊急雇用対策事業のみならず、町の人をどれだけ優先して雇用しているのか、その状況もお尋ねするわけでございます。また、町として、雇用対策を考える上で、横瀬に住んでみたい、仕事がないから住めないことを浮き彫りにしているわけでございます。私は、雇用問題を考えると、もっと真剣に、そして若者を定着させるためには、横瀬町に住んでもらう環境づくりの整備が必要であると強く思っているわけでございます。それらに対します町の考え方をもっと詳しくわかりやすく明確に述べていただけますように再度お伺いをいたします。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 申しわけございません。環境づくりという言葉の中には、いろんな意味合いがございまして、一般的に環境というと、地球環境とかあるいは自然環境とか、あるいは今多分おっしゃっているのは、生活環境のこととかというふうに思います。それで、生活環境の中でも、例えば基盤づくりだとか、そういった意味合いの質問なのかどうか、なかなか今質問の内容がとらえることはできませんでしたので、

ちょっと答弁がおくれました。探りながら答弁させていただきますと、生活環境づくりという意味合いからいくと、横瀬町に人が住むという観点から考えると、多分住宅を供給できるような環境を、そういった生活環境を整えるという意味かなというふうに感じています。ご存じのように、例えば今姿地区の道路を整備するなどして姿地区に多くの人が移り住むようになっていきます。また、下水道も整備して、そういった住環境の整備については、町としても一生懸命取り組んでいるというふうに思います。質問通告が雇用対策ということでしたので、内容が急に多岐にわたってきたので、なかなか答弁が難しいという状況がありますので、その辺ご承知おき願いたいと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 再々質問でございますけれども、雇用対策等の実態を見ましても、横瀬の人の雇用が優先されているのか、雇用に対する他人事行政になっていないのか。ただ、補助金だから、補助金を使わないと損だからと、横瀬の人を優先して働かせるために雇用対策や雇用行政の推進が必要であると思っているわけでございます。今後雇用に対します取り組みや方針について、再度お尋ねをするわけでございます。また、いい答弁が得られなければ、また12月の定例会でまたお世話になるつもりでございますので、わかりやすく明確に、あと6分ありますので、答弁をお願いするわけでございます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 雇用対策とか景気対策、一般的な事業としては、国が行うべき事業ということになります。だからといってやらないということではなくて、またそういった国でやるべき事業に対して、市町村が協力をしたり、市町村も雇用対策が必要だからということで雇用対策の予算をとって、いろんな事業展開していくということになります。また、そのほかには、地道に地場産業だとか観光だとか、あるいは農林業、そういったものを進行していくということが、町がしなくてはならないということだと思います。雇用対策、だからといっておろそかにするわけではなく、国の予算であろうと町の予算であろうと、横瀬町の人を雇用するということを基本に事業を実施してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 以上で10番、小泉初男議員の一般質問を終了いたします。

ここで本休憩といたします。

再開は2時10分、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。
質問を続行いたします。

○町田勇佐久議長 5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、お忙しい中、ご苦労さまでございます。

私は、昨年の12月31日までは執行部の席にいましたが、今回1年生議員として、横瀬町の発展のため、町民の皆様の幸せ実現のために、謙虚にかつ誠実に町民の思い届けますよう、目標にぶれず揺るがず、正面から頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、私事ではございますが、3月11日に発生しました東日本大震災に対しまして、被災地の早期復旧復興を願ひまして、去る7月15日から17日までの3日間、岩手県陸前高田市へ復興支援活動に参加してまいりました。被災者の皆さんの一刻も早い復旧復興を願うところでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず1、加藤町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。要旨明細につきましては、多選制限の考え方と町政の進展についてでございます。加藤町長は、本年1月に4回目の当選を果たされ、横瀬町の指導者として通算で13年目を迎えられておられます。この間、本町の発展のため鋭意努力されたことに、まずもって敬意をあらわす次第でございます。

さて、平成19年5月に総務省から首長の多選問題に関する調査報告書が出されましたことは、ご承知のことと存じます。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の首長の権限、責任が総体的に増大することから、これまでの国会における議論の経緯や各界の意見等も踏まえ、首長の選出に制約を加えることの立法上の問題点や制限方式のあり方等について、幅広く議論を進めていくことが必要であるとの考え方に基づいて議論が進められ、法律に根拠を有する地方公共団体の長を多選制限の対象として憲法上の問題はないということ、地方公共団体の自主的な内容については条例にゆだねる。そして、各方面において幅広い国民的議論を期待することというのがその結論であります。議論の過程で諸外国の多選制限の例として年数が示されております。制限を設けている88カ国中61カ国が、何らかの形で10年以下の制限を設けているようであります。そこで、町長は、10年を超えて町のリーダーの立場にあります。この多選という問題についてどのような認識を持っておられるかお伺いをしたいと思います。

また、多選による弊害が言われておりますが、実際に長い間町政のトップとして努めてこられて、具体的な問題や気づかれたことや感じられたことがありますでしょうか。あればお聞かせをいただきたいと思っております。

続きまして、質問事項の2から4に移らせていただきます。私は、常日ごろ横瀬町の発展と町民の皆様の幸せ実現のために、町民の思い届けますを目標に、ぶれず揺るがず正面からを基本姿勢に活動をさせていただいております。具体的には、町民の皆さんとの直接対話でありますタウンミーティングを6月11日と8月29日に行いました。そのときに参座された町民の方々から提案されたことについて、質問事項とさせていただきます。

まず、2の町道の整備についてお尋ねをいたします。町道5号線は、川東地区の幹線道路でございます。おかげをもちまして町当局の深いご理解と多くの皆様のご協力によりまして、近年着々と改良されている現状を見まして、この地区に住む住民の一人として、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。したがって、今後の町道5号線の改良についての進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、3の安心安全な町づくりについてでございます。具体的には、和田地区の護岸工事についてお伺いをいたします。町当局におかれましては、町民のだれもが安心して安全に暮らせる町づくりを推進されており、町民の一人として感謝を申し上げる次第でございます。しかしながら、3月11日の東日本大震災の例を挙げるまでもなく、未曾有の大災害がいつ起こり得るかわかりません。想定以外の出来事も起こり得るわけでございます。そんな中で、横瀬川左岸の17区地内の護岸工事も終了いたしました。しかしながら、これによって右岸地区の12地区和田地区は、どのような影響が出るか。また、上流のウォーターパーク・シラヤマの改修による流れの変化等が非常に心配されております。今後の護岸工事につきましての計画等について、お尋ねをさせていただきます。

続きまして、4の県有地の有効活用についてでございます。具体的には、字南前峠の県有地に係る開発の進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 5番、若林想一郎議員の質問1、町長の政治姿勢についてに対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 答弁をさせていただきます。

私も、お話のように4期目を迎えさせていただいております。この質問がいつか出るかということは、私も大変興味津々しておりました。出てきたなという気持ちで答弁をさせていただきたいと思っております。それと同時に、若林議員さんにおかれましては、ぶれず揺るがず町長職に興味と、そしてまた意欲があるというふうにも受けとめをさせていただいております。私といたしましては、今後の作戦をいろいろ考えなくてはいけないかなというふうにも思っております。

実は、平成6年の第7回定例議会、前町長さんが6期目のときの議会での質問でございます。全部読むと長くなりますので、抜粋をいたします。質問者は、当時議員でございました加藤富太郎さんでございます。質問、私心を捨てて使命感ということに徹すれば、大変な激務であろうことは、どなたも異論はないことだと思います。またさらに、自己犠牲を強いられるのであれば、長期にわたりこの職に携わるというのは、常人ではできないと思われれます。町長さんもスーパーマンではない、人間でございますので、どうかお答えを願いたい。答弁、ただいまのお話であります。おっしゃるとおりスーパーマンではありません。私自身が非常に人間として不完全な男だというふうにも思っております。その結果を補うような努力をしながらお世話になっていくつもりでいつも考えております。まさしく前町長さんが答弁されましたように、私の現在の心境は、前町長さんのその当時の心境と同様でございます。

○町田勇佐久議長 再質問でございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 早速加藤町長さんにはご回答いただきましてありがとうございます。真摯に受け

とめていただいておりますところに感謝を申し上げます。

とかく多選制限の議論の前提となっている多選の弊害と言われる事例について言いますと、およそ次のようなことが挙げられると思います。まず、独善的傾向が生まれ、助言を聞かない等の政治の独走化を招く。2、人事の偏向化を招き、職員任用における成績主義にゆがみを招く。3、マンネリズム化による職員の士気の沈滞。4、議会との関係に緊張感を欠き、議会とのチェック・アンド・バランスが保てない。5、長期にわたって政策が偏り、財源の効率的な使用を阻害する。今5点ほど挙げましたが、町長さんにおかれましては、具体的にこれらに該当すると思われることが当町においてあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

長年その職にあった場合の弊害ということで、私もその一つ一つをかみしめながら今承ったところでございます。もう一つ紹介をいたします。平成10年第6回定例会、これは前町長さんが7期目での質問でございます。質問者は、山口栄之助さんでございます。質問、1人の人物が長期間特定の位置に座ることを避けなければならないことは、論をまたないところであります。引き際を誤るとか、鮮やかな引き際とか、引き際が肝心とかなどが挙げられております。引き際とは極めて難しいもののようにございます。という質問でございました。その答弁でございます。引き際という関係につきましてもお尋ねでございますが、責任ある区切りだというふうには私はとらえます。責任のある区切り、いつまでもぶら下がるような状態で町政の担当をしたいというふうには、私は毛頭思っておりません。この答弁、前町長さんの答弁も私の思っているとおりの答弁をされているようでございます。私に対して町民の方が、これは弊害だと思われる際には、町民の方が選挙をもって態度を表明していただければというふうに思います。

○町田勇佐久議長 再々質問はございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 過去の例をいただきまして答弁をいただきました。ありがとうございます。一番私を含めて町民の方が懸念されるのは、町長さん及び町長さんの周辺の人たちが、町民の方向を向かずに町長の方向を向いて物事を行ったり考えたりするという状況が生まれること、これが一番の問題であるのではないかと思うところでございます。特に細かいことについては触れませんが、例えば地方公務員法の第35条あるいは第38条、あるいは横瀬町の人事異動方針等、ぜひ守っていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 お答えをいたします。

特に人事異動の関係でございますけれども、議会側からのご提案もございましたように、スペシャリスト

の養成という部分については、私の方針どおりやらさせていただきたいというふうに思っております。あとは、人事異動方針に従いたいと思います。

○町田勇佐久議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、町道の整備についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 5番、若林議員さんの一般質問、町道の整備についての要旨明細、町道5号線の改良について答弁をさせていただきます。

町道5号線は、幹線1級町道であることから、町では以前より改良を推進し、現在に至っております。近年におきましては、平成18、平成19年度に町づくり交付金事業として、延長218メートル、平成19年度から平成23年度までは道整備交付金事業として、延長約540メートルを改良しております。なお、平成23年度からは、社会資本整備総合交付金事業として横小東側通用口付近から下横瀬橋に向かい改良していきたいと考えております。また、5号線につきましては、全線改良済みと道路とはなっているわけですが、近年の改良道路に比べると幅員の狭い部分がまだまだ残っております。これらにつきましては、何らかの理由で用地の確保が困難な場所であったことがほとんどであると思っております。道路の拡幅改良は、地権者の方のご協力なくしては成り立たないため、今後何らかの理由が廃止をされるなど、確かにご協力が得られる一定区間が見込め、財源の確保を見込める場合等には、随時実施計画に登載し、予算要求を行い、拡幅等改良の推進をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいま建設課長さんより今までの努力の成果というのが如実にあらわれている例を挙げていただきまして、ありがとうございます。私もこれからの未改良部分について、何かお手伝いができることがあれば、一生懸命ご協力をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、安心安全の町づくりについてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 引き続き答弁させていただきます。

安心安全な町づくりについての要旨明細、和田地区の護岸工事について答弁をさせていただきます。1級河川横瀬川の和田地区近辺においては、平成20年度以降もしゅんせつ右岸擁壁修繕、左岸擁壁整備など埼玉県に要望し、施工していただきました。また、ウォーターパーク・シラヤマに隣接する河川部分については、平成21年度、平成22年度に県の水辺再生事業による整備を行っていただいております。これら一連の事業については、県において計画的に実施しているものと認識しておりますので、和田地区の右岸に

及ぼす影響なども現場確認もしていただいておりますので、当然承知していただいているものと存じます。町といたしましては、県の取り組み状況を見ながら県への要望が必要であるときには、地元意見を反映した要望書の提出等、その都度行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○町田勇佐久議長 再質問ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 建設課長さんありがとうございます。実は、今般の台風12号によって紀伊半島では1,800ミリ以上の雨が降りました。こういうことが横瀬町でも今後あり得るかもしれません。昭和22年のキャサリン台風のときには、和田河原地区にも水がのったという記録もございますので、どうか地域住民の方の安心、安全に暮らせる生活状況というか、基盤整備を今後とも引き続きお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 以上で質問3を終了します。

次に、質問4、県有地の有効活用についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

○柳 健一建設課長 4番目の県有地有効活用の要旨明細、字南前峠の県有地に係る開発の進捗状況についてですが、私からは当該地の都市計画法に基づく開発行為許可に係る経緯について答弁をさせていただきます。

横瀬町大字横瀬字南前峠の面積4万9,163.64平方メートルの土地に係る開発行為については、平成8年に県から許可を受けております。その後工事着手完了予定等を変更する開発許可事項変更届け出をその都度行い、本年2月に8回目の変更届け書を町を経由として提出しております。県においては、変更届出書に係る内容等確認のための書類提出を求めてきましたが、8月にその提出がありまして、変更期間も平成24年3月31日までの1年間に訂正し、期間までに実施できなければ開発行為を取りやめる意向があることや、提出を求めた書類が一応整っていること等から、開発許可事項変更届出書を受理し、年度末まで様子を見ることとしたい旨当町に報告があったところでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 再質問ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 ただいまの県有地の開発関係の進捗状況をご説明いただきましてありがとうございます。実は、この面積、私は3.5ヘクタールという認識を持っていましたが、4.9ヘクタールということで、また再認識をいたしました。例えば、ここに住宅等ができれば、町の人口を、何と云うのでしょうか、食いとめられたことができたかもしれません。あるいは活用によっては、羊山のシバザクラのような形で、あそこを公園化していくというようなことも方法ではないかなと思うところでございます。私も個人的に600坪の土地を提供させていただきました。ぜひここが有効に活用できるようにお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○町田勇佐久議長 以上で5番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○町田勇佐久議長 次に、1番、富田能成議員、お願いします。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回私が質問させていただきますのは、町の財政についてになります。私は、この先、将来の町の財政に強い危機感を持っています。そこで、まず2点お伺いさせていただきます。1つ、現状の財政状況を執行部としてどう認識されているのか。

2つ目、それを踏まえた上で今後の財政運営をどのように展開されるのか。

以上2点、お伺いさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 それでは、1番、富田能成議員の質問1、町の財政についてに対する答弁を求めます。まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 1番、富田議員さんからのご質問でございます。質問事項、町の財政ということで、要旨1、現在の町の財政状況をどう認識しているか。それと、2といたしまして、今後の財政運営をどのように展開していくのかという2点のご質問でございます。まず、現在の財政状況をどう認識しているか。財政担当課といたしましての認識についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、我が国の経済状況は、依然として厳しい状況であるということに加えまして、今回の東日本大震災の影響をさらに受けまして、厳しい財政状況下に置かれることは考えられるわけでございます。このような状況にありまして、地方の財政にも少なからぬ影響を及ぼすことが避けられないのではないかと感じるようになってございます。そのような中にありまして、町は、ご承知のとおり第5次総合振興計画に基づきまして、さまざまな事業を展開しているところでございます。今年度からは5次総合振興計画に入りまして2年目に入っているところでございます。この先においても、財政状況の厳しさというようなものは、続くものと思っております。そのようなことから、引き続き行政改革を推進しながら行政運営に当たっていくことは、必要ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

また、横瀬町の財政の健全化を十分維持をしながら、また無駄を廃し、効果的に効率的に事業展開を図る必要があるというふうに思います。

それから、町の財政状況につきましては、町のホームページ等で紹介をさせていただいているところでございますけれども、その紹介の中で、現在の当町の歳入財源の構成比等を見ますと、町税、それから地方交付税、これは6割を占めております。さらに、国、県等の支出金ですね、が約1割7分ほど占めておりまして、約7割7分ほどは、町財源のその3項目が占めているという状況下にあるところでございます。これらのことにつきましては、町にとっては、財源に大きな影響を及ぼしているということは、当然言えることでございます。この財源を適切に確保することがやはり必要であり、重要であるというふうに認識しているところでございます。

長引く景気低迷の影響によりまして、ただいま申し上げました自主財源の町税の減収や国庫支出金や県支出金などが減少している状況が見られているところでございます。これによりまして、今まだ行き先に明るさが見えてこない中ではありますけれども、予算のスリム化という観念は、継続していかなければならないのではないかなというふうに思っております。

さらに、今後進むと思われまます少子高齢化現象社会の中で、事務的な扶助費などを初めといたしまして、増加の傾向は続いていくのではなかろうかなというふうに感じております。

また、投資的経費やその他の経費につきましては、事業利用等によく検証をし、見直しなどによりまして、さらなる抑制、節減に努め、合意的に合理化を図りながら財政規模に見合った財政運営を図ることが必要、重要であるというふうに思っております。

このようなことから見ましても、依然といたしまして横瀬町を取り巻く財政状況は、気の抜けない厳しい状況下にあるものと認識をしているところでございます。

次に、今後の財政運営をどのように展開していくのかということについてお答えを申し上げさせていただきたいと思えます。今後におきましても、今の経済状況がすぐに上向きになるということは、到底期待できそうにないということを考えますと、財政状況は厳しい状況からなかなか脱皮はできないというふうに考えられます。しかしながら、町には人口減少や少子高齢化対策、循環型の社会の構築、それから社会保障制度などに取り組まなければならない課題というものが多々あるものとなっております。これらの問題に対しましては、最少の経費で最大の効果を上げなければならないというふうに思っております。そのためには、今までの慣例にとらわれることなく、住民のニーズ、長期にわたる経費など幅広い総合的な視野に立って的確な判断をしていくことが求められるというふうに思います。

現在の私どもで見ている視点では、借入金、長期的な経費を将来の世代に負担を及ぼしかねないということも一部懸念されることもあります。町の課題に対しまして、より効果的に対処することを考えますと、将来負担の抑制を念頭に入れ、計画的な財政運営を行うことが必要不可欠であると思えます。このようなことから、今後におきましては、歳入規模に応じた歳出に心がけ、事業の選択と集中、それから予算の重点配分を町全体として取り組んでいき、新たな必要な事業展開をする場合においては、財源については、国や県などのより有効的な補助制度を活用するなどして財源の確保に努めていきたい。さらに、事業の検討や見直しを含め、他の経費の削減などを行うことにより対応をしていきたいというふうに考えております。

また、経常的に係る経費につきましても、その必要性、内容を検証し、その予算の質の向上を図るなど、徹底した歳出の見直しを引き続き取り組む必要があるというふうに思います。そのためにも、既に実施をしておりますけれども、行政評価や昨年から取り入れております事業仕分けなどの結果をできる限り予算に反映させるべく努力をしているところでございます。これからは、本格的な地方分権の時代が到来すると考えられます。町は、情報の公開や説明責任を果たしながら、町民と一体となって行政運営を行うことが求められております。このようなことを踏まえまして、今後におきましても、第5次横瀬町総合振興計画にかける緑と風が奏でるところ和むまちの実現に向けまして、職員のみならず、町に携わっていただいているすべての人の協力と創意工夫により、将来の世代に安心して引き継ぐことができるような健全な財政運営を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ご答弁ありがとうございました。今いろいろお話を伺いまして、いろいろな形で財政改善のための努力をされているということもお聞かせいただきました。そして、それとともに、今後に対しては、いろいろな危機意識も持たれているということもわかりました。まず、今横瀬町の財政という、こういう財政計画というのは、これ毎年今更新していただいています、ホームページでも一般町民の方が見れるようになっていきます。これは、非常にわかりやすいですし、ディスクローズの仕方としては、私は非常に適切だと思っています。

さて、今の答弁を受けてなのですが、自分のことからお話しします。私は、平成2年から始まりまして、約20年間金融機関で働いておりました。私が社会に出ました平成2年というのは、西暦でいうと1990年なのですが、バブルが頂点からちょうど落ちていくタイミングでした。私がやっていた仕事というのは、基本的には例えば融資だったり、あるいは回収をしたりとか、あるいは再生の支援をしたりとかということで、20年間ずっとバブル後の企業と向き合ってきました。バブル崩壊後の経済状況は、非常に今日に至るまで混迷と言っている状況にあると思うのですが、その中で生き残りをかけて奮闘努力する企業と向かい合ってきて、それでそれをなりわいとして飯を食ってきたというのが私の20年です。そこで私は、仕事を通していろいろな会社さんの財務改善努力、あるいは再建努力に向き合ってきました。小さい町工場からレストランから、あるいは修理工場さんとかから始まって、日本を代表するような大企業もありましたし、海外企業もありました。そういった多くのケースで財務改善とか再建努力を目の当たりにしてきたのですが、簡単に申し上げますと、その規模とか業種とか、業況とか、これはどうあっても企業が企業として財務の改善のためにできることというのは、3つしかないのです。1つ、これは支出を削減すること。2つ目、収入をふやすこと。町で言えば歳入ですね、歳入をふやすこと。3つ目、持っている資産、これは人的資産等も含まれますが、これを無駄なく再有効活用すること。この3つに限られてしまうのです。この3つの組み合わせで財務を改善したり、再建したりという努力がなされます。一方、横瀬町のような地方自治体に関しては、企業と全く同一に論じることができません。これは、会計制度がそもそも違っているということもあるでしょうし、何より大きい違いというのは、地方交付税の存在です。基本的には、地方自治体の場合には、歳入の足りない分が何がしかの形で補われるということになりますので、ここは同じ前提では論ずることはできません。しかしながら、国の財政事情が非常に厳しくなってきた現在、限りなく交付税の依存を高めるのは、自治体としては、そもそも健全ではないと思いますし、自主財源を拡充していくことが望ましいと考えるのは、当然のことだと思います。と考えると、殊健全な運営ですとか持続可能な運営ということに関しては、言ってみれば変動していく歳入があって、それを受けて最少経費で最大効果を追求していくということが、企業も自治体もともに求められますので、本質的には一緒だと私は考えています。だとすると、地方自治体として横瀬町ができ得る財政改善努力というのは、支出を削減することにとどまりませんで、歳入をふやす努力、それから持っている資産を無駄なく再有効活用する努力、これもあわせて必要になるというふうに私は考えています。先ほどの答弁の中で、課長さんも、財源を適切に確保することがという発言もいただいたのですが、実際こちらで拝見しても、力点が置かれているのは、歳出の削減なのだろうと思うのです。この点については、今の執行部の皆さん

のいろんな努力も見えますし、行政改革と一定の成果も出てきているのだと思います。しかし、私はそれだけでは不十分だと思っています。横瀬町の置かれた状況というのは、現状の歳出の削減努力とあわせて、先ほど2つ目に言った歳入をふやす組織的な努力、それから3つ目の資産を再有効化する組織的な努力がセットで不可欠なと思っています。なぜなら、先行きのことは、ちょっと不確定要素が多いので、断定はできないのですけれども、自然体で行くと、この先歳入が大幅に減少していく可能性が極めて高いと考えられます。そして、歳出の削減努力だけでは手詰まりになる可能性があるとは私は思っています。今回は、ちょっと話が余り複雑になってわかりにくくなってしまいうのもよくありませんので、3つ目の資産の再有効活用については、またの機会に譲りまして、歳入をふやす努力ということについて話をさせていただきたいと思っています。

昔、昔というのは、例えば昭和の時代だったり、あるいは前世紀の20世紀においては、どちらかという自治体は、ざっくり言ってしまえば、歳入に無頓着でも許されていたのだと思います。日本が成長していた時代、あるいは横瀬にあっては、人口が増加していた時代の行政であれば、支出削減ということを念頭に置いておけばよかったのだらうと思います。でも、成長の時代は終わりました。横瀬も人口減少と経済の縮小が先々想定される時代になってしまいました。国の財政が不安定な状況で、先行き不透明感が高まる現状においては、歳入をいかに確保するか、そこにいかに挑んでいくかということが今の時代の自治体にとっては、重要な課題になっていると私は認識しています。こちらのことしのこれは平成23年4月1日付なのですが、横瀬町の財政の中でも、数字として一応平成27年までの歳入の想定数字が置かれているのですが、これはほぼ現状横ばいに置かれています。ここは、不確定要素が多いということですので、執行部のディスクローズする数字としては、これでもやむを得ないと思っていますので、これはこれでいいと思うのですけれども、ちょっとこれを拝見して気になりましたのが、歳入減少のまず原因についてなのですけれども、景気の低迷ですとか、世界的な金融危機の影響というのが示されているという点なのです。例えば、この冒頭部分に、「本格的な景気の回復には相当な期間を要するため、このような厳しい状況はしばらく続くものと予想されています」と書いてあります。つまり、今は無理だけれども、本格的な景気の回復は、いずれあるであろうというようにも読み取れます。もちろん景気の影響や金融危機の影響もなくはないと思います。でも事の本質は、地方を取り巻く社会ですとか、あるいは経済の構造が今変わりつつあるということだらうと思います。景気の問題だとすると、いつかは回復すると考えられますが、これが構造的な問題だとすると、基本的には回復しない。自然体では回復しないと考えられます。私は、横瀬については、こちらの後者の考え方の立場で考えるべきだと思っています。

ちょっと補足説明に入りますが、例えば景気の変動ということでいきますと、実は21世紀になってからも日本は好景気があったのです。時代で言うと小泉総理の時代です。2002年から2007年まで、平成で言うと平成14年から平成19年までは、これは日本は戦後最長の景気拡大を享受しているのです。ところが、これの実感がないのが問題です。このとき、例えば東京の都心部は好況に沸いていました。それから、一部の優良輸出企業は好景気を享受していました。しかし、どうでしょう。この平成14年から平成19年、私たちは、実感で好景気であったと言えるでしょうか。全くなかったと思うのです。我々の実感としては、21世紀に入ってからずっと不景気で、しかもだんだんじり貧になってというのが実感ではないでしょうか。これからも日本のマクロ指標としての好景気はあるでしょう。だけれども、この町で我々の実感として好景

気は、もうもしかしたら来ないかもしれないとまで私は思ってしまいます。景気のせいにするのは楽なのです。いつかは回復するからだし、今悪いのは景気のせいだからと言えるからです。でも今の横瀬を取り巻く環境を考えると、自然体でいつか回復するのは、あり得ないのではないかなとすら思ってしまいます。景気のせいにしなくて、主体的に歳入をふやす努力、減らさない努力をすること。それが私はこの町の行政に求められていることだと思っています。

ちょっと各論に入ります。先々どう考えるかということなのですが、例えば歳入のところ、町民税の所得割を考えてみてください。町民税の所得割でいくと、今横瀬町の税収が大体11億円です。そのうち3割強の3億5,000万円ぐらいだと思えるのですが、町民税の所得割分が今は数字としてあります。ところが、これも横瀬町の大きな人口の固まりが、給与水準が高い、退職間際の層である60歳から65歳ぐらい、この層が多いということ。それから、この先々就労人口も減少していくこと、このままでは大幅な減少は避けられないのではないかなと思っています。これも景気の問題というよりも、人口構造の問題が大きいと思います。それと、例えば固定資産税、土地部分だけで今約2億円の税収がありますが、これは地価の下落をどう考えるかによって予測は変わります。私は、個人的見解ですけれども、このままでは横瀬町や秩父市の地価下落は、まだまだ続くと思われています。これも景気の循環の話ではなくて、人口減少等により需要が供給を下回る状況がこのまま続くと考えているからです。さらに気がかりなのは、町内の企業の動向です。納税してくれる企業が横瀬の事業を縮小するとか、撤退するなんていうことになると、これは大きな影響があります。企業のことだからわからないということではなくて、企業はどう行動するかとか、何を考えているかということを経営者として持っていること。これに対して行政として組織的に対策を練っていくということも必要なのではないかなと考えています。

ちょっと長くなりました。まとめます。横瀬町は、財政健全化に向けて確かに努力はしています。しかし、主に経費削減のみにフォーカスした現状の取り組みだけでは不十分であると思っています。なぜなら横瀬町の歳入の縮小は、このままでは今後より一層進展することが想定され、立ち行かなくなる可能性があるからです。したがって、従来の取り組みに加えて、歳入を確保する組織的な取り組みをあわせてすぐ実施していただきたいと思います。組織的な取り組みを始めてくださいというのが今回の私の要望なのですが、例えば具体的には、前回これは言及しましたが、人口をふやす取り組みもそうです。人がふえれば納税のベースがふえます。企業活動を大きくする。これは、例えば出ていかれないようにするのもそうだし、育てるのもそうだし、新たに企業誘致するのも入ります。こういった取り組み。それから、一番手っ取り早いところで、税金の徴収率を上げる。横瀬町の徴収率は、まだまだ私は上げれると思っています。それから、全く別の考え方で、新しい財源を考える。例えば、基金だとか寄附金でもいいですし、ファンドとか補助金ですとかということも考えられ得ると思います。これは、ただ具体的な方法論であって、大切なのは、組織的な取り組みを始めるという部分です。前回私は、人口対策を組織的にやっていただきたいというご要望を申し上げました。今回は、これ財政という切り口なのですが、事の本質は一緒だと思っています。これらが厄介なのは、きょうやらなくても困らない、でも明日困る、10年後に困る、結果が出るのに時間がかかるということだろうと思います。私は、ことしの財政の数字等を拝見しても、時間的猶予は余りないと思っています。ぜひ精力的な取り組みをお願いしたいと思っています。

長くなりまして、失礼しました。

○町田勇佐久議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 ご高説を拝聴させていただきました。余り説が長かったので、どれが質問だったかちょっとわかりませんが、私の思うところを答弁をさせていただきたいと思います。

私の母親が亡くなりまして三十数年たちまして、母親の遺言で、つまらない借金はするなど。他人の迷惑になるようなことはするなど。もう一つ、兄弟仲よくしろ、これが遺言でございました。私が町長になりまして、それを守ってきたつもりでございます。おっしゃられるとおりに歳出の削減も大事であるが、歳入を確保することはもっと大事だと、お説のとおりだろうと思います。しかしながら、現時点での秩父地域における経済状況、あるいは人口減少等の状況を見ますと、大変厳しいものがあるかと思っております。税収の確保等につきましても、担当課等一生懸命やっております、日曜、祭日問わず徴収に努力をしておりますけれども、なかなか実を結んではこないというのもまた確実でございます。そうしたことを手をこまねているわけではございませんけれども、今後も税務課を中心に、あるいは管理職も一緒になってそうした分も取り組んでいかなければならないというふうにも思っております。

それから、もう一つ大きな財源の地方交付税、これは今後は減っていくというふうに私は予想をしております。当町での地方交付税、最高時には9億円ぐらいございまして、最低のときは4億円台になったでしょう。そうしたことを私も切り抜けてまいりました。これは、主に議会の皆さんと協力しながら、歳出面等々で努力をしてきた結果でありまして、私も貧乏性でございますから、その辺はなれておるつもりでございます。何とか町の持続をしていかなければならないというふうにも思いますし、私もその実績を踏まえて確信を持って持続をできるというふうにも強く思っております。

それから、町のいわゆる資産活用につきましても、有効に活用できるものは、当然活用していかなければなりませんけれども、おっしゃられるような例えばファンドだとか、そうしたものには公金の運用は向かないというふうに私はとらえております。私は、公金の運用に関しては、まず確実、安心というのが大前提になろうかというふうに考えておるところでございます。答弁になったかわかりませんが、私の思うところを申し上げさせていただきました。

○町田勇佐久議長 再々質問ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 再々質問させていただきます。答弁ありがとうございます。町長の答弁の中で1点誤解された部分があるので、それを最初に申し上げます。

私は、ファンドで運用してくださいという話を申し上げたのではなくて、新しい財源を見つけてくださいというお話なのです。ですから、例えば日本でも幾つかの町村で、例えばふるさとファンドみたいなのを町出身の人に募って財源をつくっているところもございます。そういった取り組みという意味で申し上げたのであって、うちの町で、町にあるものをリスクのあるファンドに投資しろということは、申し上げておりませんので、これはご認識いただければと思います。

あと、歳入をふやすということと、歳出を削減していくというのは、セットで必要だというのは、部分は、実はもう一点私はあると思っております、バランスなのです。例えば、企業のこの財政再建というの

は、たくさんやっていて失敗例もあるわけです。たまにあるのが、削減し過ぎるというのがあります。ところが、企業のケースですと、これはどこかで歯どめがかかるのです。なぜかという、企業は市場の中で生きているからなのです。例えば、必要以上に削減をしてしまった場合に、株価が下がるとか、あるいは売上げが下がるということで結果が見えてくるのです。だから修正ができるのです。だけど、地方自治体はなかなかそういうわけにはいかなくて、どこかに最適な落ちどころがあるのにもかかわらず、下げ過ぎてしまう、あるいは下げな過ぎてしまうということがあるのだと思います。その運用がセットになっていないと、なかなかこれは難しい問題です。例えば、先ほど小泉議員の一般質問の中で、町が43人の雇用があって、そのうち十何人が横瀬の人だというご答弁がありました。これもセットで考えるということは、幾ら、コストだけを考えて採ると、あるいは横瀬の人を雇用することによって生まれる副次的なメリットも含めて考える等ではおのずと変わってくると思いますし、最適なのは、どこなのかというのが探しやすいということは言えるのだろうなと思います。これはとても難しい問題です。そんなに簡単にはいかない問題ですし、すぐに結果が出るような問題ではないのですが、ただ私が重ねてお願いしたいのは、組織的に検討してほしいですし、組織的にベースをつくっていただきたいと思います。まず、その議論ですとか、フィージビリティスタディーというのですけれども、そこから始める、何人かで始めるということにさせていただきたくて、というのがきょうの私のお願いでございます。

以上です。

○町田勇佐久議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 ご要望はしっかり承っておきます。

○町田勇佐久議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了いたします。

ここで本休憩といたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

○町田勇佐久議長 日程第5、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第5、報告第3号 平成22年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、1の健全化判断比率について申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないことから、それぞれ数値の記載はございません。

次に、実質公債比率でございますが、標準財政規模が増加したことなどにより前年度より0.7ポイント減少し、11.5%となっております。また、将来負担比率につきましては、建設事業などに伴う借入れが増加したことなどから、前年度より2.0ポイント増加し、98.0%でございます。

続きまして、2の資金不足比率でございますが、対象となる上水道事業会計及び下水道特別会計とも資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率の方向については、以上でございます。ご了承のほどをよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 監査委員さんの審査意見書、これの内容についてお伺いいたします。

この普通会計のほうの2番目の審査の結果、ここに表がございますけれども、この表絡みで4つばかりお伺いいたします。

まず1つは、これらの比率が、標準財政規模を分母として算出しているのですよね。それで、別な資料で、平成21年の標準財政規模よりも横瀬町の標準財政規模は、平成22年に4,971万4,000円増加とあるのですね。それで、その質問の1つは、この約5,000万円が増加した根拠、理由、それを1点お伺いいたします。

それから、質問の2つ目ですが、実質赤字比率ですね、これの意見見ますと、平成22年度も黒字となっているということなのですが、これは平成21年も黒字だったのです。両方とも黒字なのですが、平成21年と平成22年のこの黒字、両方とも黒字ですから、これは国の基準に対して全然問題ないのですけれども、その比較した場合どのようになっているのかということが2つ目。

それから、3つ目が連結の実質赤字比率、これも同じようなことで、両方ともこれが黒字なのです。だから、赤字がないからあれなのですけれども、これも質問の2番目と同じように、平成21年と平成22年の場合を比較してどうなのかということです。

それから、4つ目が将来負担比率です。これは、平成21年度が96.0%、平成22年度が98.0%と2.0ポイント悪くなっていると言うとあれなのですが、数字的には問題ないわけですが、これが2.0ポイント上がった理由、その辺をお伺いしたいと思います。

以上4点です。

○町田勇佐久議長 ただいま11番議員の若林議員の質問に対する答弁を求めます。

代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 監査委員の意見書についてのご質問でございますので、私からお答えをさせていただきます。

まず、今ご質問ございました1つ目、標準財政規模が4,971万4,000円ふえた、これはなぜかと、こういうご質問でございました。この中身は、臨時財政対策債の発行可能額と普通交付税の増加があります。これが大きくきいていると思います。この中身は、減るものもあるし、増えるものもあるわけですね。今回四千九百何がしの増加は、今の2つがきいているというふうに考えております。

それから、2つ目、一般会計の実質赤字比率について、黒字額はどう変わっているのだと、こういうご質問だと思いますけれども、これは平成21年度のいわゆる実質収支の差ですね。実質収支の平成21年度と平成22年度の実質収支の額を比べればいいわけですが、平成21年度は1億4,500万円、それから平成22年度は約1億7,300万円、差し引き2,780万円ばかり平成22年度が収支がよくなっていると、こういうことでございます。

それから、同じく連結赤字比率に関しての黒字額の比較をというご質問でございました。これは、一般会計とそれから国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、老人保健、水道事業、下水事業、すべて含まれたものでございます。いずれも実質収支額をそれぞれの年度を足し込んで、水道事業会計だけはそういう算定しませんので、いわゆる流動資産と流動負債の差額ですね、これを足し込みますと平成21年度は5億1,100万円、それから平成22年度は5億5,300万円、その差額は約4,156万円。先ほどの一般会計の黒字も含んでそういう計算結果になっています。

それから、最後に、将来負担比率でございますが、これは分子が将来負担額、分母が標準財政規模と、こういうことが大きい、一口で言うとそういうことになります。この標準財政規模も先ほど増えているのですけれども、それ以上に分子が大きくなっている。この中に、要するに将来負担額の中に公営企業債の繰り入れ見込額という項目がございます。ここに入っている額が増えているということで、上水道とか下水道事業への繰入金ですね、そういうものがここにきいていると、2ポイントのウエートになっていると、こういうことだと理解をしております。

以上でよろしゅうございますか。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第5、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりご了承を願います。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第6、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を

改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第6、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてであります
が、地方税法の一部を改正する法律等が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例
を改正する必要があるため、同日付で横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自
治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げま
す。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 補足説明をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、専決処分書、次の事項について地方自治法第179条第1項の規定により
専決処分をする。横瀬町税条例の一部を改正する条例、別紙、平成23年6月30日、秩父郡横瀬町長という
ことで、次のページに町税条例を掲載させていただいておりますけれども、この条例ですと、なかなかわ
かりづらいので、皆さんのところに参考資料という形でお配りさせていただいておりますので、そちらを
中心に説明をさせていただきたいと思っております。

議案第27号参考資料でございます。地方自治法の一部を改正する法律が公布され、これに伴い横瀬町税
条例の一部を改正する必要があるため、専決処分として対応を行いました。内容としましては、寄附金税額控
除の適用の下限額を引き下げ、町民税等の故意の申告書の不提出に係る過料の上限の引き上げ、税負担軽
減措置等の関連する条文及び読みかえ規定等の整理をする改正でございます。

第1条です。横瀬町税条例の一部を改正する条例、①として、第34条の7、寄附金税額控除でございま
す。附則第7条の4、これは寄附金税額控除における特例控除額の特例でございまして、この2つとも地方
税法の第314条の7の規定で、寄附金税額控除の適用下限額を現行の5,000円から2,000円に引き下げられ
た、こういうものでございます。寄附金税額控除につきましては、仮に5,000円を寄附した場合、現行の
制度ですと5,000円から5,000円を引いてゼロ円というふうになるわけなのですけれども、新条例では、
5,000円を2,000円に引き下げたということで、5,000円を寄附した場合、2,000円を引いた残りの3,000円
に一定の率を掛けた金額が税額控除というふうになります。これに伴いまして、第34条の7、寄附金税額
控除、これは改正前の規定を地方税法第314条の7の規定に基づくものとして条文を改め整理をし、第2
項で控除額の計算を指定しております。

また、附則の第7条の4、こちらが寄附金税額控除における特例控除の額の特例ということございま
すけれども、こちらが改正前の規定を地方税法附則第5条の5第2項の規定に基づくものとして条文を改
めて整理をして、控除額の計算を指定しております。

次に、過料の改正でございます。国税の罰金刑等のそういうものが大変厳しくなっておりまして、その均衡を図るため税条例のほうも改正するというものでございます。下記の条項のそれぞれの過料を3万円以下から10万円以下に改めるという内容でございます。

第26条第1項の町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第36条の4第1項、町民税に係る不申告に関する過料、第53条の10第1項、退職所得申告書の不提出に関する過料、第65条第1項、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第75条第1項、固定資産税に係る不申告に関する過料、第88条第1項軽自動車税に係る不申告に関する過料、第107条の第1項、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料、第133条第1項特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料等でございます。

また、下記の3条につきましては、過料の規定を新たに定め、同じく過料10万円以下ということで、新しく条例を加えるものでございます。第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料、第105条の2、鉱産税に係る不申告に関する過料、第139条の2、特別土地保有税に係る不申告に関する過料でございます。また、第151条の第1項及び第2項は、入湯税の関係でございますけれども、これもほかの過料と同じように3万円から10万円にするというものでございます。

次のページでございます。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置として、課税免除の免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数を年間2,000頭以内から1,500頭以内に引き下げられ、その適用期間を平成24年度から平成27年度まで3年間延長することとした改正及び条文の整理でございます。

附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告、4項です。この4項では、高齢者の居住の安定確保に関する法律というのがございまして、その一部改正により申告をする際に、今まではこちらの法律で第31条の認定という言葉があったのですが、これを今度は第7条の登録というふうに改正するというので、条項の整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、読みかえ規定の整理を行うものです。先ほど説明をさせていただきました寄附金控除の関係の第34条の7及び附則第7条の4の条文の改正がされたことに伴いまして、下記のそれぞれの条項が読みかえ規定がございまして、その整理を行うものでございます。

附則16条の3、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、附則16条の4、土地譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例、附則17条、長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例、附則18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、附則19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。

続きまして、第2条でございます。横瀬町税条例の一部を改正する条例、これは平成20年の条例第14号で改正されたものでございます。その一部改正でございます。軽減税率の2年延長をする改正ということでございます。これは、附則の2条第9項というのが、上場株式等に係る配当の所得の関係でございます。それから、第16項が上場株式等の譲渡所得に係る条項でございます。第21項が条約適用配当等の譲渡所得に係るものでございます。こういうものの軽減税率が、平成23年の12月31日までだったものを平成25年の12月31日まで2年間延長するという改正でございます。

第3条、横瀬町税条例の一部を改正する条例、平成22年条例第7条で制定されたものの一部改正でございます。先ほどの第2条で2年延長されたことに伴いまして、下記の条例を2年延長するという改正でございます。新条例、これは新条例の中で19条の3というのが非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例というのがあるわけなのですけれども、そちらの項につきまして、附則の第1条の4号で施行の期日を、平成25年1月1日というものを平成27年の1月1日、2年先に延ばして、附則の第2条第6項で適用年度を平成25年度から平成27年度に改正するというものでございます。

条文につきましては、1条を1ページといたしますと、めくっていただいて2ページ、3ページ、4ページ、5ページの上段のほうまでが第3条までの説明になります。その下に附則ということで、施行期日がございます。こちらの施行期日につきましては、第1条でこれを下記のようなそれぞれの条項において施行する日付を規定させていただいております。また、2条につきましては、町民税に関する経過措置ということで規定をさせていただいております。

次のページに行きまして、3条で固定資産税に関する経過措置の規定でございます。第4条につきましては、罰則等に関する経過措置等の規定でございます。

以上で説明を終わります。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第7、議案第28号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第7、議案第28号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の一部改正に伴い、関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから議案第28号について補足説明をさせていただきます。

この条例は、ただいま町長のほうからもお話ございましたように、人事院規則の一部改正により、結核性疾患による病気休暇等については、給与の半減までの期間を1年とする特例を廃止したことに伴い、附則第3項中の「結核疾患による場合にあつては1年」、この文言を削る改正を行うものでございます。

この条例の施行は、公布の日から施行するものとして、経過措置により施行日前から引き続き結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあつては、給料の半減までの期間を1年とすることを規定しております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第28号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第8、議案第29号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第29号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の一部改正に伴い、関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから議案第29号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第29号ということでお手元のほうに議案のほうは配付させていただきましたけれども、この内容につきましては、この議案等を見ていただいて、なかなか内容についてご理解いただけないのかなと思いますので、私のほうで議案第29号ということで、自席のほうにこの資料を配らせていただいております。この資料を出していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

けさ自席のほうに議会事務局のほうから、先ほどの税務課の資料と一緒に配らせていただいております。よろしいでしょうか。この資料に基づきまして私のほうから説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。今回の条例改正は、町長の提案理由にもありましたとおり、人事院規則の一部が改正され、病気休暇に90日の上限を設けたことに伴い所要の改正が生じたもので、町の条例を改正するものでございます。四角で囲んだ中に、改正の趣旨、4つばかりございます。これを説明させていただきます。

まず、1つ目でございますけれども、法令名の整理をさせていただきたいと思っております。第2条第2項第4項、この部分の法令名の改正でございます。

2つ目が、病気休暇に90日の上限を設ける規定の整備であります。これは、議案のほうの中の第13条第2項にただし書きを加えるものでございます。

3つ目が、病気休暇の使用後、実勤務日数が20日に達するまでの間に再び病気休暇を使用した場合、前後の病気休暇の期間は連続しているとみなす規定の整備でございます。これにつきましては、議案のほうの第13条に第3項、4項、5項、6項、7項、これを新設するものでございます。

続きまして、4つ目でございます。職員の住居が災害で滅失した際に、食料等の確保を行う必要がある場合についても、特別休暇の対象とする規定の整備であります。これが議案のほうの第14条の改正になります。

それでは、具体的に改正の中身について説明をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど申しあげました法令の整理でございます。第2条第2項及び第4項の改正であります。法令名を簡潔にあらわすため、略称規定を設けて条文を整理いたすものでございます。

2つ目でございます。病気休暇に90日の上限を設ける規定の整備でありまして、第13条第2項にただし

書きを加えるものであります。内容でございますけれども、病気休暇の期間は、公務災害、通勤災害及び横瀬町職員衛生管理規程に基づく勤務の軽減措置を受けた場合の病気休暇を使用した日等を除いて連続して90日を超えることができない規定を整備するものでございます。いわゆる病気休暇は、今申し上げました特別な病気休暇以外は、90日を超えることができないこととなります。

続きまして、3つ目、3番でございます。病気休暇の使用後の実勤務日数が20日に達するまでの間に再び病気休暇を使用した場合、前後の病気休暇の期間は、連続しているとみなす規定を整備するものでございます。第13条第3項第4項、第5項、第6項、第7項を新設するものでございます。まず、第13条の第3項でございます。連続する8日以上期間の病気休暇を使用した職員が、その病気休暇の期間の末日の翌日から実勤務日数、実際に働いた日数でございますが、20日に達するまでの間に再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の期間は、連続するものとして計算するものでございます。例えば、8月1日から10日間の病気休暇を使用した職員が8月11日出勤して、8月11日の翌日、12日になりますけれども、12日から20日に達するまでの間に再び10日間の病気休暇を使用した場合には、今申し上げましたように、前の病気休暇の10日間とあとの病気休暇の10日間を通算して20日ということになります。

続きまして、第13条4項でございます。使用した病気休暇の期間が90日に達した日後においても、引き続き、当初の病気とは明らかに異なる病気のため療養する必要があるときは、当該90日に達した日後においても当該明らかに異なる病気に係る病気休暇を承認することとなります。この場合において、当該明らかに異なる病気にかかった日以後における病気休暇の期間は、連続して90日を超えることができないこととなります。

ここに図を示させていただきました。この図を見ていただきたいと思いますけれども、Aの病気で90日の病気休暇を承認された職員が90日に達するまでの間に、Aの病気と全く明らかに異なる負傷のためにBの病気になったときには、その病気休暇を承認することとなります。この場合において、Aの病気休暇の期間の90日とBの病気休暇の期間を通算することとなります。Aの病気休暇のほうは、この図見ますと、Aの病気とBの病気の重複している部分がございますけれども、計算するときにはAの病気休暇を90日と見て、Bの病気休暇につきましては、Aの病気休暇の90日の翌日から計算されます。AとBを足していくということでございます。

続きまして、第13条の5項でございます。使用した病気休暇の期間が90日に達した日の翌日から、実勤務日数が20日に達するまでの間に、当初の病気とは明らかに異なる病気のため療養する必要があるときには、当該明らかに異なる病気に係る病気休暇を承認することとなります。この場合において、当該病気休暇の期間は、連続して90日を超えることができないこととなります。

やはり図を示させていただきました。見ていただきたいと思います。Aの病気で90日の病気休暇を承認された職員が90日の病気休暇期間を使用後1回勤務して出勤して20日に達する日までの間にAの病気と明らかに異なる負傷等のためにBの病気にかかったときには、その病気休暇を承認することとなります。このBの病気休暇の期間は、90日を超えることができないこととなります。

続きまして、第13条の6項でございます。これにつきましては、病気休暇の期間計算を行うときに、連続する病気休暇の間にある週休日、いわゆる週休日というのは、土曜日、日曜日でございます。休日、これは国民の祝日とか年末年始の休みでございます。休日、病気休暇以外の休暇等により勤務しない日は、

病気休暇を使用した日とみなして計算することとなります。いわゆる病気休暇をとっている間に週休日、休日、病気休暇以外の休暇等によりそういう日があったときには、病気休暇の日に含まれるというものでございます。

続きまして、第13条第7項でございます。休職制度が適用されない、臨時職員及び条件つき採用期間中の職員の病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とするということでございます。この条例に該当するのは、今申し上げた以外の職員ということでございます。

続きまして、数字の4になります。職員の住居が災害で滅失した際、食料等の確保を行う必要がある場合についても、特別休暇の対象とする規定を整備するもので、第14条の特別休暇の規定がでございます。これを改正するものでございます。

まず、第14条第2項第11号でございますけれども、災害による住居逸失時における特別休暇について、職員が食料等を確保する必要がある場合も特別休暇の対象となります。

続きまして、第14条第2項第19号の改正でございます。退勤途上の危険回避に係る特別休暇についてということで、交通機関の事故等の場合も休暇の対象となります。

続きまして、用語の整理をさせていただくものでございます。第14条第2項第1号、ここに号数がずつと書いてありますけれども、この中に「認める」という言葉が今までございました。これを「認められる」に改正するものでございます。

この条例、議案のほうに附則が示してありますけれども、附則で、この条例は、公布の日から施行して、改正後の条例第13条の規定は、同日以後に使用した病気休暇から適用するものでございます。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第29号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第9、議案第30号 横瀬町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第9、議案第30号 横瀬町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。秩父消防署横瀬分署移転による名称変更に伴い関係規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部については、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第30号の補足説明をさせていただきます。

この条例は、町長の提案理由にもありましたとおり、秩父消防署横瀬分署の移転に伴い名称を新たに東分署としたことによりまして、横瀬町防災会議条例の一部を改正するものでございます。横瀬町の防災会議条例第3条に、会長及び委員の規定がございます。第3条第5項第8号の「横瀬分署」の字句を「東分署」に改めるものでございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第30号 横瀬町防災会議条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

日程第12、議案第33号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○町田勇佐久議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時05分

平成23年第5回横瀬町議会定例会 第2日

平成23年9月15日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第1号 平成22年度横瀬町一般会計決算の認定について、認定第2号 平成22年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第3号 平成22年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、認定第4号 平成22年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第5号 平成22年度横瀬町老人保健特別会計決算の認定について、認定第6号 平成22年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、認定第7号 平成22年度横瀬町水道事業決算の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第39号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、陳情第1号 議会のストリーム放送についてのお願（インターネット放送及び録画放送）の上程、説明、委員会付託

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管 理者
加藤芳男	参事兼 まち 経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
木崎泰明	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	村越和昭	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

富田等	事務局長	町田祥明	書記
-----	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○町田勇佐久議長 おはようございます。

皆様には、引き続きご苦労さまです。

全員の出席でございます。ただいまから会議を開きます。



◎議事日程の報告

○町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎認定第1号～認定第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 お諮りいたします。

日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第1から日程第7まで、これを一括上程いたします。

日程第1、認定第1号 平成22年度横瀬町一般会計決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成22年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成22年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成22年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成22年度横瀬町老人保健特別会計決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成22年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成22年度横瀬町水道事業決算の認定について、以上認定案件7件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程いたされました日程第1、認定第1号 平成22年度横瀬町一般会計決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成22年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成22年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成22年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成22年度横瀬町老人保健特別会計決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成22年度横瀬町下水道特別会計決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成22年度横瀬町水道事業決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より決算審査に係る監査報告を求めます。

代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 皆さん、おはようございます。議長からご指名をいただきましたので、ただいま一括上程されました認定第1号から第7号までの平成22年度の決算の認定について、お手元の決算審査意見書に基づいてご説明をさせていただきます。7会計にわたりますので、少々お時間をいただきたいと思いますのですが、よろしくお願ひいたします。

最初に、審査期日であります。平成23年6月30日と7月4、5の3日間、これで一般会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、老人保健の4つの特別会計を、また6月の28日と29日の2日間で水道事業会計及び下水道事業特別会計を議選の若林清平委員さんとご一緒に実施いたしました。各所の浄水場、水質管理センター、小中学校、給食調理場及び工事中の林道等の現場実査もあわせてさせていただきました。

審査の手續につきましては、意見書に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。記載のとおりでございます。

まず、審査の結果につきましては、一般会計及び5つの特別会計並びに水道事業会計のいずれにつきましても、審査に付された歳入歳出決算書、明細書、調書等は法令に準拠して作成されており、決算の計数も関係諸帳簿、証書類との照合の結果、誤りのないものと認められましたことをまずここで報告させていただきます。

それでは、会計ごとにその内容を報告させていただきます。

認定第1号、横瀬町一般会計決算の認定についてであります。平成22年度決算にあらわれました特徴は、意見書の1ページでございます。その表にありますとおり、伸び率は下がりましたけれども、平成21年度に引き続き、歳入歳出ともに対前年度を上回っているということでございます。

歳入につきましては、4ページの表でございます。これ見ますと、国庫並びに県の支出金、地方交付税、繰越金が増加しております。反面、繰入金、町税、町債が減少しました。財源別で見ますと、依存財源が増加した反面、自主財源が1億5,500万円ほど減少しており、その約半分の7,600万円余は5ページの記載にありますとおり、町税でございます。

ちなみに、歳入に占める自主財源の比率を見ますと、これは平成20年度までは約50%台をキープしておりました。平成21年度に40%台に下がったのですが、平成22年度はそれも下回り、38.9%となっております。もちろんこのパーセンテージは、支出金とか、あるいは交付税とかが伸びたことが、比率と計算すると、その影響が出てくることは言うまでもありません。

その町税のことについて申し上げます。平成22年度収入率は92.5%で、1ポイント低下しております。これを県内市町村の納税率とちょっと比較してみますと、平成22年度のデータはまだございません。それで、傾向としては、平成20年度ぐらいから県内の市町村の納税率も下落傾向にございます。平成21年度のデータで見ますと、県内市町村の平均が91.7%であります。そのうち24町村だけで見ますと、横瀬町は平

成21年度は93.5%でございましたので、ちょうど中ほどの11番目ぐらいに位置しております。平成22年度も全体的には下がっていると思われまので、92.5という数字もこの辺の中ほどの位置でないかと想定をしております。

ただし、町税の滞納繰り越し分の徴収率は18%で、前年度と横ばいです。収入未済額も9,138万円でございます、750万円ほどふえております。したがって、今後とも徴収率アップには一層の努力が必要だなというふうに思っております。徴収率確保につきましては、大変担当課は頑張ってくださいいておりますけれども、今後ともご努力をお願いしたいと思います。それから、町税の不納欠損額でありますけれども、38万5,000円でございます、前年比27万円ほど減少しております。

次に、3ページに示しております主要財務比率について申し上げたいと思います。前年度に比較いたしますと若干改善している指標が多いのでございます。その中で財政力指数が年々悪化傾向していると、これが気になります。平成22年度の3カ年平均値は、県内24町村平均下落率が0.026でございますが、横瀬町の場合は平成22年度で見ますと、前年比0.042低下の0.635ということになっておりますので、若干低下率が多いかなというふうに思います。

この財政力比率は、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合でございますので、数値が下がるといことは、財源不足額が大きくなっているということでございます。ちなみに、平成22年度で見ますと、この数値は分子である財政収入額は前年比で1億4,100万円ほど小さくなっています。下がっております。減っております。分母は、逆に760万円ほど大きくなっておりますので、計算結果はこうなります。平成22年度は0.6を切ったという数値でございますが、これは今まで余り例はないのではないかなというふうにちょっと危惧をしております。

次に、実質単年度収支でございますが、平成22年度は基金の取り崩しはなかったために、前年度の赤字から黒転をしております。

次に、歳出について申し上げます。

7ページからでございますが、複数の事業が繰越明許されたために、執行率は88.7%にとどまっております。なお、不用額が前年比で6,940万円ほど増加しておりますが、平成21年度からの繰越明許もやはりありましたので、この工事の入札差額が約6,640万円ございました。これが増加の原因の一つであろうかと思っております。その工事は、例えば教育関連のものとか民生部門のもの、あるいは土木、そういうものが中に含まれてございます。

それから、平成22年度の政策宣言重点事業というのがございますが、これも着実に実施されていると思っております。また、教育費の中の校舎耐震補強整備事業も小学校の木造校舎を残すのみとなっております。近年集中的に実施されてきました教育関連施設の環境整備は一段落しつつあるというふうに思います。関係者に聞いてみますと、大変よくなったという声を聞いております。

それから、ちょっと戻りますけれども、人件費を含む義務的経費比率についてであります。これは、扶助費の増加等によりまして、若干前年度より上昇して、36.3%になっております。県内町村では、しかしこの数字はよいほうだと思います。

一方、9ページに地方債の現在高が示されております。9,674万円ほど増加して、現在高が29億5,400万円ということになっております。これを平成23年4月1日現在の人口9,121人で割りますと、この値は1

人当たり32万3,000円ぐらいになっているということになります。

また、将来負担率につきましては、昨日報告がございましたけれども、将来負担率98%でございます。これは、県内町村平均値よりも若干高いというふうに思いますが、昨日の報告のとおり、実質公債費比率も含めて、財政の健全化判断率は問題ありません。

以上、平成22年度の一般会計決算を総括しますと、行財政改革方針の浸透による努力がうかがえ、前年同様に全般的には堅実な決算内容であると思料いたします。今後とも元気な横瀬町を目指していただきたいと願うものであります。

ご案内のとおり、我が国は人口減少、少子高齢化等の社会構造変化の進展、不透明な経済情勢と危機的財政状況が続く中で、あの大震災に見舞われました。まさに難問山積の厳しい局面を迎えております。したがって、今後とも国の、あるいは県の諸施策の情報等を的確に把握、分析して、我が町の企画力を十分に生かして、歳入の確保に努め、財政健全化に努力され、自立した行政経営を目指していただきたいというふうに期待するものであります。

最後に、言わずもがなであります。電子化が進展する中で、この電子情報のセキュリティー管理の必要性について言及させていただいたところでございます。

以上で一般会計の、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号、平成22年度国民健康保険特別会計決算の意見書についてでございます。

資料は11ページからでございます。平成22年度の決算額は、歳入総額11億576万2,000円、歳出総額10億360万2,000円であります。これは、前年度と比較して、歳入で939万余、歳出で1,838万7,000円の増であります。これは、前年度を上回る決算規模となりました。実質収支は約900万円減少しましたが、引き続き黒字をキープしております。

主要財源であります保険税の収入率は76%と、前年度に比べて1.3ポイント低下しております。内訳は、現年分が93.7、滞納繰り越し分が19.7でございました。

それから、歳入表のいわゆる収入未済額は総額5,980万2,000円で、これは前年度並みでございます。それから、不納欠損額は55万1,000円ございまして、前年比と比べますと半減しております。当該会計への一般会計からの繰出金、いわゆるここで言う歳入表の繰入金に示されておりますけれども、6,390万円で、前年度より1,775万円減少しております。

国保の徴税率を上げるのが大変難しい時代に入っているわけでございますが、これは引き続き収入未済額の減少あるいは滞納繰り越し分の減少を図って、収入率アップに努力されることを望む次第であります。

一方、歳出決算の保険給付費でございますが、給付件数が減っております。それに伴って、2,364万円ほど減少しました。また、不用額は8,048万円でございますけれども、この理由は保険給付費等支払いの多いケースを想定して予算措置をしたというふうに聞いております。

納税者に対する取り組みにつきましては、短期保険者証の発行や被保険者資格証明書の交付等も今後やむを得ないものと考えますけれども、事前に十分な状況把握をした上で、慎重に取り扱うよう、引き続きお願いをしたいと思います。今後とも引き続き適切な事務の執行を期待するものでございます。

次に、認定第3号、介護保険特別会計でございます。

15ページを見ていただきたいと思えます。決算額は、歳入総額5億8,728万4,000円、歳出総額5億5,336万

8,000円で、前年度に比較して歳入で2,335万円、歳出も2,556万円の増加で、決算規模は前年度を上回りました。実質収支も黒字となっております。

一般会計からの繰出金は、民生費からでございますが、介護給付費を主体に、前年度より若干ふえましたが、ふえて8,000万円ちょっとでございます。介護保険の収入率は、前年度よりも0.1ポイント低い98.5%になりました。収入未済額は159万7,000円で、前年度より若干減少したものの、不納欠損額は15万7,000円で、3万6,000円増加しました。一方、保険給付費は4億8,535万円で、905万6,000円ふえております。

今後も介護認定者数がふえるとともに、保険給付費が増加すると思われまますので、この収入率の向上に努めると同時に、相互扶助の趣旨を大切に、特に介護予防への取り組みを期待する次第であります。

介護保険の関係は以上でございます。

続きまして、認定第4号、後期高齢者医療特別会計でございます。

意見書の19ページからでございます。歳入総額は8,330万1,000円、歳出総額は8,318万6,000円で、前年度と比較しますと歳入で501万9,000円、歳出で409万円ほどそれぞれ減少しました。実質収支は黒字を維持しました。本制度は、平成20年4月から75歳以上を対象として発足したものでございますが、被保険者数は前年度から44名増加し、1,220名になっております。前年度になかった不納欠損額が11万5,000円ほど発生しております。今後とも収入率向上に留意しつつ、予防医療面に注力されることを期待したいと思います。

以上が後期高齢者の関係でございます。

次は、認定第5号、老人保健特別会計でございます。

21ページでございます。ご案内のとおり、本特別会計は平成22年度をもって終了いたしました。したがって、歳入歳出とも前年度に引き続き大幅な減少となり、同額の41万9,966円でございます。

以上が老人保健特別会計でございます。

次に、認定の第6号、下水道特別会計でございます。

意見書の25ページでございます。決算規模は、歳入総額2億3,229万3,000円、歳出総額2億1,568万2,000円で、前年度と比較しますと歳入歳出ともに約2億1,000万円ほど大幅に減少しました。この理由は、水質管理センター建設工事完了によるものでございます。実質収支は1,661万円の黒字でございました。一般会計からの繰出金は、土木費からでございますが、職員給与ほかといたしまして、約2億5,938万円ですけれども、前年度に比べますと2,688万円ほど減少しています。使用開始区域は第4区まで拡大しておりまして、総延長1,700メートル、マンホールポンプ19基の污水管網が整備されております。接続率は84.3%で、加入状況も順調に推移しているものと思われまます。

下水道に係る使用料及び手数料収入でございますが、前年度よりも24%増加しまして、歳入に占める構成比率も11%近くになりました。2,525万円の収入となっております。ことし4月からは第5区も加わりましたので、接続率のさらなる向上を期待したいと思います。

最後に、認定第7号、水道事業会計の決算について申し上げたいと思います。

意見書の27ページからでございます。まず、水道事業に関して、経営の状況でございますが、28ページの第1表の収益的収支という表がございますが、それをごらんになりますと、総収益は2億1,721万3,000円、支出のところですが、総費用は2億1,489万7,000円となっております。したがって、純利益とし

て231万6,000円を計上しております。

前年度の繰り越し利益剰余金が2,531万9,779円ございました。これと合わせて平成22年度の未処分利益剰余金は2,763万6,000円となっております。

それから、表の30ページに資本的収支というのがございますが、ここでは借り入れを行わずに、自己資金にて老朽管の更新事業等を継続しております。結果として不足額が5,760万円出ておりますが、この補てん財源としては、過年度分の損益勘定留保資金を主体に補てんしております。この経営成績を見ますと、担当課の努力が十分にうかがえる経営成績であると考えます。

29ページに1立米当たりの状況を示しておりますが、1立米当たりの利益は19円50銭でございます。年間総有収水量は約108万立米で、前年度比98.5%となりました。これは、引き続き減少傾向にあるということでございます。有収率は88.3%で、0.1ポイント改善しております。

本事業への一般会計からの補助金でございますが、4,832万2,000円、これは簡易水道の認可申請に伴う出費でございました。対前年度比1,800万円ほど増加しております。

以上が水道事業会計の状況でございますが、本事業の課題を考えますと、給水収益が毎年減少していると、いろいろな理由があると思いますが、現実的にこの収益が下がっているということは、それからもう一つ、昭和54年に完成したというふうに聞いておりますが、メイン施設であります姿見山浄水場の稼働率が低いということが問題点であります。それから、山口浄水場を初め、設備の老朽化が進んでいると。秩父用水路も含めてであります。そういうことを考えますと、この事業会計、引き続き厳しい状況が続くというふうに考えます。

この状況を踏まえまして、あえて将来のあるべき姿を想定した比較シミュレーションをどのぐらい、どういふ金かかるのだということスタディーしておく必要があるのではないかとということで、最後に書かせていただきました。横瀬町の貴重な資源とも言える安全、安心、そして本当においしい水だと思えます。引き続き安定供給にご努力をお願いする次第であります。

以上で平成22年度決算に関する審査意見書の説明を、雑駁でございますが、終わらせていただきます。

最後になりますが、私自身、企業監査とは大変異なる分野でございますが、非常に戸惑いもございました。また反面、これをやることで大変勉強になることも多うございました。一緒にこの監査をしていただきました議選の若林清平委員さんにはお世話になりました。また、会計管理者、事務局等、あるいは各課長さん、執行部の皆さんにご協力いただきましたことを感謝申し上げたいと思えます。長時間、ご静聴ありがとうございました。これで終わります。

○町田勇佐久議長 以上で、監査委員の決算審査に係る監査報告を終わります。

ここでお諮りをいたします。これからの審査方法でございますが、前例に倣いまして、ここで休憩をし、休憩中に関係書類を確認していただきます。その後再開をいたしまして質疑に移りたいと思えますが、そのような方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

再開は30分後、11時といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時00分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に関係書類等のご確認をしていただきました。

これより認定案件に係る質疑に移ります。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 それでは、幾つか監査委員さんに質問させていただきます。

まず、一般会計についてなのですけれども、一般会計の3ページの主要財務比率に関してです。この表、平成22年度を見ますと、財政力指数を除くと、ほかの項目は多少なりともよくなっているというふうに思いますが、財政力指数が単年度で0.573ということで、たしか私なんか議員になって、0.5台というのは初めてかなという気がするのです。それで、平成19年のときが0.7、最近これが最高だったなと思うのですが、そんなふうなことで、0.57という、秩父郡内のほかの町と同じようなレベルに近づいてしまうのか、あるいはほかも当然下がっていると思うのです。というのは、8月の埼玉新聞に地方交付税のことが載ってまして、今埼玉県で今度不交付団体というのは1市1町の2つになってしまったと、去年は4市1町だったかな、たしか5つだったのですか。その前は、10市1町、11市町が不交付団体だったのです。だから、11が4つになって、今度は2つに不交付団体がなってしまうと、ということは埼玉県内の各市町村も大変財政的に、これ財政力指数からだけ見た場合ですけれども、厳しいのだろうなと思います。

そこで、今回0.573ということで算出されているわけですが、それではまず質問の一つなのですけれども、この算出に当たっての基準財政需要額と基準財政収入額、この差は地方交付税であり、この比が基準、財政力指数なので、先ほど差額は説明にあったかと思うのですが、総額がちょっと示されていなかったようなので、基準財政需要額と収入額の平成22年の差でなくて、額を教えてくださいと思います。

それから、2つ目の質問が、去年の単年度、0.659から573に下がったわけですけれども、これは当然基準財政収入額が下がってしまったからという、数値的にはそうなのですけれども、内容的にその辺がどうなのかなという、どんなことで、主な原因としてはどういうことかなということで、教えてくださいと思います。

それから、3つ目なのですけれども、代表監査委員さんは、最近まで一流企業の経営のトップにいらしたものですから、10ページにこの辺の感想が書いていただいているのですけれども、全般的に堅実な決算結果であるというようなこと、それから今後は一段と厳しい財政状況を覚悟せねばならないと、そんなふうなことで一応の感想を書いていただいているのですけれども、そういった過去の経験というのを、横瀬町として、特に財政面に今後どんなふうな対応策を考えていったらよろしいか、大変突然なので申しわけないのですが、感じるところございましたら教えてくださいというふうに思います。

以上3点です。

○町田勇佐久議長 代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 若林議員さんの質問にお答えをいたします。

まず1つ目、平成22年度の財政力指数の絡みでございますけれども、財政力指数を算出する需要額と収入額の額を教えろと、こういうことでした。実数を申し上げます。需要額でございますが、平成22年度は16億9,755万1,000円でございます。

それから、それに対する分子の収入額でございますが、9億7,258万7,000円です。これは、それぞれ先ほど申し上げましたとおりに、収入額が1億4,141万6,000円差がありました。それから、分母の需要額は762万8,000円ふえているということでございます。よろしゅうございますか。

では、2つ目が、0.573になった理由は何かということでございます。先ほど申し上げましたそれぞれの増減の中身でございます。平成22年度の財政需要額の増加したものの、減少したものの、いろいろございます。その差し引きが750万円増加あったということでございますが、増加したものは消防費、下水道費、土木費、小学校費でございます。

それから、減少したものは道路橋梁費、それから高齢者保健福祉費に絡む費用、それから地域振興、地域雇用創出、それは緊急経済対策の関連で出てきたものだと思いますが、これが平成22年度は減っていると、そういうような差し引きが760万円あったと、増加のほうにあったと、こういうことでございます。

それから、収入額でございます。増加したものが若干しかございません。地方特例交付金が300万ちょっと、340万円ばかり、それから地方揮発油譲与税、これが400万円弱、それだけでございます。

減少したものが非常に多い。町民税が1億ちょっと、固定資産税が1,400万円ばかり、たばこ300万円、鉱産税170万円等と、それから地方消費税も600万円ばかり、特例交付金が200万円、地方道路譲与税が400万円弱、こういうふうには減少したものが非常に多うございます。それが差し引きで1億4,000万円ばかり減ってしまったと。それを分子にしていますので、0.57という数字が出たと、こういうことでございます。

3つ目の質問ですが、大変難しい質問されました。これは、私、個人的な見解しか申し上げられませんが、魔法の手はないと思います。私は、企業に身を置きましたので、企業でいいますと、毎日生き残りがかかっていると、こういう緊張感になれば、企業は存続しないと思います。

大概苦しくなりますと、雪だるま式に転げ落ちるスピード速くなる、にっちもさっちもいなくなると、これが実態だと思います。ですから、早くそれを手を打つということが絶対に大事なのであります。

まずやることは、昨日も質疑がございましたとおりでございまして、まず蛇口を締めるということからそういうケースは始まります。蛇口を締めて、無駄な水は出さないようにすると、こういうことがまず常套手段でございます。それで、縮小均衡を保つというか、そういうふうになっていくと、にはまず常套手段です。これは、常套手段でありますけれども、将来に希望がないのです、縮小均衡というのは。ですから、まずはそれに手をつけますけれども、並行して入り口をふやすことを考えるということと同時に並行的にやっていくということだと思います。ですから、資産があれば、それも売って借金を返していくと、とにかく縮小均衡に持っていくという動きをまずしますけれども、逆にそれと同時に、いわゆる収入になるもの何かないかと、これは見つけ出さなければ、その先はないと、こういうことで、企業はやはり毎日が生き残りをかけた戦いということになろうかと思っております。

それを横瀬町に比較して考えるという、大変難しい、状況が違いますので、ただ横瀬町の財政、きのうも質疑ございましたように、私もことし、平成22年度の監査をしまして、そう今どうのこうのという状況ではないと、しかし七、八年前に行財政改革を断行した、その結果が今日あるのだというふうに思います。ですけれども、諸般の環境を考えますと、ちょうど転換点にいるのではないかなと、これからやっぱり手を打っていかないと、雪だるまになるかもしれないと、こういうような転換点、非常に難しい時期に来ているなという感じがします。

それで、打つ手はやっぱり収入をふやすということ、歳入をふやすということしかないと思います。それから、交付税、国庫支出金、相当今まで3年ぐらいつぎ込まれてきましたけれども、それは先ほどの社会情勢からいって、国の財政状況から見て、難しくなるのはこれ間違いない。一方では、高齢化社会、社会的な構造変化で、歳出の圧力は強まる一方だというふうに思います。生活に関連した福祉だとか医療だとか、こういうものはいや応なしでございますので、歳出はやっぱり圧力が強まる。だけれども、歳入がなければ、普通いわゆる建設投資とかそういうものを切っていく以外ないわけ、そうするとだんだんしぼんでいってしまうと、こういうことだろうというふうに思いますので、まず歳入をふやすということを考える。

持論になりますけれども、これは税務課の仕事だけではないのです。税率を上げるのは当然のことだと、だけれども、新しい収入先を見つけ出すというのは、これは町民みんなの考えることだと僕は思います。行政は、やっぱり手段といいますか、そういう仕組みをつくっていくということが大事なのだろうというふうに思います。その一つの方法としては、やっぱり持っている資源を生かすということしかないのだろうと思います。だから、観光であったり、あるいは森林資源だったり、あるいはさっき言った水であったり、あるいは人的資源も含めて、やはり行政を預かる皆様方は、一致して、経営的センスを持って、町経営という言葉があるようですが、経営的センスを持って事に当たるということが大事なのではないかなというふうに思います。

それで、1つ私なりにちょっと思いつくというか、考えますと、これからの将来を見据えたときに、将来のある中堅の方々、役所なら執行部の中の課長さんではなくとは言わないけれども、課長さんの下にいる方々の将来を担っていただく方々、それが、その方々がやっぱり、この町の将来、どうしていこうかという経営センスを持って議論するとか、あるいは意見を出すとか、そういうことを考える訓練も必要なのですけれども、そういうことをとにかくやってみたらどうかなという感じはちょっとしております。

それには、今予算も事業別になっています。各課の方は本当に一所懸命やっているというふうに僕は見ます。ただ、それを横断的に、町の行く方向をいつも抱えて、あるいは各課に浸透させていく、まさにこれは行政財政改革のプランがありますけれども、それを肉づけすべきだと思うのですけれども、そのいわゆる司令塔が必要なのかなという感じはちょっといたしておまして、その司令塔がどこかがあれば、そういうナンバーツーの、ナンバースリーのところの若い人たちの意見というか、考えていること、訓練含めて吸い上げていくと、何かがあるかもしれません、ないかもしれません。いや、それは訓練だつていいのです。そういう動きをやって、ぜひ横瀬町は持続的に自立していけるような体制が将来できるようなことを今から始めるべきではないかというふうに思います。

企業でいいますと、新しいものを見つけるといっても、企業の柱というのはなかなか難しいですけれど

も、収入源を、芽を育てて、うん、育ったなと思うのは10年かかります。したがって、早くそれをやっばりスタートするという事ではないでしょうか。

観光にしても、観光でメインにしていくといっても、どういう観光がいいのだ、何を観光の目玉にするのだとか、いろいろ突き詰めていけばあると思うのです。ぜひ若い人の意見を吸い上げていただきたいなというふうに思います。これは、プライベートなというか、私の個人的な意見でございます。監査委員としての意見ではございませんので、念を押して終わらせていただきます。参考になったかどうかわかりませんが、ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 監査委員、代表監査には大変貴重な話をありがとうございました。いずれにしても、説明にありましたように、自主財源が39%を割ってしまうような状態になってしまったので、前は自主財源のほうが依存財源よりも多かったわけなのですけれども、ここに来てそんなようなことが出てきてしまったし、大変な時期だなというふうに感じましたので、無理を申し上げてお話を伺いました。ありがとうございました。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○町田勇佐久議長 なければ、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑に移ります。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思います。

最初に、一般会計の歳入歳出全般についてお願いいたします。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、済みません、何点か教えてください。

まず、3ページなのですけれども、徴収率については先ほど説明があったので、いいのですが、不納欠損の額については、もうこれはしょうがないのでいいのですが、来年不納欠損になりそうな、不納欠損の予備軍とも言えるような金額がどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

続きまして、歳出のほうなのですが、P51ページ、ホームページリニューアルという題があるのですが、これは平成23年度も約1,000万円が観光のところでとってあるのですが、その整合性というのですか、どうして平成22年度にやったのに、また平成23年度でという疑問です。

それから、P59ページの東北の義援金が90万円あるのですが、この90万円の根拠と、横瀬町としてこの90万円がいいのかという疑問です。

それから、P61ページ、バス路線の補助金なのですが、これは赤字補てんだと思うのですが、芦ヶ久保の生徒さんたちも通学用のバスが出ておまして、利用者がますます少なくなっていると思います。それで、この間テレビで見たら、タクシーか何かが一律全部200円ですよみたいなテレビも見ましたので、ほかの方法を何か考えられるものがないか、同じ金額を払うについても、町の業者ができるような方法はないのか考えてほしいと思ひまして、お聞きいたします。

それから、P81ページの地域密着型サービスの補助金なのですが、この補助率はどのくらいなのでしょう

うか。県から来て、そのままそっくり支出されているようなのですが、この施設というのは、すごく必要なものであるとすれば、私の地区の中郷のところは計画がだめになってしまったのですが、補助率がよければ多くの方がこういうものにチャレンジしていただけたらと思うので、そこの補助率を教えてくださいと思いました。

あと、P137ページの学齢簿の委託料なのですが、これは4,631円という少額のものでも委託料として支払われていました。このような金額のものでも委託しなければならないのか、ちょっと疑問に感じましたので、お願いいたします。

それから、P147の生徒通学費なのですが、通学用のバスが出たので、通学費が出ているのがちょっとわからなかったのですが、電車通学費の補助かとも思うのですが、芦ヶ久保地区は全部バスが通っているわけですので、それらを利用できないのかという疑問です。

あと、財産に関する調書なのですが、普通財産の代替地等があります。この代替地はどのぐらいあるのか。土地の価格が大分下がっております。だから、買ったときは例えば大きな価格だったかもしれませんが、今は価値が大分下がってしまっていますし、今代替地という考え方は、自分でほかの土地を見つける方のほうが多いと思いますので、これらのものを持っている意味があるのか。先ほどの監査委員さんの話ではないのですが、あるものがあつたら売りたいなことがあつたのですが、この代替地について、このままずっと維持し続けるのか、お聞きしたいと思います。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 私から震災の義援金についてお答えをさせていただきたいと思います。

義援金90万円は、秩父郡町村会で諮りまして、3県、岩手、宮城、福島の町村会へ30万円ずつ義援をしようという決定を見まして、90万円という金額を各県の町村会へてにお送りをしたものでございます。この金額が多いか少ないかは議論があろうかと思いますが、秩父郡の町村会の決定に従ったということでございます。

○町田勇佐久議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 4番議員さんの質問の回答をさせていただきたいと思います。

不納欠損について、来年度どの程度あるのかというお話でございまして、毎年不納欠損につきましては、法的にもうどうしてもいただけないという方を落としていくわけで、毎年同じような方が法の中でさせていただいているわけなのですが、ことしにつきましても幾人かいらっしゃるのですけれども、まず少しでも法的な形で不納欠損を減らすような方法、例えば納税誓約とか分納とか、いろいろそういう形で、少しでも不納欠損は減らして、また少しでも納税率を上げるように努力をしてみたいと思います。ちょっとこの時点で金額はどのぐらいかということは、はっきりは申し上げられませんが、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 大分数が多かったのですが、落ちていたら申しわけないのですが、51ページに言っていましたリニューアル関係ですか、これにつきましては、もう今までのホームページ、いわゆるホームページに掲載する要するにボリュームというのですか、それがもういっぱいになってしまって、ある程度それをアップしないと、公表ができなくなってしまいましたので、それ含めまして、やはり今回、平成22年度でリニューアルさせたと。だから、平成21年度に比べてまず恐らく、画面見ていただきますと、かなりボリューム的にはアップになっていると思います。

それから、61ページのバスの関係なのですが、おっしゃっているとおり通学バスを今運行しているわけですが、これにつきましては毎年県の補助金をいただいて運行しているわけなのですが、確かにおっしゃるように正直言って乗車の方は減っています。

私も個人的なのですが、路線は違うのですが、県道熊谷小川線を走っているところは、そういう意味もありまして、少しでも利用しようということで、市内に出かけるときには、時間に余裕があるときは乗ります。そのようなこともやっておりますけれども、実際こちら、横瀬の芦ヶ久保方面の路線につきましては、確かに利用者も減っているということでございまして、そのようなことも、横瀬ばかりではないです。今秩父全体でそういう公共交通機関の利用客、観光客を含めまして、なかなか利用の人が増大が図れないということもございまして、定住自立圏の協定の中でも、1市4町の中である程度そういうこともできないかということで、定住自立圏の管内でもいろいろ検討はしています。そのようなことが、その結果どの形に進むか、ちょっとまだ結論は出ておりませんが、そのようなことも含めまして、また将来的にはやっぱり検討していかなければならないのかなということで、平成22年度におきましても、平成23年度、新年度予算におきましても、引き続き予算計上なり、また支出はさせていただきましたけれども、その辺はまだ今後の町にとっての検討課題の1つかなというふうに思っています。

あと、代替地の関係ですか、これにつきましては、代替地で実際取得した、面積的には今ちょっと細かい資料がないのですが、目的で一応代替地として取得したところも現実的にはあります。しかし、その代替地を要求した方が正直言って要らなくなってしまったというのですか、もう要らないというような方の中にはおりますので、それからあとは、やはり今正直言って町が持っている土地の地形あるいは形状というのですか、言葉は悪いのですが、余り形がよくないものが非常に多いものですから、なかなか代替地として、もしどうでしょうかと言っても、相手がイエスというか、なかなか交渉が成立しない部分が非常にあります。そういうこともありますので、それからそれに加えて、ましてご証言のとおり、土地の評価はもう下落傾向が続いておりまして、なかなか実際処分等も考えてみると非常に処分できる価格で実際買い取ってくれる人もなかなかいないと、それから最近の土地を所有する考え方も、戦争後の昭和の時代と変わりが、大分土地を持つという考え方というものも若干変わってきているようでございまして、それらのやはり考え方に、町としてどうまた対応していくか、これもまた町の今後の研究課題ではないかなと思っております。

また将来的な話がちょっと先の見えない状況で、今うちでも検討させていただいているところなのですが、さらにまた研究課題として研究をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。私のほうの質問はそれかな。もし落ちがありましたら、申しわけありません。

○町田勇佐久議長 健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 4番の大野議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、81ページになります地域密着型サービス施設整備事業費補助金及び地域密着型サービス施設開設準備経費補助金の補助率ということだと思います。

内容なのですが、これは高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の計画にのっとりまして、地域密着型の施設を整備したものでございます。地域密着型介護老人福祉施設絆の丘、そして認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですか、万年青というところに補助金を出しております。

補助率につきまして、ちょっと手元に資料がございませんので、後に報告させていただきます。

以上です。

○町田勇佐久議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 4番、大野議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、137ページの学齢簿等作成委託料ということでございます。内容につきましては、新入学の児童、こちらを把握するために、住民基本台帳の、今株式会社TKCさんのほうに委託をしていますけれども、その中で新入学児をピックアップするために委託をしている経費でございます。ちなみに、平成20年度は165件ですか、通知書を委託してございます。

それから、生徒通学費の補助ということで147ページですか、これは芦ヶ久保の生徒の電車代ということで、平成22年度は10名補助してございます。

それから、スクールバスとの関係ということでございますが、スクールバスの運行につきましては、芦ヶ久保小学校の児童を小学校までバスで送っていただいているわけですが、バス2台を昨年度は児童34名を小学校まで送っていただいております。

それから、それと一緒にできないかということでございますけれども、中学校の統合の折の約束ということで電車通学、それから小学校の統合のPTAとの相談の中で、児童についてはバスで通学をさせてもらいたいというような要望を受けまして、このような形をとらせていただいております。

最初の質問でございますけれども、委託料を使わなくていいのではないかなというような形ですが、把握するのに時間等かかりますので、一括して機械で打ち出したほうが早いということで、このような形をとらせていただいております。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 よろしいですか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 どうもありがとうございました。

今最後の1点なのですが、教育のほうの関係で、生徒通学費なのですが、電車通学は統合するときの約束ということで、そのままになっておりますというお話だったのですが、統合するときの約束は、バス、電車3分の2の補助ということで、それは12年前にバスの全額補助ということで、今の町長さんにそのときの約束を変えていただいて、実行している経過があります。ですからそのときの約束ということでいつ

までもいるのではなくて、もし利用できるものならば変更していただくのが子供たちにとってもいいのではないかなと思ったので、それだけちょっと後で、後でいいですから、要望しておきますので、考えてみてください。統合のときの約束というのは、一部反故になっておりますから。

それから、聞くのを先ほど忘れてしまったのですけれども、私はページではなくて、工事費とかをちょっと見させていただきました。工事の場合は、500万円以下の場合は、建設許可の業者の登録をしなくてもできますので、500万円以下の工事については、地元の小規模事業者でしょうか、そういう者を率先して使っていただくようお願いしたいのですが、その辺の配慮がどのようにされているかということと、あと需用費も見させていただきました。需用費も、例えばトイレブラシだとかキッチンハイターとかアタックとかというものも他町村の業者で使用されておりました。見積りで経費が安いというところで、安いものを買ったのですよと言いますが、最少の経費で最大の効果を上げるというところの最少の経費というのは、すぐ見てわかりますけれども、最大の効果を上げるのが私は非常に難しいと思っております。だから、お金が安いからいいのですよということではなくて、それが、この予算が幾ら横瀬町の業者に落ちるかということも考えていただきたいのですが、その点どうでしょうか、これは担当の方はよくわからないのですが、以上よろしく願いいたします。

〔「要望でいいです」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 今4番の大野議員さんの、要望としてお聞きしました。

ほかに質疑ございますか。

10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 委託料の全般でございますけれども、大体いろんな委託料が予算で3億4,973万8,000円ぐらいと、支出金が3億1,120万円ぐらいだそうでございます。大体89%でお願いをしているそうでございます。委託料の中でいろんな委託料があると思っておりますけれども、3万円の委託料もあれば、50万円もあれば、1,000万円もあるわけでございます。

そこで問題なのは、よく土建業の仕事でも、役場の方々が積算をして、このぐらいたろう、このぐらいたから、前も話しをさせていただきましたけれども、頭から歩切りを3%、5%して、最低価格20%という形で今進んでいるわけでございますけれども、委託料に関しては、もし測量でも、いろんな手入れでも、皆さん方が自分たちで何もわからないで、500万の工事であれば入札で5社ぐらい指名して、本来であれば指名の中で、皆さん方がこの仕事は自分で積算をして、このぐらにかかると、それが親値といいますが、それをして、その中で、ではこれをこういうようにしようというのが筋と思っているわけでございますけれども、ほとんど親値も自分ではじかなくて、これ委託料で何人か指名して、これでこうだと、89%となるわけでございますけれども、今監査役もお話ししましたけれども、仕事の中でだれでも利益も追求しなければ困るし、ただ安いだけでも困るし、その中で適正価格、片や23%、25%、片や何もわからないから89%、そんなことが理屈に通らないと思っているわけでありまして。これから皆さん方が自分たちで、この仕事はこうにかかるだろう、この仕事は、積算はじいたらこうなるだろう、その中で発注するのは委託料ではありませんか。その辺どうですか、お尋ねいたします。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 委託料という範疇がちょっといろいろ広くて、例えば電算処理の委託料とか、今話にありましたような測量の委託料とか、いろいろ委託料があるわけですが、それぞれ物によって積算の仕方はいろいろ変わってきます。ただ、土木関係の委託料については、ほぼ歩掛等がありまして、積算できるようにはなっています。ほかのものについては、なかなか難しいのがありますので、難しい場合はいろいろ見積りをとりながら発注ということになります。

入札についていろいろありますけれども、入札価格というものは、我々が提示するものではなくて、業者さんがこれならできますよという形で積算していただいている価格だと思っています。幅がいろいろある中で、自分がこの金額でとって利益が出ると確信して、こちらが強制して書いていただいているわけがないので、そういうことで、利益が出るか出ないか、それが積算で、入札で、入札価格だというふうを考えていますので、よろしくお願いします。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 よく副町長とは話の反りがよく合わないわけでございますけれども、今副町長はおっしゃいましたけれども、一般的に見ればそのとおりであるわけでございます。できる価格で皆さん方が入札をしたのだろうと。それはそのとおりでございますけれども、私は今の話が役場の中で係長クラスの話なら納得もするわけでございますけれども、ナンバーツーの話とはとても思えないわけでございます。なぜかといいますと、先ほどからよく監査役がいろんな話をさせていただきましたけれども、会社経営としてみれば、社員もいる、家族もいる、その中で、採算が合わなくてもこれをとらなければお金が回らない、仕事がなければ社員も困る、家族も困る、そんなことを思うのが私どもの幹部の務めです。だれだって合わない仕事をしたくないです。よく副町長に私が申し上げますけれども、だれだって会社の利潤をほしたいわけです。あなたの言う話は世間一般の話です。できるからとるのでしょ、できるからやるのでしょ。これは、親方日の丸で皆さん方はいるわけです。きのうから有給休暇はどうだ、これはどうだ、こっちはどうだと国に守られているわけです。私が言いたいのは、いろんな職業の中で、この景気なわけです。今話しましたけれども、ある程度利潤がなければ生活もできないし、ある程度企業も助けなければ生きていけないのです。

私も前回副町長にも一般質問をさせていただきましたけれども、では一回自分でやってみたらどうですか、やってみればわかりますよという話をさせていただきましたけれども、私はこういう話をしても変ですけれども、ある程度利潤も必要なわけです。ただ安ければいいのだと。昔からは、安かろうそそかろうというのです。安いものを買って、いいものはないです。これほとんどの業者の皆さんが、委託料にしてもそうかもしれませんけれども、片やこっちはちゃんとソフトがあって、設計をするのだ、片や委託料のほうは、何もないからわからないのだと、それではつじつまが通らないわけです。ソフトの関係でもいろんなメーカーがあると思うのです。メーカーがある中で、おたくの会社は幾らだ、こっちは幾らですかと、その中でするのが、一回入ってしまったら最後まで続く時代はもう終わっているのです。

最後にまた副町長に申し上げますけれども、副町長、こんな話、私もしたくありませんけれども、ナンバーツーとしてもう少し町の上から大局を見ていただいて、町長の片腕となってやっていただけませんか。今それを私も望んでいるわけでございます。では、どういう形ですか、ぜひ答弁のほうをお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今建設業界について、いろいろ委託、業界を含めてお話いただきましたが、建設業界の要望等がございまして、最低制限価格だとか、あるいは歩切りだとか、あるいは前払い金の率だとか、そういったものについて一昨年ご要望いただいています。その際に、だんだん町としても、全国レベルのそういった方向に直していくということで今順次直しているところでして、もう昨年から、例えば、歩切りと言ってはおかしいですけども、その率も世間一般並みというか、秩父郡市とそろえてやったのですが、ほぼ、そういった率について余り詳しく言いたくないのですが、小泉議員が言っているような現状にはありません。

それで、質問の内容で答えられることと答えられないことが当然あるわけですし、世間一般の通常のやり方でやるということが役場で求められていることとして、そういう個々の例えば会社について、あるいは個々の会社の業績について、それを助けるとか助けないとか、そういった話は全く別の次元の話だというふうに思います。こういう、そういった質問も世間一般の範囲の中で質問していただいて、そういう恩情とか何とかということ、議会で質問するようなことだと思いませんので、その辺よろしく願います。

○町田勇佐久議長 10番、小泉初男議員。

○10番 小泉初男議員 私は、今恩情とか言ったことないです。あなたにはっきり申し上げます。私は、今大野さんが言いましたけれども、横瀬でできることは横瀬でやってくださいよと、多少高くても、今はそのうちお金が回りながら町に返ってくるだろうと、そういう話をしているのです。あなた、何ですか、それは。それが副町長ですか。それ何発目ですか。はっきり申し上げて、あの態度は何ですか。私は、町民を代表して言っているのです、代弁をして。自分で金よこせとか言っているのではありません。全体を見ながら、町をこういうようにしよう、町の業者が、いろんな業者があると思うのです。いろんな人もいると思うのです。その中でだれも自分でこれよこせとか、おれんちが金が困るとか言っていないのです。せめて、言っていることは、とろも食えないけれども、ぶつぐらい食える行政にやってくれないかというのは皆さんの意見です。きょうははっきり申し上げますけれども、副町長、話がちょっと違います、根本的に。町はこうだとか。町長だって思いやりもあるわけです。

私は今話ししましたけれども、議長、全然話がずれていまして、私は片やこういうようにするのであれば、委託料も自分たちで、課長さんがいるわけです。いる中で、ではソフトでも今話ししましたけれども、いろんなメーカーの中で聞きながら、いや、これ安いとか、これ安全だとか、安過ぎて危ないからこれどうとか、いろんなことを見たり聞いたりしながら発注したらどうですかという話をしているわけです。今副町長の話聞いていまして、前からそうですけれども、ナンバーツーの場合は、先ほど言いましたけれども、大局から言っていい会話と悪い会話が、それあると思います、役所ですから。公平にこういうように円満にやるのがいいのだと、皆さん方を、では何でできない仕事やるのだと、それはそのとおりの話です。それには、副町長も自分で事業でも商売でも、はっきり申し上げて、第三の民間関係での会社でも行ってみればわかるのです。根っからの役人だからこんな話しするのです。役人の中でもいい役人もいます、いい幹部だって。これももう少し町全体を考えていただいて、こんな立派な監査役も来たわけです。役所は

役所だと、民間だ民間だとよく言いますけれども、民間でもいいことは取り入れてするのが役所の使命です。これからは、皆さん方と、恐らく役所だって競争の時代です。さっき監査役がいろんな話ししましたけれども、遠慮をしながらしゃべっていましたが、これからはこの時代ですから、その中で削減するのは削減して、出すものを出してしなかったら、町の発展はありません。

もう一度お伺いしますけれども、委託料でも何でも、いろんな関係で立派な課長さんがいるわけです。自分たちで多少積算をして、この価格ならいいだろう、これならやれるだろう、それをするのが皆さんの使命です。ソフトがなければ、いろんなところで聞けばいいです。こんなに毎日毎日皆さん方が忙しくないでしょうね。別に人に聞くことは恥ずかしくないです。この委託料関係も、これ89%らしいですけれども、これからはちゃんとこの価格は正当だとか、これはこうだとか、自分たちで親値をつけてもらって発注するのはいいと思っています。

再三言いますけれども、横瀬の中でできる仕事あれば、さっき大野さんが言いましたけれども、500万円と言いましたけれども、別に100万円とかでいいわけです。もし壁屋さんがいて、畳屋さんがいて、いろんな零細業者もいるわけです。皆さんがあえているわけです。それが片一方、畳1枚1万円のところを、横瀬の業者が1万2,000円では困りますけれども、同じ単価であれば、同じ上手にできれば、横瀬の業者を使ってやるのが皆さんの使命です。それは、ナンバーツーである副町長の使命です。町長も全体見ながら、それは副町長、はっきり申し上げて、気配りを使いながらするのがナンバーツーの使命です。では、これから委託料をどうしようにするか、再度質問いたします。

○町田勇佐久議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 委託料でも工事費でも、それぞれ積算して入札するわけですが、入札で金額を入れていただいて、業者さん、例えば5社がいます。全員の業者さんがこの金額ではできないと言うのであれば、それは委託料の積算について何か間違いがあると、やっぱり工事費でも委託料でもそれは同じだと思います。もしそういうことが常態化するようであれば、そういった委託料の積算あるいはそういった歩掛り等に間違いがあるということになると思います。今ほとんど横瀬町でやっている仕事の中で、そういう予定価格に皆さんが達しないで入札が成立しないというようなことは、年に1回あるかないかということでございまして、そういうことで、委託料についても工事費の積算についても今それぞれそういった歩掛り等が県や国から示されておりますので、そういう中で積算して、それなりの入札率でもって入札していただいているという現状と理解していただきたいと思います。

○町田勇佐久議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ないようですので、それでは以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

なお、質疑漏れがございましたら、全会計の質疑終了後に再度質疑の時間を設けますので、その節お願いいたします。

ここで本休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

〔議長、副議長と交代〕

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございますので、かわって私が議長の職を務めさせていただきます。

ただいま決算審査の質疑中です。

ここで、4番、大野伸恵議員の質疑に対し、答弁漏れがございましたので、いたさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 先ほどは失礼いたしました。4番、大野議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

81ページの地域密着型サービス施設整備事業費補助金、開設準備経費補助金の補助率というご質問でしたが、調べましたところ、定額となっております。

最初に、地域密着型の特別養護老人ホームにつきまして、ベッド1床につきまして350万円となっております。定員が29名ですので、1億150万円の補助金となっております。

また、グループホームにつきましては、定員が9人以下となりまして、1施設3,000万円という定額となっております。グループホーム万年青さんにつきましては、3,000万円の補助となっております。

続いて、開設準備経費補助金でございますが、これも定額で、定員の1人当たりにつきまして、60万円という補助金となっております。絆の丘のほうにつきましては1,740万円、グループホームの万年青には540万円という補助金となっております。

以上です。

○若林スミ子副議長 次に、国民健康保険特別会計の歳入歳出全般に対する質疑に移ります。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 国民健康保険につきましてご質問させていただきます。

私も税務課に10年ほどいましたので、この徴収率が大変気になるところでございます。我々のころは、徴収率が80%を割りますと、町に対してペナルティーがあるということで、これにつきましては注意深くやってきたところでございます。今回76%という徴収率を見ました。大変苦労されているのはわかるのですが、数字的には残念な数字だと思うところでございます。この中を分析しましたところ、現年につきましては93.7%、そして滞繰については19.7%で、76.0ということであるかと思えます。県内の滞繰の徴収率が12.8であるとすれば、19.7は大変すばらしい数字だと思うところでございますが、これにつきまして、現在でも80%を割ると何かペナルティーがあるのかどうか1点。

それから、秩父の皆野町さんをちょっと調べさせてもらいましたら、皆野町は大変努力されておりました。皆野町の徴収率が現年95%、滞繰は18.6、合計で81.7だそうでございます。ちょっとした開きが出ておりますが、我々のころは皆野町さんと肩を並べるような形で、お互いに切磋琢磨したような気がいたし

ます。そういう意味で、今の取り組み等、ちょっと教えていただければと思うところでございます。

以上です。

○若林スミ子副議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 5番、若林議員さんの質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

まず、80%を切るとペナルティーがあるのかということでございます。これは、調整交付金とかいろいろの関係かと思えます。今手元にはっきりした数字がございませんので、またその辺につきましては後日調べまして報告させていただければと思います。

また、徴収率でございます。町税も全般にそうなのですけれども、ここに来まして景気、大変悪くなっておりまして、特に国保の関係の方というのは、やはり所得が余りない方が国保に入られて、そういう方がどうしても厳しいということで、徴収率が悪くなっているのかなという感じがいたします。当然各毎月督促状等発送させていただき、また年に3回ほど催告状をお願いしております。また、それ以外にもそれぞれ担当者を、区の担当を分けまして、滞納のある方には電話等で催告をさせていただいたり、また各ご家庭に訪問をさせていただいたりしております。その中で、それ以外にも、今度は納めるのに、町の業務ですと8時半から17時15分までなのですけれども、それですと夜間とか、ほかのときに納めたいという方がいらっしゃるわけなのですけれども、そういう方のために、毎週火曜、木曜、週2回ですけれども、午後6時半まで窓口を延長して納めていただけるようにしております。また、月1度、大体最後の日曜日なのですけれども、ほとんどが月末が納期というふうになっておりますので、最終日曜日の午前9時からお昼まで、こちら窓口をあけて納付をしていただけるようにしております。また、どうしても来られない方、あるいは滞納の続く方、そういう方には、個々に担当が平日等、電話もさせてもらっているのですけれども、それ以外にも夜間とか、あるいは休日に各ご家庭、滞納のある方なのですけれども、そういう家庭を回って何とか納めていただきたいということでお話をさせていただいております。ただ、先ほど申しましたけれども、どうしても生活が苦しいと、なかなか払えないという方もいらっしゃいます。そういう方につきましては、納税誓約、あるいは一度にたくさんは払えないので、少しずつでも毎月払うというようなことで分割納入とか、そういうふうな方法で今は現在お願いしているわけです。確かに収納率につきましては下がっております。これを何とか上げたいと日々努力しているわけでございますけれども、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○若林スミ子副議長 5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 高野税務課長さん、毎日ご苦労さまでございます。なかなか税務の仕事というのが理解されないことが多くて、一生懸命頑張ってもまた数字にあらわれないということが多いかと思いますが、このまま一生懸命続けていただければと思います。

徴収率が下がる原因というのは、やっぱり滞繰分がどうしても多くなるから、この分がどうしてもしょうってしまうということで、先ほど申しましたように、県平均の滞繰の平均が12.8、それを19.7でパーセント的にはオーバーしているのですが、この辺が難しいところだなと思うところでございます。どうか頑張ってくださいと思います。

それから、夜間あるいは朝とかいろんなところに伺っているそうですが、私たちも一生懸命それをやりました。ひとつ提案なのですが、口座振替、これをもっと推進してもらえば、例えば役場に来なくても、あるいはフレックスのときに来なくても、口座のほうに入れていただければというような方法もとれるのではないかなと思うところでございます。どうかご検討いただければと思います。

以上です。

○若林スミ子副議長 税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 5番、若林議員さんのご提案という形でお伺いしてよろしいのかと思いますけれども、うちのほうもふだん口座振替等もお願いするという文章等も入れてさせていただいておりますけれども、今後もまたそういうふうな形でしていただけるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○若林スミ子副議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で国民健康保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の歳入歳出全般に対する質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で介護保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出全般に対する質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、老人保健特別会計の歳入歳出全般に対する質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で老人保健特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の歳入歳出全般に対する質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で下水道特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、水道事業会計の収入支出全般に対する質疑に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、水道事業に対して1点だけ。

25ページなのですが、会計の重要契約の要旨というところで、埼玉県水道協会で1,900万円の委託料があるのですが、この埼玉県水道協会というのは、私のときもそうだったのですが、かなりよく聞く名前なのですが、これは業者というのは、そのほか何社かあって、入札の結果なのでしょうか、それだけ教えてください。

○若林スミ子副議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 4番、大野議員さんのご質問でございます。入札、指名競争入札の結果でござい

ます。

以上でございます。

○若林スミ子副議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で水道事業会計に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで一括上程中の7案件に対しまして質疑漏れがございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定7案件に対する質疑をすべて終結いたします。

続きまして、討論に移ります。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 次に、原案に賛成する者の発言を許します。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定1号から7号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

我が国の財政状況は、国、地方を合わせた債務残高が先進国の中で最悪の水準にあるなど、極めて厳しい状況にあります。地方財政も極めて厳しい状況にあります。このような状況下で、平成16年以来、確実に行財政改革を進め、財政の健全性の確保に留意して各予算がつくられ、執行されてきました。今年度は、前年度に引き続き国の緊急経済対策としてさまざまな財政措置があり、町執行部は素早くこの緊急措置に対応し、今年度一般会計決算額、歳入38億8,227万4,951円、歳出36億4,257万5,244円、前年度より歳入において7%、歳出において6.3%とそれぞれの増と、前年度決算額を大幅に上回っています。執行に当たっては、行財政改革から学んだ精神を忘れず、各事業に対し、健全で効率的な予算の執行に十分に配慮がなされ、誠実に行われることに敬意をあらわす次第であります。平成22年度の一般会計歳入歳出決算において見ますと、税収等の落ち込みが今後の課題であると思いますが、全国的な傾向であることは言うまでもありません。早期の国の抜本的な改革が必要であると感じます。

また、主要財務比率においては、財政力指数は0.635であり、低下が見られますが、経常収支比率、公債費比率、人件費率においては改善が見られています。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とも、本町の経済状況は早期健全化基準及び財政再生基準以下であり、健全度はかなり良好であります。これも早期に行財政改革に着手し、努力したことのあらわれであると考えられます。決算状況から、行財政改革プランに基づき、全般的に堅実で誠意のある執行部の姿勢がうかがえます。また、本年度も一般行政経費の削減の努力が十分にうかがえます。行財政改革の意識が浸透してきていることが強く感じられます。

特別会計におきまして、国民健康保険、老人健康保険、介護保険ともに自主財源の確保は厳しい状況にあります。負担の公平、権利と義務の面からの住民の協力と理解を得ながら、おおむね安定した成果をおさめているものと感じられます。

また、下水道会計におきまして、管渠築造工事も順調に整備され、供用開始区域も広がり、下水道利用者の加入状況も順調に推移しています。担当部局の多大な努力が感じられます。

水道事業においては、行財政改革の趣旨を踏まえ、節減に努力し、経営面の改善に対し、担当課の努力が十分にうかがえます。この数年間で行財政に対する改革の意識が浸透してきたことが実感できます。この本年度の決算を土台とし、今後は夢のある、安心して安全な社会の構築のために予算編成をし、その執行に期待するものであります。

このような状況下において、総じて良好に運営されていると評価し、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○若林スミ子副議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに起立採決で行います。

日程第1、認定第1号 平成22年度横瀬町一般会計決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、認定第2号 平成22年度横瀬町国民健康保険特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、認定第3号 平成22年度横瀬町介護保険特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第4号 平成22年度横瀬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第5号 平成22年度横瀬町老人保健特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第6号 平成22年度横瀬町下水道特別会計決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第7、認定第7号 平成22年度横瀬町水道事業決算の認定については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子副議長 起立総員であります。

よって、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子副議長 日程第8、議案第34号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第8、議案第34号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について行うものです。この補正予算につきまして、引き続き町の総合振興計画に基づく必要な事業展開を図るため、財政状況を踏まえ、国などの補助金制度を有効に活用し、適切な財源確保に努めるとともに、効果的な予算配分を考慮し、計上いたしました。その結果、歳入歳出予算総額にそれぞれ1億9,814万1,000円を追加し、本年度歳入歳出予算総額をそれぞれ33億3,185万8,000円とするものであります。

以下、歳入歳出補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳出であります。今年度の職員人事異動などに伴い、各費目全般にわたり人件費を調整し、そ

れぞれ増額または減額計上いたしました。

また、財源調整に必要な財源を確保するため、財政調整基金積立金を増額計上したほか、実施計画により、続けて安心して子育てができるよう地域における子育て支援を推進するため、各種事業などに要する施設修繕及び運営などに係る経費に加え、高齢者の日常生活を支援するための経費を増額計上いたしました。

次に、児童虐待の未然防止及び早期発見のための事業に係る経費や疾病予防に係る経費を増額計上し、現在推進している下水道整備に係る浄化槽設置整備事業費補助金を増額計上いたしました。

さらに、緊急雇用創出基金市町村事業費県補助金を活用し、農地基本台帳整備のための費用を計上し、地域振興に係る各施設管理費用などの増額計上したほか、下水道特別会計への繰出金を決算により減額計上いたしました。

そのほか、消防施設及び防災体制の整備に係る経費を増額計上し、木造校舎耐震補強に追加工事が必要のため、これに係る費用を増額計上いたしました。そして、新たに保健体育施設のスポーツ交流館に国が進める太陽エネルギーを利用した二酸化炭素排出抑制対策事業の補助金制度を活用して、太陽光発電設備を設置するための経費を計上したほか、予備費を増額計上いたしました。

一方、歳入でございますが、特例交付金及び交付税につきましては、それぞれ交付額が決定したことによりまして、減額または総額計上したものです。

また、二酸化炭素排出抑制対策事業費国庫補助金を始め、各種事業の国、県の補助金等を増額または減額計上いたしました。

次に、前年度決算に基づく各特別会計繰入金を増額計上し、事業の中止により基金繰入金を減額計上し、繰越金を決算により増額計上したほか、諸収入を減額計上し、町債を起債限度額などの変更により減額をいたしました。

続きまして、地方債の補正であります。起債限度額の変更などに伴い、第2表のとおり、起債の減額等を変更するものであります。

以上、平成23年度一般会計補正予算の主な内容を申し上げますが、細部につきましては各担当に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子副議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時50分

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません、何点か教えてください。

まず、11ページの企画課の職員の減額なのですが、かなり金額が減額になっているのですけれども、企画課の職員が1人減になったのか、そうすると組織がちょっと変わるわけなのですけれども、あと異動の場合にはこの金額の差のあるような異動というのは考えられないので、そここのところを1点教えてください。

それから、P16ページの工事費なのですけれども、ネットフェンスの工事が入っています。先ほども要望したのですけれども、これにも町内業者の小規模事業者登録制度というのがありますので、こういうものを検討していただければいいと思いますし、先ほど、きのう横瀬町議会議長様あてに商工会議所と商工会議所の建設部会ということで、発注事業規模などから分割発注が可能な場合は、より多くの地元業者が受注できるよう、分割発注をお願いします等の、こういうものを見まして、私も本当にやってあげたいなと強く思いますので、工事費の場合には分割ができるものなら分割、地元業者に落ちるものなら小規模事業者とかというものにも目を向けていただきたいので、その点をひとつお聞きします。

それから、24ページの横小の耐震工事の関係の補正なのですけれども、これ先ほどちょっと説明で、8月10日に耐震調査が終わって、その補正だということなのですけれども、そうしますと繰越明許費でこれが載っているらしいのですけれども、耐震工事とか学校の工事というのは、大概夏休み中に実施するのがいいのではないかなと思っているのですけれども、この間学校、夏休み中に行きましたら、一生懸命引越していたりしていたのですけれども、9月補正でこの補正が通ってから工事ということになりますと、学校の授業しながらの工事になると思うので、その辺、どうしてこの時期になってしまったのかなって、繰越明許であった場合には、もっと早く工事の施工ができて、夏休み中に工事ができなかったのかどうか、ひとつ教えてください。

それから、27ページの職員の関係なのですけれども、6月の給与は補正になっていなくて、多分当初予算というのは、退職者も新人も想定されてこの当初予算ができていると思うのですけれども、それでこの9月補正で1名職員増になっているのです。それで、金額もちょっと大きいのですけれども、これはどういうふうな関係だったのだから、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子副議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 4番議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

11ページ、企画費になります。485万8,000円減額というようなことで、この内容についてのご質問かと思えます。実際に説明の中で私のほうからも申し上げさせていただきましたけれども、要因は人事異動による組みかえでございます。今まで管理職の給与、それが新人の職員が来ております。それは、内部移動しましてその辺は対応しておりますので、通常の業務には支障はないということでご理解いただきたいと思えます。

それと、27ページでしょうか。ここへ給料表がありますけれども、ここ比較して1名というようなこと

でございますけれども、国保会計において、特別会計から一般会計へ1人移ったというようなことで、国保会計はここに載っておりませんが、一般会計のほうが1名増ということになっております。

以上です。

○若林スミ子副議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 4番、大野議員さんのご質問にお答えいたします。

横瀬小学校の木造耐震工事の関係ということでございます。実際に設計が終わったのが9月8日ということで、その判定委員会を待ちまして最終的な設計になると、判定委員会を受けまして設計をするということで、委託のほうが9月8日まででありました。その後、これから入札をするわけでございます。今年度中に工事を終わらせなければならないということで、今入札のほうを急いでやっていただくように、工期のほうがなくなってしまうので、入札のほうを早く進めるようにしていただいております。そんな理由もございまして、設計のほうは、3月のときに繰り越しをさせていただきまして、それで入札しまして、実際には丸岡設計さんのほうが木造校舎の耐震診断及び耐震補強設計、それから設計業務委託ですか、そちらのほうを受けていただいて、やっと設計書ができ上がった状況でございます。これから工事にかかっていくわけですが、その辺のところでご理解をいただきたいと思っております。

なお、校舎が使えないということで、職員室をパソコン室のほうに動かしてございます。パソコン室から第2校舎、第3校舎あるいは裏の第2グラウンドのほうへ行かなければならないということもございまして、それから、校庭のほうでございまして、工事に入りますと資材等を置いたり、工事の車が出入りするようになりますので、児童、先生もですが、安全に気をつけて工事のほうを進めたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○若林スミ子副議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 16ページのコミュニティ広場の維持管理の関係でございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、苅米と12区のコミュニティ広場、ごらんになっていただくと、大体フェンスとか大分もう穴があいていたり、非常に危険な状態でございますので、昨年からのコミュニティの関係につきましては、整備を進めさせていただきまして、ことしに苅米と12区が今最終的に整備がこれから必要な部分が残っているというようなことから、今回このような形で計上させていただきました。

なお、今までも町内業者の方にお骨折りいただきまして、実際工事を請負っていることもございますので、これらにつきましても町内の業者の方でできる方がおられると思っておりますので、極力その方向で工事は進めてできるのではないかなというふうなことです。ただし、遊具の点検等でやはり資格等がないとできない部分もありますので、そういう部分については町外になる場合もありますけれども、極力町内のほうで対応できたらなというふうには担当課としては考えています。

○若林スミ子副議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 12ページですが、ここにコミュニティ助成事業の補助金が640万円減額補正

されております。先ほどの説明では、4団体中1団体のみが採択されたということで説明があったわけですが、この間これらの事業で大体どのような採択結果であったのか、それとなおかつ金額的には幾らぐらいまでなのか、今回このような大きな減額になったその原因というのをちょっと教えてもらいたいと思います。

それから、25ページなのですが、小学校の太陽光、スポーツ交流館に対する太陽光発電の関係ですけれども、ある程度内容がわかれば細かい内容を教えてもらいたいのと、歳入と歳出で補助金の名称が変わっているのはどういうことなのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。2点だけお願いします。

○若林スミ子副議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 12ページのコミュニティ助成事業補助金の関係でございます。これにつきましては、例年コミュニティ団体から一応申し込みをいただいて実施してございますけれども、昨年何団体か含めまして、実際申請をしてみました。その中で、今回も苅米と中郷6区、根古谷の1区、中郷11区と含めまして4団体申請をさせていただきました。苅米につきましては、昨年も申請していただいて、採択に漏れてしまったものですから、またことしもお願いしました。そうしたら、やはり苅米、昨年について採択の申請をお願いしましたので、苅米が申請の採択になったということで、残りの3団体につきましては採択から漏れてしまいましたので、またこれにつきましては、引き続き来年また申請をしていくというふうな形で、年々採択件数が少なくなっておりますけれども、申請だけはなるべくしたいということで行っておりまして、それで毎年希望に沿えるかどうか、採択はわかりませんが、その辺で内容ご理解いただきまして、一応申請はさせていただいているということで、財団の自治総合センターのほうで最終的に採択の決定をいただくということでございますので、これについては宝くじの助成金の関係でございますので、なるべく希望に沿えるように、例年枠の範囲内で申請をしていただく。本来ですと全部採択していれば結構なのですけれども、そのような形で今回1団体になってしまったということで、1団体当たり200万円から250万円ぐらい皆さん対象というのですか、コミュニティ活動にかかわる備品類等のやはり購入ができるということもございますので、それらの経費につきまして、一応各団体のほうから要望をいただいているものを申請をお願いしているということでございます。その関係で3団体分の640万円ほど減額になってしまったということでございます。

以上でございます。

○若林スミ子副議長 教育次長。

〔村越和昭教育次長登壇〕

○村越和昭教育次長 12番、若林議員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

スポーツ交流館の管理運営事業で、太陽光の設置工事ということで、どのような内容かということかと思っております。太陽光の規模につきましては、太陽光モジュールでいいますと、50.4キロでございます。これは、太陽光モジュール、縦14列、横20列、280枚の太陽光パネルを設置するという内容でございます。

それから、歳出のほうで国の小規模地方公共団体に対する技術率先導入事業と、それから歳入のほうでは説明欄が二酸化炭素排出抑制対策事業費国庫補助金と違ってはいないかというご質問でございます。これにつきましては、全くそのとおりでございますが、細節と細々節の違いでこのような表示になっ

てしまいました。細々節と細節がこのような名称になっておりますので、それぞれ出てしまったということとでございます。その辺でご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子副議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 まず、コミュニティの助成事業の関係ですけれども、これは多分200万円から250万円ぐらいしか採択してもらえないと思っているのです。それを希望持たせて、幾つもの団体に申し込みをさせるのもどうかと思うのです。それだったらば町で調整を図って、順次上げていったほうがいいのではないかな、私はそう思うのですけれども、以前はそういうやり方だったのですね。ですから、なぜ希望を持たせて、出させておいて、採択できなかった、それもう一度出してください、その繰り返しをやるのがいいのかどうか、その考えをもう一度聞かせてもらいたいと思っております。

それから、太陽光の関係ですけれども、大体内容はわかりました。ただ、小学校の木造の耐震工事と重なり合うとちょっと大変かな、その辺の工事の時期等はよく考えてやってほしいなというのは1つ希望としてあります。

それから、説明欄については、これは歳入でも歳出でも同じ金額ですから、わかるような、そういう説明をしていただくようにぜひお願いしたいと思っております。こっちは要望で結構ですから、まち経営課長のほうからぜひお考えをお聞かせ願ひいたします。

○若林スミ子副議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 若林議員さんの再度のご質問でございますけれども、今まではそういう感じでした。最近になると、どうも採択の件数が少し少なくなってきているかなという傾向も考えられるということから、できればなるべく多く採択してもらうように、これだけ数が、要望があるのだよということもちょっと主張したいという考えもございましたので、今後もやはり落ちた場合には、また再度するというところで、団体の代表者の方には一応ご理解いただいております。一応採択はない場合もありますので、団体の方が申し込みをした順に再度順次、順番どおりまた申請をして、採択も去年、先ほど申しあげましたけれども、苅米の場合には昨年採択されなかったもので、優先的に今度は優先順位をつけて、ある程度採択順をお願いするというような形をとりたいと思っております。枠が実際申請上がってきて、最終的にはその枠の中でどこに配分するかという決定権はうちのほうにはございませんので、極力希望に沿えるように、粘り強くやりたいというふうなこともございますので、そんな観点から少し団体の方には一応お断りしまして、こういう形で申請していますということでご了解をいただいた上で申請を考えてやっていきたいということはお伝えしておりますので、先ほど言いましたけれども、ことしだめなら、来年また、次の年というような形で粘り強く申請していただいて、採択できるまで頑張っていきたいというふうに思っています。

○若林スミ子副議長 ここで本休憩としたいと思います。

再開は14時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

〔副議長、議長と交代〕

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま平成23年度一般会計補正予算の質疑中ですが、先ほど5番、若林想一郎議員の質疑に対する答弁漏れがございましたので、答弁をさせます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 先ほど失礼しました。5番、若林議員さんの質問に対しての答弁漏れということで答弁させていただきます。

国保の徴収率が80%以下の場合、ペナルティーがあるかという質問だったと思うのですが、財政調整交付金にちょっと減額されることになるかと思えます。

以上です。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第34号 平成23年度横瀬町一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第9、議案第35号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第9、議案第35号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出におきましては、保険給付費において、国庫負担金及び交付金などの額の変更による減額及び増額に伴い、財源内訳の組みかえをいたしました。

また、本年度の後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び共同事業拠出金などの額が決定したことに伴い、それぞれの給付金及び拠出金などを増額計上いたしました。

さらに、前年度分一般被保険者療養給付費交付金などの精算などに伴い返還金を増額計上したほか、予想しがたい支出を補うために予備費を増額計上いたしました。

一方、歳入では国、県負担金や交付金などを減額、または増額計上いたしました。

また、前年度決算に基づき繰越金を増額計上し、諸収入の増額計上をいたしました。その結果、今回の補正は、総額7,345万7,000円を歳入歳出予算に追加し、本年度予算総額をそれぞれ10億5,502万1,000円とするものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時32分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際は、ページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第35号 平成23年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第10、議案第36号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第10、議案第36号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出におきましては、特定入所者介護サービス費負担金の不足が見込まれることから増額計上いたしました。

また、前年度決算に基づく国等への返還金及び一般会計への繰出金を増額計上いたしました。

一方、歳入では、諸事業の実施に伴い交付される交付金等について増額計上し、繰入金を減額計上いたしました。さらに、前年度決算に基づき繰越金を増額計上いたしました。

これらにより、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ3,003万7,000円を追加し、本年度予算総額をそれぞれ6億5,973万2,000円といたしました。

以上、介護保険特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明いただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時38分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際は、ページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第36号 平成23年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第11、議案第37号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第11、議案第37号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回は、歳入歳出ともに前年度決算に基づくものでありまして、歳出では繰出金を、歳入では繰越金をそれぞれ増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ11万3,000円を追加し、本年度予算総額をそれぞれ8,514万円とするものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際には、ページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第37号 平成23年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第12、議案第38号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第12、議案第38号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、歳出であります。人事異動に伴い、人件費を減額計上したほか、機械器具の管理に係る経費を増額いたしました。

また、処理施設の維持管理に係る経費を増額計上いたしました。

次に、歳入ですが、決算により一般会計からの繰入金を減額計上し、繰越金を増額計上いたしました。

その結果、今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ136万2,000円を追加し、本年度予算総額をそれぞれ2億2,683万2,000円といたしました。

以上、下水道特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

歳入歳出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際は、ページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第38号 平成23年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第13、議案第39号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第13、議案第39号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、支出における水道事業費用について、人事異動に伴い、人件費を各費目にわたり減額または増額計上いたしました。

また、設備の老朽化などによる送水ポンプ場の制御盤などのふぐあいを解消するため、その修繕に要する経費を増額計上したほか、消費税及び地方消費税を減額計上いたしました。

次に、簡易水道事業費用において、人件費を増額計上し、予備費を減額計上いたしました。

一方、収入ですが、施設災害保険金等を増額計上いたしました。

以上、収益的収入及び支出の主な内容について申し上げますが、今回の補正は収益的収入及び支出予算にそれぞれ83万7,000円を追加し、この予算の総額を収入及び支出それぞれ2億709万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、支出においては、人事異動による人件費を減額または増額計上したほか、取水設備の老朽化による浄水場の取水ポンプ盤の取りかえに係る経費を増額計上いたしました。

一方、資本的収入につきましては、今回補正予算の計上はございません。

この結果、今回の補正は資本的支出に141万6,000円を追加し、資本的支出の予算総額を1億1,280万6,000円といたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

以上、横瀬町水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

収入支出全般にわたって質疑をお願いいたします。

質疑の際は、ページ数をお示してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第39号 平成23年度横瀬町水道事業会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○町田勇佐久議長 日程第14、議案第40号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 日程第14、議案第40号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

ちちぶ定住自立圏形成協定につきましては、本町は平成21年9月に秩父市と6項目を、翌平成22年3月に9項目について協定を締結し、これまでに計15項目にわたり締結をして、その推進を図っているところであります。

今回は、これにさらに新規1項目を含む4項目を追加して締結することで、周辺各自治体が有機的に連携し、定住のための暮らしに必要な都市機能及び生活機能を確保するとともに、秩父地域への人の誘導をさらに促進してまいりたいと考えております。このため、ちちぶ定住自立圏形成協定書を別紙のとおり変更したいので、横瀬町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 上程いたされました議案第40号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更について、補足説明を申し上げます。

ちちぶ定住自立圏形成協定におきましては、ただいま町長のほうから提案理由の中にもございましたけれども、平成21年の9月議会において6項目を、平成22年3月議会におきまして9項目の協定の締結について議決をいただいて、現在協定項目10項目にわたって現在推進しているところです。

今回は、これに生涯学習の充実、滞在型観光の促進、外国人観光客の増加と新規の地域ブランドの確立と特産品の販売促進の4項目を追加して協定の締結をしているため、協定書に3条を改正するものでございます。

これらの協定項目の追加によりまして、既に協定済みの協定項目の記号がずらしている箇所がございますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

なお、説明でございますけれども、事前にご配付させていただきました参考資料と参考資料2というものがございまして、それをもとに説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料の1の3ページの下段からめくっていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思いますけれども、赤の文字で示させていただいておりますが、今回追加する項目でございます。

まず、教育分野の(ア)でございますが、生涯学習の充実でございます。秩父圏域は高齢化が高くございまして、生涯学習に関心を持つ住民が多くなってきているとともに、生涯学習に対するニーズの多様化、

高度化が求められておりますが、まだ生涯学習の機会が少ないということなどから、圏域内での生涯学習事業の実施や広報、学習施設の整備や運営を行うとともに、地域学などの生涯学習にふさわしい科目に関する講座の充実に向けて取り組むとしているものでございます。この項目の追加によりまして、既に協定済みの項目を繰り下げて（イ）とするものでございます。

次に、産業振興分野の滞在型観光の促進でございますけれども、4ページの下段から5ページの上段にかけてでございます。秩父圏域では日帰りの観光客が主体となっております、観光客の数に比べるとまだ宿泊客の割合が低く、経済的な効果が少ないのではないかというふうなことも言えるということから、既存の観光資源の再確認や観光事業を見直したしまして、観光資源の再発掘に努めるなどによりまして、圏域内の観光施設を広域的に結ぶ観光ルートの整備をすることや、観光秩父を対外的に打ち出すため、全国に向けて観光客誘致宣伝活動の転換などを実施するものでございます。

続いて、3つ目の外国人観光客の増加でございます。5ページの中ほどになろうかと思っておりますけれども、圏域の外国人観光客の誘致対応に対する取り組みは必ずしもまだ今のところ十分であると言えないというようなことから、外国人観光客の増加をさせるため、勉強会などを行うとともに、外国人観光客向けの観光ルートの整備や外国人観光客の受け入れ体制などに取り組むと、実施するというところでございます。この2つの項目が（ア）と（イ）と追加されたことによりまして、協定済みの2つの項目が（ウ）と（エ）に繰り下がってございます。

4つ目の地域ブランドの確立と特産品の販売促進についてですが、これは6ページをごらんください。今回新たに加えられた項目でございます。秩父圏域の農林産物が対外的に打ち出せる素材がありながら、まだブランド化されていないため、圏域外の人たちに知られていないことなどによりまして、素材を生かした付加価値の向上を目指し、販路を拡大していくことが必要であることから、地域の農林産物、特産品に関する情報を相互に提供し、集約するとともに、開発、発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体などと連携し、地域ブランドを確立するとともに、地域一丸となって販売戦略の構築に取り組むものでございます。

また、参考資料2をごらんいただきますと、2ページから3ページにかけて協定項目に塗りつぶしてある部分がございますけれども、今回の追加の協定項目でございます。これによりまして協定項目が計19項目になることとなりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、協定済みの項目の中で、今回文字などを一部修正したところがございますけれども、これにつきましては取り組み事業の活動などが限定されて表現されているところがございますので、今後事業を推進するために、拡大して活動を可能とするために、規定の字句などを修正するものでございます。これらの箇所につきましては、見え消しなどによりまして資料1に示してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○町田勇佐久議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 今の参考資料の中の3ページ以降、この赤で書かれている中の今回の協定文で、

乙の役割、要するに横瀬町の役割を見ると、大体連絡調整とかというふうなことが多いのです。ということは、直接町としてお金を拠出するとか、そういったことはどうなのですか。多分余りないのかなという気がするのだけれども、それちょっとお伺いいたします。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 秩父市の説明によりますと、現段階ではまだ秩父市の基金があると、その中で極力運営していきたいと、もしその中でどうしても費用が発生する場合は、やはり協議をした上で、お金が発生した場合にはお願いするというような形になりますので、現段階では前の共生ビジョンの中で示されている程度の額で推移していくのではないかなと思っています。ただいま申し上げましたけれども、推進していく中でどうしても費用が発生した場合には、各、秩父市中心地としまして、自治体との協議の上でやはり予算化を求められる場合もあるかもしれませんが、現段階ではそのような説明ということを受けています。

以上でございます。

○町田勇佐久議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 今のことで、今のところ聞いていると、もらったお金から出しているからいいということで、そのうち今度足りなくなったら協議をして決めるということなのだけれども、やっぱりこれから何年かたつと、当然もらったお金はなくなってしまおうし、協議をしてというのは非常に余り直接負担が来ないようなのだけれども、多分来るのだと思うのです。どうせもう国は出してくれないだろうしということになると、町がどんどん負担がふえていくことになると思うのです、この協定は。協定というのか、定住自立圏は。何だかその辺が非常に最初から気になっているところなのですけれども、この協定、最終的に決めていって、最後に、ではこれでいこうということになったときに、横瀬町の役割として、出すお金がどんどんふえてくるのではないかなというのが非常に気になるのだけれども、その辺はどうですか、今の時点で。

○町田勇佐久議長 まち経営課長。

〔加藤芳男参事兼まち経営課長登壇〕

○加藤芳男参事兼まち経営課長 11番の若林議員さんのご質問にお答えします。

現段階ですと、実戦的にはワーキンググループという、要するに担当者の中でいろいろと事業に当たっては協議をしていくという形になろうと思いますけれども、その中で実質的に支出はなるべく抑えるという基本のもとに事業を展開していただくことがやはりこの協定の意味もあろうかと思えます。

ただ、どうしてもやむを得ないということはないと言い切れるかどうか、その辺がちょっと今の段階だと何とも言えない状況でございますけれども、町といたしましては、支出は極力抑えていきたいのだという心構えを持ちながら、その辺に参加しながら協議にかかわっていくのがいいのかなというところでございますけれども、今の段階で困難な、要するになるべく支出は避けてほしいというのがお願いだと思うのですけれども、その辺で本当に町にとって有効的であり、有益な事業展開ということになれば、やはりそれに対する多少の支出も考えてもいいかなということもあり得るかもしれませんが、今の段階ですと、今のところはなるべく予算は出したくないというのが今の心境というのですか、そんなことを思っています。

す。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○町田勇佐久議長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第40号 ちちぶ定住自立圏形成協定書の変更については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○町田勇佐久議長 起立総員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩といたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時10分

○町田勇佐久議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○町田勇佐久議長 日程第15、議案第41号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第15、議案第41号 横瀬町教育委員会委員の任命についてですが、横瀬町教育委員会委員浅見育太郎氏は、平成23年9月30日で任期満了となるため、新たに新井勝之氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町田勇佐久議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 済みません。教育委員会の関係なのですが、私はこの方が議員さんをやっていたということは知っているのですが、その以前はよくわからないのですが、教育委員として適当であるというふうに思い至った理由を教えてくださいたいのですが、よろしくお願いします。

○町田勇佐久議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 本来ですと、教育委員さんですから、私から答弁するのはなんだと思いますけれども、私個人としては、議員をやられた方は既に立派な方だという認識を町民の方がお持ちいただけるだろうなという判断のもとに、今回提案をさせていただいております。

○町田勇佐久議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 なければ質疑を終結いたします。

人事案件でございますので、討論を省略します。直ちに採決したいと存じますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

採決をいたします。

日程第15、議案第41号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎陳情第1号の上程、説明、委員会付託

○町田勇佐久議長 日程第16、陳情第1号 議会のストリーム放送についてのお願いについてを議題といたします。

陳情書につきましては、事務局長をして朗読いたさせます。

○富田 等事務局長 それでは、朗読いたします。

陳 情 書

横瀬町議会議長 町田勇佐久 様

議会のストリーム放送についてのお願い

(インターネット放送及び録画放送)

日頃私共町民に対しあたたかい行政、議会運営をしていただき感謝申し上げます。

さて、最近では携帯電話、インターネットの普及により生活様式も変化してまいりました。

秩父市はケーブルテレビでの議会放送を実施しております。そこで今回、横瀬町でも議会放送の実施をお願いするものであります。

インターネットを利用したのストリーム放送（インターネット放送及び録画放送）であれば、議会会場まで行けない若い世代から年配の方まで自宅でPC、携帯電話等で視聴出来ます。

「開かれた町政」を信条とされている加藤町長の考えは真に共感出来るものであり、「開かれた議会」の実現は町長の考え方と一致すると思われまます。

横瀬町においても議会放送を早期に実施していただきたくお願い申し上げます。

平成23年8月23日

陳情者

横瀬町大字横瀬6131-2 黒澤 克久
他225名

以上でございます。

○町田勇佐久議長 事務局長の朗読を終わります。

ここでお諮りいたします。この陳情第1号の取り扱いについて、ご意見を賜りたいと存じます。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 1番の富田です。

住民の方からの陳情ということですので、慎重にというか、大切に扱う必要があると思っています。そこで、ただ現状その材料が我々はまだ乏しくて、これの費用対効果がまだ見えていないということがありますので、一度現実味があるのかなのか、あるいは幾らかかるのかとか、その辺のところをもう少し材料を集めた上で判断をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○町田勇佐久議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 過日の議会運営委員会でもこの取り扱いについて協議をされておりますが、私は今までの例に倣って、町内から出ました陳情ですので、請願並みに所管の委員会に付託をし、そこで十分に審査をしていただきたいというふうに思います。ぜひそのような取り扱いをお願いしたいと思います。

○町田勇佐久議長 ただいまの1番、また12番の議員さんから発言がありましたように、この陳情第1号につきましては、これを所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、所管の総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査と決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○町田勇佐久議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第70条第1項及び第2項の規定により、それぞれ閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決定いたしました。

○町田勇佐久議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○町田勇佐久議長 以上で今定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成23年第5回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 3時23分